

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の
実施状況について」

令和6年5月

会計検査院

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月閣議決定）において、デジタル社会の形成に当たっては、行政の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ること、また、行政のデジタル化に重要な役割を果たすマイナンバー関連制度について、国民にとっての使い勝手の向上及び同制度の活用を図ることなどが示されている。マイナンバー制度は、国民の利便性の向上と行政の効率化を併せて進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会における社会基盤であり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月閣議決定）において、マイナンバーの利用及び情報連携の推進等に係る施策が掲げられている。

国は、マイナンバー制度における情報連携の基盤となる情報提供ネットワークシステムを整備して運用するとともに、情報連携に必要となる地方公共団体における情報システムの整備等に対して国庫補助金を交付して、地方公共団体が他の機関の保有する特定個人情報の提供を受けることができるよう、情報照会の実施環境の整備を推進している。

そして、地方公共団体が上記の情報照会を実施することのできる事務手続は多数運用されている。国は、その実施状況等を調査しているものの、調査の対象が一部の事務手続となっていて、その他の事務手続に係る実施状況は明らかにされていない。また、会計検査院の検査において、生活保護業務に係る上記の情報照会が全く実施されていなかった事態が見受けられるなどしている。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策を実施する過程において、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化したことを受けて、マイナンバーの利用範囲の拡大や、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直しなどを内容とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）が令和5年6月に公布された。

本報告書は、以上のような状況を踏まえて、マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について検査し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

令和6年5月
会計検査院

目次

1	検査の背景	1
(1)	マイナンバー制度の概要等	1
ア	マイナンバー制度の概要	1
イ	マイナンバー法における基本理念等	2
ウ	デジタル社会の実現に向けたマイナンバー制度に関する取組等	3
エ	マイナンバー法の改正	4
(2)	マイナンバー情報照会等の概要	5
ア	情報連携及びマイナンバー情報照会の概要	5
イ	マイナンバー情報照会が実施される事務手続の概要	8
ウ	マイナンバー制度関連システムの概要	9
エ	マイナンバー制度関連システムの整備等の概要	11
(3)	マイナンバー情報照会の実施状況に係る国の調査の概要	13
(4)	情報連携の正確性確保のための取組	15
ア	マイナンバーの紐付け誤りへの対応	15
イ	総点検の結果及び再発防止対策の概要	16
(5)	これまでの検査の実施状況	18
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	19
(1)	検査の観点及び着眼点	19
(2)	検査の対象及び方法	19
3	検査の状況	21
(1)	マイナンバー情報照会の実績	21
ア	情報連携の運用開始以降のマイナンバー情報照会の照会件数の状況	21
イ	社会保障、税及び災害対策の各分野の事務手続に係るマイナンバー情報照会の照会件数等の状況	22
(2)	個別の事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況	23
ア	マイナンバー情報照会の利用実績を踏まえた事務手続の選定及び分析の方法	23
イ	地方公共団体の半数以上が利用していた事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況	29

ウ	地方公共団体の過半が利用していなかった事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況	54
4	検査の状況に対する所見	71
	(1) 検査の状況の主な内容	71
	(2) 所見	75
	別図表	80

- ・本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・図表中の「0」は単位未満あり、「-」は皆無を示す。
- ・図表は、本報告書の取りまとめに当たって会計検査院が作成したものである。

事 例 一 覧

〔「特定医療費の支給認定」に関する事務手続（管理番号98-4）について、患者等から課税証明書等の提出を受けることにより地方税関係情報を確認していて、マイナンバー情報照会を実施していなかったもの〕

＜事例1＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

〔「精神障害者保健福祉手帳の更新（日本年金機構への照会）」に関する事務手続（管理番号14-53）について、日本年金機構に対して文書照会を行うことにより年金給付関係情報を確認していて、マイナンバー情報照会を実施していなかったもの〕

＜事例2＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

〔「個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用」に関する事務手続（管理番号16-12）について、他の市町村に対して文書照会を行うことにより地方税関係情報を確認していて、マイナンバー情報照会を実施していなかったもの〕

＜事例3＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について

検査対象	内閣府本府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、日本年金機構、社会保険診療報酬支払基金、451地方公共団体（11県、435市町村、1一部事務組合、4広域連合）
マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の概要	地方公共団体が、情報提供者に対して情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携事務を処理するために必要な特定個人情報情報の提供を求めるもの
マイナンバー制度関連システムの整備等の概要	情報提供ネットワークシステムの整備及び運用を行うとともに、マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会等の実施のための情報システムの整備等に係る国庫補助金を交付するもの
マイナンバー制度関連システムのうちの情報提供ネットワークシステムの整備及び運用に係る支出済歳出額	749億円（平成26年度～令和4年度）
マイナンバー制度関連システムのうち地方公共団体による情報照会等の実施のための情報システムの整備等に係る国庫補助金交付額	1400億円（平成26年度～令和4年度）

1 検査の背景

(1) マイナンバー制度の概要等

ア マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、国民の利便性の向上と行政の効率化を併せて進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会における社会基盤であり、社会保障制度、税制、災害対策の各分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個

(注1)
人の情報が同一人の情報であることを確認するために、個人番号（以下「マイナンバー」という。）が活用されている。

また、マイナンバー制度に関する必要な事項は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）等に定められている。

(注1) 個人番号 住民票コードを変換して得られるものであり、特定の個人を識別するために指定される12桁の番号

イ マイナンバー法における基本理念等

マイナンバー法において、基本理念として、マイナンバーの利用は、次の①から④までに掲げる事項を旨として行わなければならないこととなっている。

- ① 行政事務の処理において、個人に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること
- ② 情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供NWS」という。）を利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有すること（以下「情報連携」という。）によって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること
- ③ 個人から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること
- ④ マイナンバーを用いて収集され又は整理された個人情報について、法令に定められた範囲を超えて利用され又は漏えいすることがないように、その管理の適正を確保すること

また、マイナンバーの利用に関する施策の推進は、情報提供NWSが上記の②及び③に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、^(注2)地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供NWSの利用の促進を図るなどして行わなければならないこととなっている。

そして、国の責務として、上記の基本理念にのっとり、国は、マイナンバーその他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、

マイナンバーの利用を促進するための施策を実施すること、及び教育活動、広報活動その他の活動を通じて、マイナンバーの利用に関する国民の理解を深めるよう努めることとなっている。また、地方公共団体の責務として、上記の基本理念にのっとり、地方公共団体は、マイナンバーその他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、マイナンバーの利用に関して、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施することとなっている。

(注2) 特定個人情報 マイナンバー（マイナンバーに対応し、当該マイナンバーに代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報

ウ デジタル社会の実現に向けたマイナンバー制度に関する取組等

令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、デジタル社会の将来像等に関する政府の方針が示された。この基本方針では、デジタル社会の形成に向けた取組事項として、デジタル社会の形成に当たっては、行政の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ること、また、社会全体でのデジタル化を円滑に進めていくことが求められるため、行政のデジタル化が緊要であるとして、行政のデジタル化に重要な役割を果たすマイナンバー関連制度について、国民にとっての使い勝手の向上及び同制度の活用を図ることなどが示されている。

そして、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）等に基づき、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）が作成された。この計画によれば、デジタル化による成長戦略として、「官民でデジタルファーストの原則を業務の進め方も含めて徹底することにより、社会全体の生産性の向上を図るとともに、デジタル化により蓄積されたデータを活用した政策決定や、官民のデータの流通・活用を通じて社会の効率性や創造性を高め、結果として、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合ったサービスが提供される豊かな社会、継続的に力強く成長する社会の実現を目指す」とされている。また、デジタル庁は、デジタル社会の実現に関する司令塔として、マイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行うことなどの施策について主導的な役割を担い、関係者によるデジタル化の取組を牽引^{けん}していくこととされている。そして、同計画において、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策として、「マイナンバー

制度における情報連携の拡大」について、同庁を中心に、行政手続等の横串での精査を行い、関係府省庁において、情報連携等を前提とした個々の制度等の業務の見直しなどを実施すること、「各種免許・国家資格等のデジタル化の推進」について、資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指すことなどが掲げられている。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月閣議決定）においても、「マイナンバーの利用及び情報連携の推進」「特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進」等の施策が掲げられている。

情報連携については、3年9月の同庁設置前は、内閣官房番号制度推進室において、情報連携に向けた制度面の総合調整が行われ、また、総務省大臣官房個人番号企画室において、情報提供NWSの設置及び管理や地方公共団体における情報連携についてシステム面の進捗管理等が行われていた。そして、同庁の設置に伴い、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）に基づき、同庁において、マイナンバーに関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務、マイナンバー等の利用並びに情報提供NWSの設置及び管理に関する事務等が行われている。

エ マイナンバー法の改正

新型コロナウイルス感染症対策を実施する過程において、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化したことを受けて、デジタル社会の基盤であるマイナンバー及びマイナンバーカード^(注3)についての国民の利便性を向上させるなどの観点から、「マイナンバーの利用範囲の拡大」「マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し」などのために、5年3月にマイナンバー法等の一部を改正する法律案が国会に提出された。同法律案は同年6月に可決され、成立し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）が同月に公布された。

これにより、具体的には、「マイナンバーの利用範囲の拡大」については、社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図ることとして、理容師・美容師、小型船舶操縦士、建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とすることとなった。また、「マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し」については、法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することにより情報連携を可能とすることとなり、新たに必要となっ

た機関間の情報連携がより速やかに開始されることとなった。なお、上記の事務に関して規定しているマイナンバー法別表第二（後述(2)ア参照）は、改正法の施行により削除されることとなっている。^(注4)

(注3) マイナンバーカード 氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーその他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカード

(注4) 改正法の施行期日については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（令和6年政令第169号）に基づき、令和6年5月27日とされている。

(2) マイナンバー情報照会等の概要

ア 情報連携及びマイナンバー情報照会の概要

情報連携については、現行のマイナンバー法別表第二において、①情報連携の対象となる社会保障、税及び災害対策の各分野における各種の事務（以下「情報連携事務」という。）、②情報連携事務を処理する国の行政機関、地方公共団体等の情報照会者、③情報連携事務を処理するために必要な特定個人情報及び④当該特定個人情報を保有する国の行政機関、地方公共団体等の情報提供者が定められている。

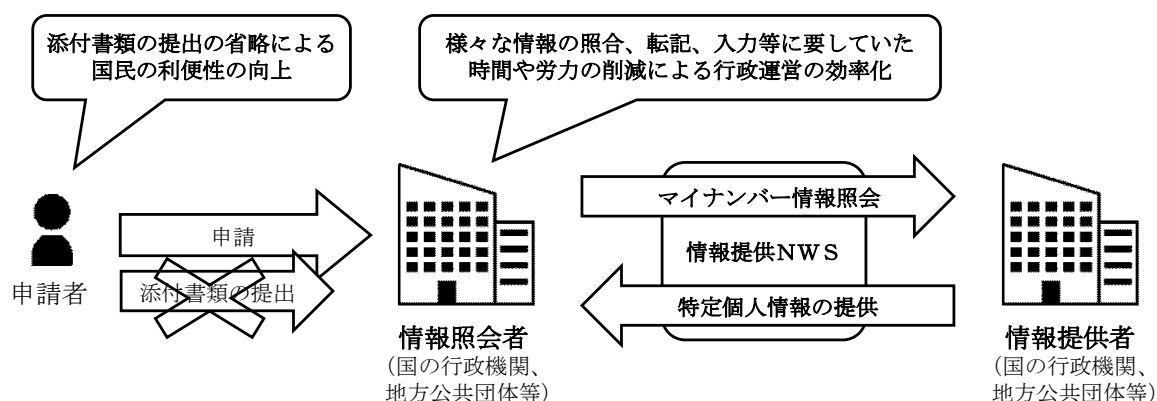
マイナンバー法においては、何人も、情報照会者が情報提供者に対して情報連携事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求め、当該情報提供者が情報提供NWSを使用して当該特定個人情報を提供する場合等を除き、特定個人情報の提供をしてはならないこととなっている（以下、情報照会者が、情報提供者に対して情報提供NWSを使用して情報連携事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求めることを「マイナンバー情報照会」という。）。

そして、情報照会者がマイナンバー情報照会を実施したときは、情報提供NWSから情報提供者に対してその旨が通知され、情報提供者は、当該通知を受けたときは、情報照会者に対して、当該特定個人情報を提供しなければならないこととなっている。また、情報照会者がマイナンバー情報照会を実施することにより当該特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったとみなすこととなっている。

国の行政機関や地方公共団体等の間でマイナンバー情報照会が実施されることに

より、申請者にとっては、申請の際に従来の行政手続で必要とされていた課税証明書や住民票の写しなどの添付書類の提出を省略できて利便性の向上が図られるとともに、情報照会者にとっては、様々な情報の照合、転記、入力等に要していた時間や労力が削減されて行政運営の効率化が図られることになる（図表0-1参照）。

図表0-1 マイナンバー情報照会による国民の利便性の向上及び行政運営の効率化



情報連携事務及び特定個人情報については、マイナンバー法別表第二のほか、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）において具体的な内容が定められている。そして、情報連携を行うことができる事務手続については管理番号（マイナンバーを利用することができる機関及び事務を定めたマイナンバー法別表第一の項番を基に、事務手続ごとにデジタル庁が付した番号をいう。以下同じ。）が付されており、当該事務手続で情報連携が行われる特定個人情報については、マイナンバー法別表第二及び別表第二主務省令の規定に基づき、情報提供NWSにおいてあらかじめ設定されている。また、個々の情報連携事務については、それぞれの事務手続の所管府省庁が指定されている。

一例として、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当等の支給に関する情報連携事務、特定個人情報及び事務手続の対応関係を示すと、図表0-2のとおりである。

図表0-2 児童手当等の支給に関する情報連携事務、特定個人情報及び事務手続の対応関係

○ マイナンバー法別表第二の規定（74の項）

情報照会者	市町村長（略）
情報連携事務	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
情報提供者	市町村長
特定個人情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

○ 別表第二主務省令の規定（第40条）

法別表第二の74の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一～五（略）	
六 児童手当法第26条（略）の届出に係る事実についての審査に関する事務	次に掲げる情報
イ（略）	
ロ 当該届出に係る一般受給資格者又はその者と生計を一にする子（略）に係る市町村民税に関する情報	}
ハ 当該届出に係る支給要件児童又は当該届出に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報	

○ 情報提供NWSに設定されている個々の事務手続と特定個人情報

管理番号	事務手続名	左の事務手続で情報連携が行われる特定個人情報
56-11	現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）	総所得金額、扶養控除情報、16歳未満扶養者数、市町村民税均等割額 等
56-12	現況の届出に係る事実の審査（所得の確認）	（略）
56-26	現況の届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	世帯主との続柄
56-28	住所等の変更の届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	（略）

（注） 本図表の情報連携事務及び事務手続は、令和4年度までは内閣府本府が所管し、5年度以降はこども家庭庁が所管している。

情報照会者は、社会保障、税及び災害対策の各分野における情報連携事務の処理に当たり、事務手続を指定してマイナンバー情報照会を実施することにより、情報提供NWSを通じて情報提供者から当該事務手続に係る特定個人情報の提供を受けられることができることとなっている。

マイナンバー情報照会は、平成29年7月に試行運用が開始され、同年11月に本格運用が開始された。そして、「情報連携の本格運用開始に関するQ&A」（平成29年11月内閣官房番号制度推進室及び総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡）によれば、情報連携の対象となっている事務手続に関して、情報連携を行わず、各行政機関の裁量で申請者に添付書類の提出を求めることについては、国及び地方公共団体は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化というマイナンバー法の基本理念に鑑みれば、①全て情報連携を活用して事務処理を行うことが基本であり、個別の行政機関の判断で、特定の事務手続について情報連携によって省略可能な添付書類の提出を求め続けることは不適切であって、②システムの準備が整わないなど、各行

政機関の個別の事情により情報連携を行うことができない事務手続がある場合には、速やかに問題を解決するとともに、国民・住民に必要な説明を行うこととされている。

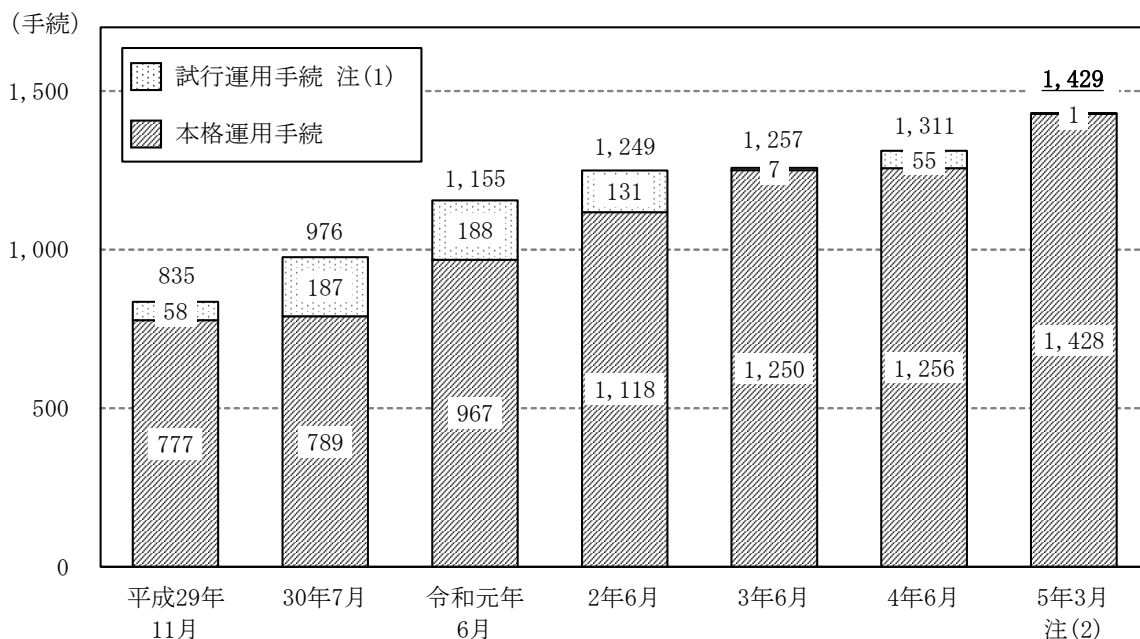
イ マイナンバー情報照会が実施される事務手続の概要

情報照会者がマイナンバー情報照会を実施することができる事務手続は、上記本格運用の開始時において1,872手続であったのに対し、令和4年度には2,944手続に増加している。そして、国の行政機関や地方公共団体等が実施したマイナンバー情報照会の照会件数は、平成29年度に164万余件であったのに対し、令和4年度には1億9754万余件に増加している。

情報照会者については、4年4月時点において、国の機関では、文部科学省及び厚生労働省、地方公共団体では、都道府県、都道府県教育委員会、市区町村、市区町村教育委員会、一部事務組合及び広域連合、その他機関では、日本年金機構等となっていて、情報照会者計5,375機関のうちの3,610機関（67.1%）は地方公共団体となっている。

デジタル庁は、マイナンバー情報照会を実施することができる事務手続について、事務手続名やその概要、各事務手続に係る情報照会者や情報提供者、特定個人情報等をまとめた資料（以下「事務手続一覧」という。）を作成して公表しており、地方公共団体を情報照会者とする事務手続は、図表0-3のとおり、5年3月時点において1,429手続となっている。

図表0-3 事務手続一覧に基づく地方公共団体を情報照会者とする事務手続数の推移（平成29年11月～令和5年3月）



注(1) 試行運用手続 申請者等から従来どおり添付書類の提出を受けた上で、情報提供NWSを使用した事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理との間で相違がないか確認して検証するために試行運用を行う対象となった事務手続

注(2) 令和4年度末の事務手続数として、5年3月27日時点の事務手続数を記載している。

ウ マイナンバー制度関連システムの概要

デジタル庁は、情報連携を支える基盤となる情報提供NWSの設置及び管理に関する事務を行っている。そして、国の行政機関や地方公共団体等は、情報連携を行うために、図表0-4のとおり、それぞれが運用等を行っている社会保障、税等に係る情報システム（以下、地方公共団体におけるマイナンバー情報照会等の実施のための情報システムを「個別事務システム」という。）等を情報提供NWSに接続している（以下、情報提供NWS及び情報提供NWSと接続した個別事務システム等を合わせて「マイナンバー制度関連システム」という。）。

(注5)

情報提供NWSと個別事務システムとの間には中間サーバーが設置され、個別事務システムに保存されている特定個人情報の副本データをこの中間サーバーに保存している。このように、中間サーバーは情報連携を仲介する役割を担うことになっている。また、情報連携においては、個人情報の保護のためにマイナンバーを用いないこととなっており、中間サーバーと情報提供NWSの間では、マイナンバーに代えて住民票コードを基に生成された個人を特定する符号を用いることとなって

いる。

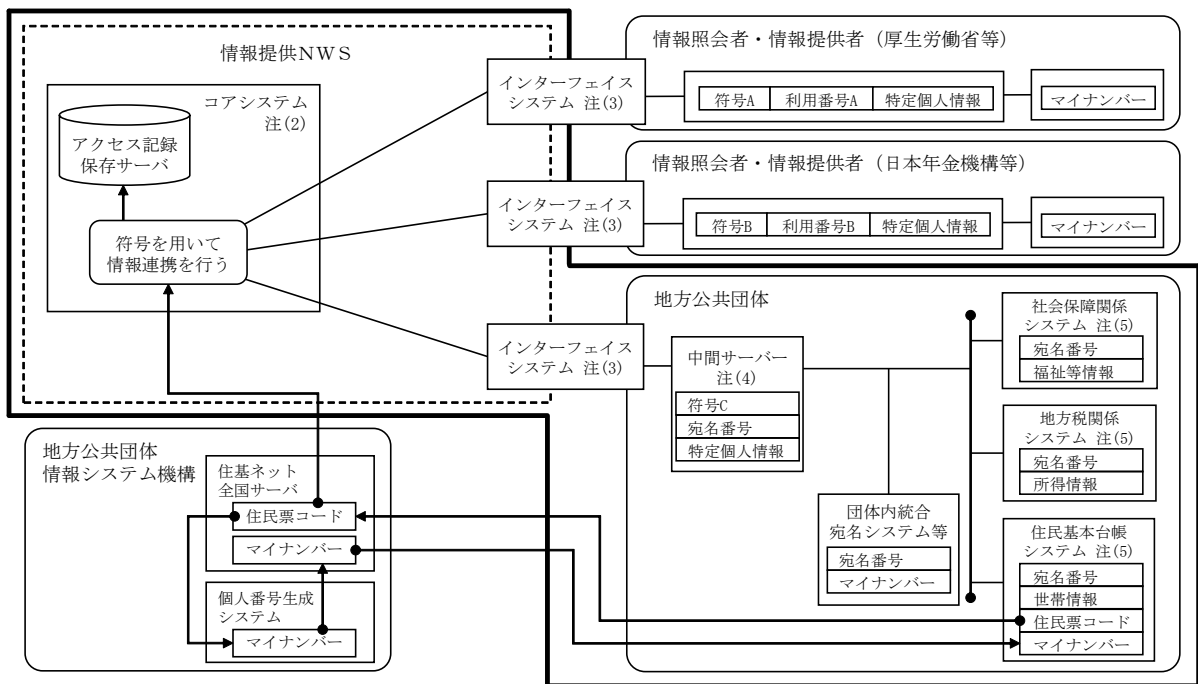
(注6)

地方公共団体は、団体内統合宛名システム等において、地方公共団体内で個人を一意に特定できる番号として団体内統合宛名番号等（以下「宛名番号」という。）を付番している。そして、宛名番号とマイナンバー^{ひも}を紐付けた上で、中間サーバーにおいて宛名番号と上記の符号を紐付けることにより、符号と個別事務システムが保有する情報を紐付けている。

(注5) 中間サーバー 情報連携の対象となる特定個人情報の副本データの保存及び管理を行い、情報提供NWS、住民基本台帳システム、個別事務システム等との情報の授受を仲介するシステム

(注6) 団体内統合宛名システム 地方公共団体において、団体内で管理する団体内統合宛名番号、マイナンバー及び宛名情報を統一的に管理するシステム

図表0-4 マイナンバー制度関連システム等の概要



注(1) 太線の囲みがマイナンバー制度関連システムである。

注(2) コアシステム 情報提供NWSの一部で、情報連携に用いられる個人を特定するための符号の付番及び変換並びに情報連携の許可を行うシステム

注(3) インターフェイスシステム 情報提供NWSの一部で、情報照会者又は情報提供者との接続を行うシステム

注(4) 地方公共団体の中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が共同化・集約化した上で運用されている。地方公共団体は、地方公共団体ごとに区管理されたデータベース等を利用している。

注(5) これらの情報システムは、個別事務システムの具体例である。

また、地方公共団体は、団体内統合宛名システム等を使用して、個別事務システム

ムのデータベースに保存されている特定個人情報の副本データを中間サーバーに登録するとともに、マイナンバー情報照会を実施し、符号を用いて情報提供者の中間サーバーに登録されている副本データを取得している。

エ マイナンバー制度関連システムの整備等の概要

(ア) 国によるマイナンバー制度関連システムの整備及び運用

情報連携を支える基盤となる情報提供NWSについては、3年9月のデジタル庁設置前は総務省大臣官房個人番号企画室において、同庁設置後は同庁において、設置及び管理に関する事務が行われている。情報提供NWSの整備及び運用のために平成26年度から令和4年度までの9年間に要した経費は、図表0-5のとおり、計749億余円となっている。

図表0-5 情報提供NWSの整備及び運用に要した経費（平成26年度～令和4年度）

（単位：億円）

経費区分	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	計
整備経費 注(1)	51	43	41	4	0	1	44	45	4	237
運用経費 注(2)	-	20	50	76	70	65	80	97	52	512
計	51	63	92	81	71	67	124	142	56	749

注(1) 第一期分の設計開発等に係る経費が平成26年度から29年度まで、第二期分の調査研究、設計開発等に係る経費が29年度から令和4年度までとなっている。

注(2) 第一期分の運用保守等に係る経費が平成27年度から令和3年度まで、第二期分の運用保守等に係る経費が2年度から4年度までとなっている。

(イ) マイナンバー制度関連システムの整備等に係る補助事業の概要

平成26年度以降、地方公共団体におけるマイナンバー制度関連システムの整備等に係る各種の補助事業が実施されており、その主なものは次のとおりである。

総務省及び厚生労働省は、マイナンバー制度の導入に合わせて、情報連携に必要となる地方公共団体における情報システムの整備を行うために、26年度から29年度までの間に、マイナンバー制度の導入に必要な個別事務システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー等の各種の情報システムの整備に要する経費を対象として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）を地方公共団体に交付している。

また、アのとおり、各事務手続で情報連携が行われる特定個人情報は情報提供NWSにおいてあらかじめ設定されている。そして、事務手続の所管府省庁は、

事務手続ごとに設定された特定個人情報のデータ項目等を規定した文書（以下「データ標準レイアウト」という。）を作成し、デジタル庁がそれらを取りまとめて公表している。データ標準レイアウトは、法令の改正や情報連携を行う機関からの運用改善要望等により、マイナンバー制度開始後、定期的に改版等が行われている。マイナンバー情報照会を実施することができる事務手続は、29年11月の本格運用開始以降追加されており、それに合わせて情報連携の対象となる特定個人情報が追加して設定されている。

内閣府及び厚生労働省は、その所管する事務手続に係るデータ標準レイアウトの改版を行う場合や、新たに情報連携の対象となる特定個人情報を追加して設定する場合等に、これらの事務手続や特定個人情報に関係する個別事務システムの改修等に係る経費を対象として、地方公共団体に各種の補助金を交付している。

さらに、総務省は、情報連携の運用に当たって必要となる地方公共団体の中間サーバーの安定稼働等を目的として、地方公共団体の中間サーバーを更改するために、これに要する経費を対象として、令和元年度から3年度までの間に、整備費補助金を地方公共団体に交付している。

これらの補助金の平成26年度から令和4年度までの交付額については、図表0-6のとおり、内閣府所管分7億余円、総務省所管分888億余円、厚生労働省所管分504億余円となっていて、計1400億余円が交付されている。

図表0-6 マイナンバー制度関連システムの整備等に係る主な補助金の交付額（平成26年度～令和4年度）

（単位：億円）

No.	所管府省名	国庫補助金等名	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	計
1	内閣府	子ども・子育て支援事業費補助金	-	-	-	-	-	0	7	-	-	7
2	総務省	整備費補助金（注）	250	452	45	9	-	46	62	20	-	888
3	厚生労働省	整備費補助金（注）	21	227	95	30	-	1	1	-	-	378
4	厚生労働省	母子保健衛生費国庫補助金	-	-	-	-	-	10	0	-	-	11
5	厚生労働省	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金	-	-	-	-	-	-	1	0	0	3
6	厚生労働省	障害者総合支援事業費補助金	-	-	-	-	-	-	15	0	37	54
7	厚生労働省	介護保険事業費補助金	-	-	-	-	0	12	13	1	-	28
8	厚生労働省	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金 （予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種（ロタウイルスワクチン）に係るマイナンバー情報連携体制整備事業）	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
9	厚生労働省	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金 （新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく住民接種に係る自治体予防接種台帳システム改修事業）	-	-	-	-	-	-	-	5	-	5
10	厚生労働省	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金 （健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業（健（検）診情報連携システム整備事業））	-	-	-	-	-	-	-	22	-	22
厚生労働省所管8補助金計			21	227	95	30	0	25	32	32	38	504
3府省10補助金合計			272	680	141	39	0	71	103	52	38	1400

（注） 整備費補助金のうち、総務省の令和元年度から3年度までの交付分については、地方公共団体の中間サーバーの更改に要する経費を対象としたものであり、厚生労働省の元、2両年度の交付分については、所管する事務手続に係るデータ標準レイアウトの改版に係る経費を対象としたものである。

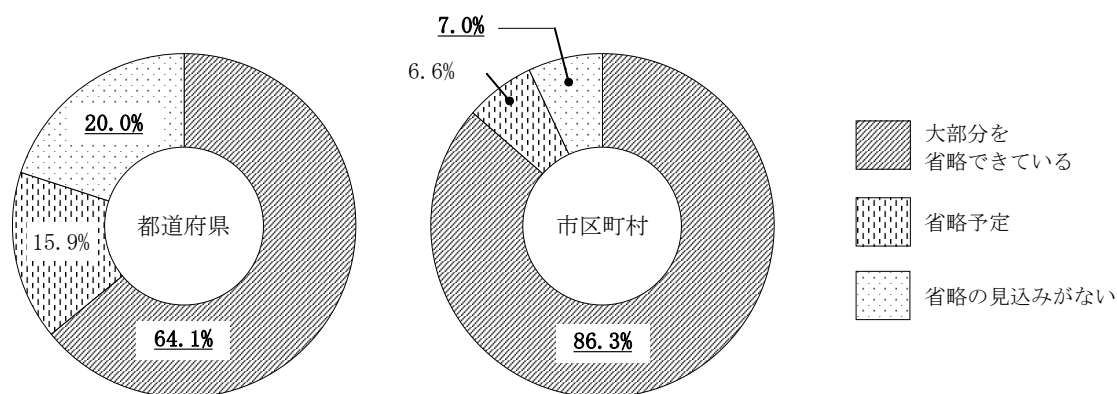
（3）マイナンバー情報照会の実施状況に係る国の調査の概要

総務省大臣官房個人番号企画室及び内閣官房番号制度推進室は、2年12月に、都道府県に対して事務連絡「令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携本格運用開始後の状況等について（照会）」を発出し、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施状況等を調査している。

この調査は、同月時点のマイナンバー情報照会による添付書類の省略状況等について、47都道府県又は1,741市区町村を情報照会者とする23手続（うち都道府県に係る調査の対象手続は14手続、市区町村に係る調査の対象手続は17手続）を対象として実施されたものである。

調査の結果、図表0-7のとおり、都道府県に係る事務手続の64.1%及び市区町村に係る事務手続の86.3%についてはマイナンバー情報照会の実施により添付書類の大部分を省略できている一方、都道府県に係る事務手続の20.0%及び市区町村に係る事務手続の7.0%については省略の見込みがないなどとされている。

図表0-7 都道府県及び市区町村に係る事務手続における添付書類の省略状況（令和2年12月時点）



添付書類を省略できていない主な理由として、都道府県及び市区町村ともに、運用手順等が調整中であることやシステム対応ができていないことが挙げられている。そして、今後の取組として、都道府県及び市区町村に対して、地方公共団体個別の事情によりマイナンバー情報照会が実施できていない場合はマイナンバー法の趣旨にのっとり早急にマイナンバー情報照会を実施できるように対応することが示されている。

このほか、市区町村に係る調査の対象手続のうちの「国民健康保険税の賦課」に関する事務手続（管理番号16-13）について、マイナンバー情報照会の実施により、他の機関に対する文書照会に係る通信費及び消耗品費が削減されるなどの効果があったことが示されている。

そして、総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室及びデジタル庁デジタル社会共通機能グループ基準・標準担当は、3年10月に、調査の対象手続の所管府省庁である内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省に対して、事務連絡「全地方公

共団体を対象に実施した情報連携の実施状況調査における「情報連携の効果として、特に顕著な事例」の共有等について」を発出し、情報連携が開始されている事務におけるマイナンバー情報照会の実施の徹底に向けて、上記の調査結果及びマイナンバー情報照会の実施により効果を上げている事例を活用することを依頼している。

(4) 情報連携の正確性確保のための取組

ア マイナンバーの紐付け誤りへの対応

5年5月以降、健康保険証、共済年金、障害者手帳等に関する各制度において、制度側で管理する制度固有の番号とマイナンバーの間に紐付け誤りがあったことが、国により公表された。

これを受けて、国は、デジタル庁を中心に、総務省、厚生労働省等の制度所管省庁と連携して政府全体でマイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検（以下「総点検」という。）と再発防止を強力に推進するために、同年6月に同庁にマイナンバー情報総点検本部（以下「総点検本部」という。）を設置して、マイナポータル^(注7)で閲覧可能な情報を有する全ての制度について紐付けが正確に行われているか、総点検を開始することとした。「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」（令和5年8月8日付け総点検本部会議資料）によれば、各制度における自分の情報が誤って他人のマイナンバーに紐付けられている場合、各制度の事務に支障が生じ、マイナポータルで自己情報を確認しようとする際に、自分の情報ではなく、当該制度に関する他人の情報が閲覧可能となり、情報の漏えいにつながるおそれがあるとされている。また、マイナンバー情報照会においても、制度固有の番号とマイナンバーが誤って紐付けられた状態で中間サーバーに副本データが登録されることになるため、情報照会者がマイナンバー情報照会を実施した際に、必要としていた者ではない者の特定個人情報が提供されるおそれがある。

総点検の実施に当たっては、まず、各制度の現場において、地方公共団体等のマイナンバーの紐付けを実施する機関（以下「紐付け実施機関」という。）がどのような方法で紐付けを行っているかについて調査が行われた。この調査では、①マイナンバーを確認書類とともに取得しているか、②J-L I S照会の際に基本4情報^(注8)（氏名、生年月日、性別及び住所をいう。以下同じ。）の全部によりマイナンバーを照会しているか、③基本4情報のうち一部の情報によりマイナンバーを照会している場合は妥当な方法により本人として特定しているかなどを確認して、これらの方

法によらない不適切な方法で紐付けられた個別データを総点検の対象とすることとされた。そして、総点検の対象となった個別データの点検を実施して、その結果を取りまとめることとされた。

(注7) マイナポータル 国民が自宅のパーソナルコンピュータ等から自身に関する情報連携等の記録を確認できる機能を搭載したオンラインサービスである情報提供等記録開示システム及び地方公共団体の子育てなどに関するサービスの検索やオンライン申請を行うサービス検索・電子申請機能等システム

(注8) J-L I S照会 地方公共団体等が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、地方公共団体情報システム機構（J-L I S）が管理する住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、氏名、住所等の情報を基にマイナンバーを照会すること

イ 総点検の結果及び再発防止対策の概要

6年1月16日の総点検本部会議での報告によれば、総点検の対象となった個別データは8208万件であり、これらの全てについて本人確認までの点検が完了し、図表0-8のとおり、8,395件（8208万件の0.01%）の紐付け誤りが確認されたとされている。

図表0-8 マイナンバーの紐付け誤り事案の概要等

事案	事案の概要	発生件数
健康保険証情報の紐付け誤り	保険資格情報に他人のマイナンバーが紐付けられた。	1,142件 注(2)
共済年金情報の紐付け誤り	年金情報に他人のマイナンバーが紐付けられた。	地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会において計119件
公金受取口座情報の誤登録	他人の口座情報が登録された。	1,186件 注(3)
所得・個人住民税情報の紐付け誤り	所得・個人住民税情報に他人のマイナンバーが紐付けられた。	4地方公共団体において計4件
障害支援区分認定情報の紐付け誤り	認定情報に他人のマイナンバーが紐付けられた。	1地方公共団体において1件
障害者自立支援に関する給付情報(精神通院医療)の紐付け誤り	給付情報に他人のマイナンバーが紐付けられた。	4地方公共団体において計152件
障害福祉サービス受給者証情報の紐付け誤り	受給者証情報に他人のマイナンバーが紐付けられた。	3地方公共団体において計6件
生活保護情報の紐付け誤り	生活保護情報に他人のマイナンバーが紐付けられた。	5地方公共団体において計22件
障害者手帳情報の紐付け誤り	手帳情報に他人のマイナンバーが紐付けられた。	43地方公共団体において計5,689件
小児慢性特定疾病医療費助成の支給情報の紐付け誤り	支給情報に他人のマイナンバーが紐付けられた。	1地方公共団体において7件
難病患者に対する特定医療費の支給情報の紐付け誤り	支給情報に他人のマイナンバーが紐付けられた。	1地方公共団体において66件
労働者災害補償給付情報の紐付け誤り	労働者災害補償給付情報に他人のマイナンバーが紐付けられた。	1労働基準監督署において1件 注(4)
計		8,395件

注(1) 令和6年1月16日の総点検本部会議で使用された資料を基に会計検査院が作成した。

注(2) このほか総点検が実施される前に確認されるなどした紐付け誤りが7,553件ある。

注(3) 紐付け誤り事案には該当しない家族等の口座を登録したと考えられるものについては除いている。

注(4) このほか、総点検の対象とされなかった個別データについても確認作業が行われており、3件の紐付け誤りが確認されている。

これらの事案の主な発生原因は、申請時に、申請者本人からマイナンバーの提供がなかった結果、紐付け実施機関が、J-LIS照会により申請者のマイナンバーを取得することになり、その際、誤って他人のマイナンバーと紐付けてしまったことなどによるものであった。

このような発生原因を踏まえて、国は、次のような再発防止対策を講じている。

- ① 5年9月末までに、各制度の申請時にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令改正等を行った。

② 同年10月に、マイナンバーの登録に係る横断的なガイドラインを紐付け実施機関向けに策定して、各制度の申請時にマイナンバーの取得を原則とすることや、J-LIS照会を行う際には原則として基本4情報で照会を行うことなどを明記した。

③ 同年12月に、J-LIS照会を行うに当たっては基本4情報又は氏名、生年月日及び住所の3情報による照会となるよう、J-LISにおいて照会システムの改修を行った。

このほか、総点検終了後も、再発防止のために、申請時や更新時といった本人確認の際に、定期的なマイナンバーの確認を徹底することや、マイナンバー登録事務について人手を介さないようデジタル化を行うこととしている。

(5) これまでの検査の実施状況

会計検査院は、これまでに、マイナンバー制度関連システムやマイナンバー情報照会の実施状況等について検査し、その結果を検査報告に掲記するなどしている（別図表1参照）。

令和3年度決算検査報告に掲記した事項は、生活保護業務におけるマイナンバー情報照会の実施状況について、地方公共団体において、マイナンバー情報照会が全く実施されておらず、生活保護システム等の改修の効果が十分に発現されていない事態が見受けられ、厚生労働省において、アンケート調査により情報連携を活用していない地方公共団体があることを把握していたにもかかわらず、地方公共団体に対して、同省が情報連携に関して発出した通知等の内容を整理した上で改めて周知していないなどしていたことから、厚生労働大臣に対して、4年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求したものである。

そして、厚生労働省におけるその後の処置状況を検査したところ、同省において、上記通知等の内容を理解しやすく整理した上で、地方公共団体に対して改めて周知するなどの処置が講じられており、その旨を令和4年度決算検査報告に掲記している。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施状況については、地方公共団体においてマイナンバー情報照会を実施することのできる事務手続が多数運用されている中で、実施状況に係る国の調査が一部の事務手続を対象としたものとなっていて、その他の事務手続に係る実施状況は明らかにされていない。また、会計検査院の検査において、生活保護業務に係るマイナンバー情報照会が全く実施されていなかった事態が見受けられるなどしている。

そこで、会計検査院は、効率性、有効性等の観点から、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施状況について、次の点に着眼するなどして検査した。

ア 地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実績はどのようになっているか。

イ 情報連携事務の発生状況やこれを踏まえたマイナンバー情報照会の実施状況は、事務手続ごとにどのようになっているか。マイナンバー情報照会を実施している地方公共団体において実施の効果をどのように認識しているか、また、マイナンバー情報照会を実施していないなどの地方公共団体においてその要因はどのようなものか。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、平成26年度から令和4年度までの9年間に整備及び運用された情報提供NWS（支出済歳出額749億余円）並びに地方公共団体において整備費補助金等の交付を受けて整備等された情報システム（国庫補助金交付額1400億余円）を対象として検査した。

検査に当たっては、情報連携の試行運用が開始された平成29年7月から令和4年度までの地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実績及び451地方公共団体（11県、11県の全市町村（435市町村）、1一部事務組合及び4広域連合）^(注9)^(注10)^(注11)における4年度のマイナンバー情報照会の実施状況について、内閣府本府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、11県、11県の159市町村、1一部事務組合及び3広域連合において、事務手続ごとの情報連携事務の発生状況やマイナンバー情報照会の照会件数、マイナンバー情報照会の実施の効果に関する認識、マイナンバー情報照会を実施しなかった理由等を聴取し、また、日本年金機構及び社会保険診療報酬支払基金において、マイナンバー情報照会に対する特定個人情報の提供状況を聴取

するなどして、会計実地検査を行った。また、上記の451地方公共団体から調書の提出を受けてその内容を分析するなどして検査した。

(注9) 11県 宮城、群馬、埼玉、神奈川、新潟、愛知、兵庫、広島、愛媛、
福岡、沖縄各県

(注10) 1一部事務組合 大里広域市町村圏組合

(注11) 4広域連合 知多北部、東三河、福岡県介護保険、沖縄県介護保険各広
域連合

3 検査の状況

(1) マイナンバー情報照会の実績

情報照会者は、社会保障、税及び災害対策の各分野における情報連携事務の処理に当たり、事務手続を指定してマイナンバー情報照会を実施することにより、情報提供NWSを通じて情報提供者から当該事務手続に係る特定個人情報の提供を受けることができることとなっている。

そして、国は、情報連携を支える基盤となる情報提供NWSを整備して運用するとともに（整備及び運用に要した経費749億余円）、情報連携に必要となる地方公共団体における情報システムの整備等に対して国庫補助金を交付して（国庫補助金交付額1400億余円）、地方公共団体におけるマイナンバー情報照会の実施環境の整備を推進している。

そこで、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実績について、情報提供NWSを管理するデジタル庁から各事務手続に係る情報照会者別のマイナンバー情報照会の照会件数のデータ（以下「照会実績データ」という。）の提供を受けて、これを集計し、分析したところ、次のとおりとなっていた。

ア 情報連携の運用開始以降のマイナンバー情報照会の照会件数の状況

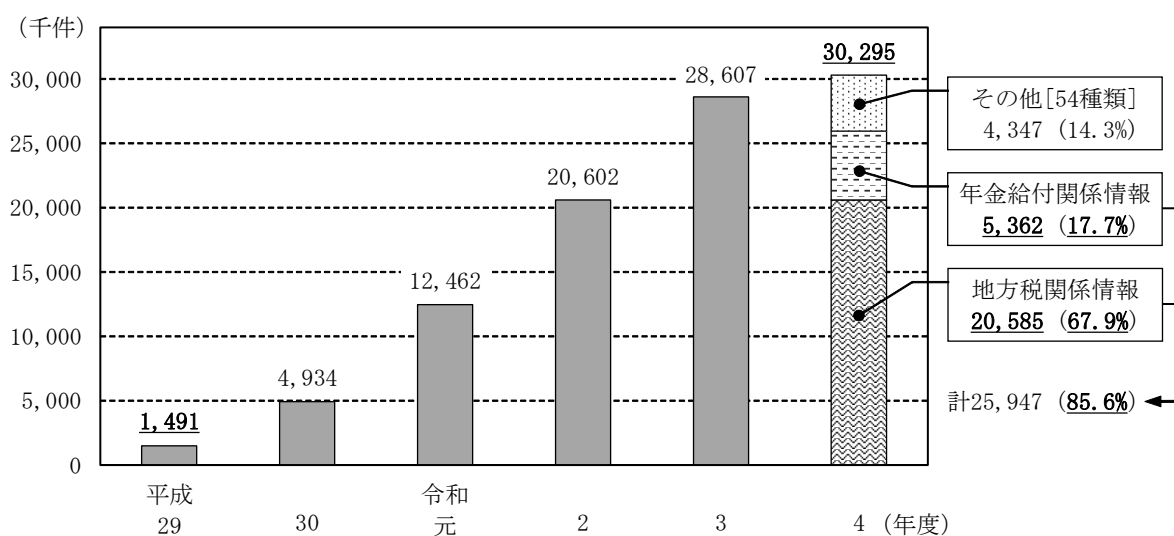
情報連携は、平成29年7月に試行運用が開始され、同年11月から本格運用が開始されている。同年7月以降に地方公共団体が実施したマイナンバー情報照会の照会件数について年度別にみると、図表1-1のとおり、29年度の149万余件に対して、令和4年度には3029万余件となっており、毎年度増加している傾向が見受けられた。

また、4年度に地方公共団体が実施したマイナンバー情報照会の照会件数3029万余件について特定個人情報の種類別にみると、照会件数が最も多かったものは地方税関係情報（マイナンバー法別表第二に定める「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報」をいう。以下同じ。）の2058万余件（3029万余件の67.9%）となっていた。地方税関係情報について、地方公共団体がマイナンバー情報照会を実施することにより、申請者にとっては、各種申請の際の課税証明書等の提出が省略でき、課税証明書等の発行に係る手数料等の負担が軽減され、地方公共団体にとっては、転入者の前住所地の地方公共団体に対する文書照会が不要となり、郵送等に係る作業に要する時間や労力、通信費等が削減されることになる。

次に多かったものは年金給付関係情報（マイナンバー法別表第二に定める「国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」をいう。以下同じ。）の536万余件（3029万余件の17.7%）となっていた。年金給付関係情報について、地方公共団体がマイナンバー情報照会を実施することにより、申請者にとっては、各種申請の際の年金証書等の提出が省略でき、年金証書等の提出に係る負担が軽減され、地方公共団体にとっては、日本年金機構等に対する文書照会が不要となり、郵送等に係る作業に要する時間や労力、通信費等が削減されることになる。

そして、これらの地方税関係情報及び年金給付関係情報に係る照会件数の合計は、照会件数全体の85.6%を占めていた。

図表1-1 地方公共団体が実施したマイナンバー情報照会の照会件数（平成29年度～令和4年度）



(注) 令和4年度に地方公共団体によりマイナンバー情報照会が実施された56種類の特定個人情報のうち、同年度の実績で照会件数が多かった特定個人情報の上位2種類を個別に記載し、残りの54種類の特定個人情報を「その他」にまとめて記載した。また、()は、同年度に地方公共団体が実施したマイナンバー情報照会の照会件数3029万余件に対する割合である。

イ 社会保障、税及び災害対策の各分野の事務手続に係るマイナンバー情報照会の照会件数等の状況

地方公共団体は、社会保障、税及び災害対策の各分野における情報連携事務の処理に当たり、事務手続を指定してマイナンバー情報照会を実施することにより、情報提供NWSを通じて、情報提供者から当該事務手続に係る特定個人情報の提供を

受けることができることとなっている。

社会保障、税及び災害対策の各分野の事務手続数をみたところ、図表1-2のとおり、事務手続一覧（令和5年3月27日時点）に基づく地方公共団体を情報照会者とする1,429手続のうち、社会保障分野の事務手続が1,358手続（1,429手続の95.0%）、税分野の事務手続が43手続（同3.0%）、災害対策分野の事務手続が28手続（同1.9%）となっていて、社会保障分野の事務手続が多くを占めていた。

そして、各事務手続に係るマイナンバー情報照会の照会件数をみたところ、1,429手続のうちの895手続（同62.6%）において地方公共団体がマイナンバー情報照会を実施しており、残りの534手続（同37.3%）において照会件数が皆無となっていた。また、上記895手続のうち、5手続（同0.3%。社会保障分野が4手続、税分野が1手続）で照会件数が100万件以上となっていた一方、683手続（同47.7%）で照会件数が1件以上1,000件未満となっていて、社会保障及び税の分野においては、事務手続によって照会件数が大きく異なっているなどの状況となっていた。

図表1-2 社会保障、税及び災害対策の各分野の照会件数別の事務手続数（令和4年度）

（単位：手続、%）

分野 (注)	事務 手続数	照会件数別の事務手続数							
		0件	1件以上	1件以上 1千件未満	1千件以上 1万件未満	1万件以上 10万件未満	10万件以上 100万件未満	100万件以上	
社会 保障	労働	3	2	1	1	-	-	-	-
	福祉	1,093	386	707	555	79	49	22	2
	医療	155	41	114	77	8	20	9	-
	その他	107	63	44	32	7	1	2	2
	計	1,358 (95.0)	492	866	665	94	70	33	4
税	43 (3.0)	15	28	17	6	2	2	1	
災害対策	28 (1.9)	27	1	1	-	-	-	-	
合計	1,429 (100.0)	534 (37.3)	895 (62.6)	683 (47.7)	100 (6.9)	72 (5.0)	35 (2.4)	5 (0.3)	

（注） マイナンバー法に基づく「社会保障」「税」及び「災害対策」の各分野に区分するとともに、社会保障分野については、更に、事務手続の所管府省庁が事務分野として設定している「年金」「労働」「福祉」「医療」「年金・医療」及び「その他」の6区分のうちの地方公共団体を情報照会者とする事務手続に該当する4区分を記載している。

(2) 個別の事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況

ア マイナンバー情報照会の利用実績を踏まえた事務手続の選定及び分析の方法

(ア) マイナンバー情報照会の利用実績を踏まえた事務手続の選定

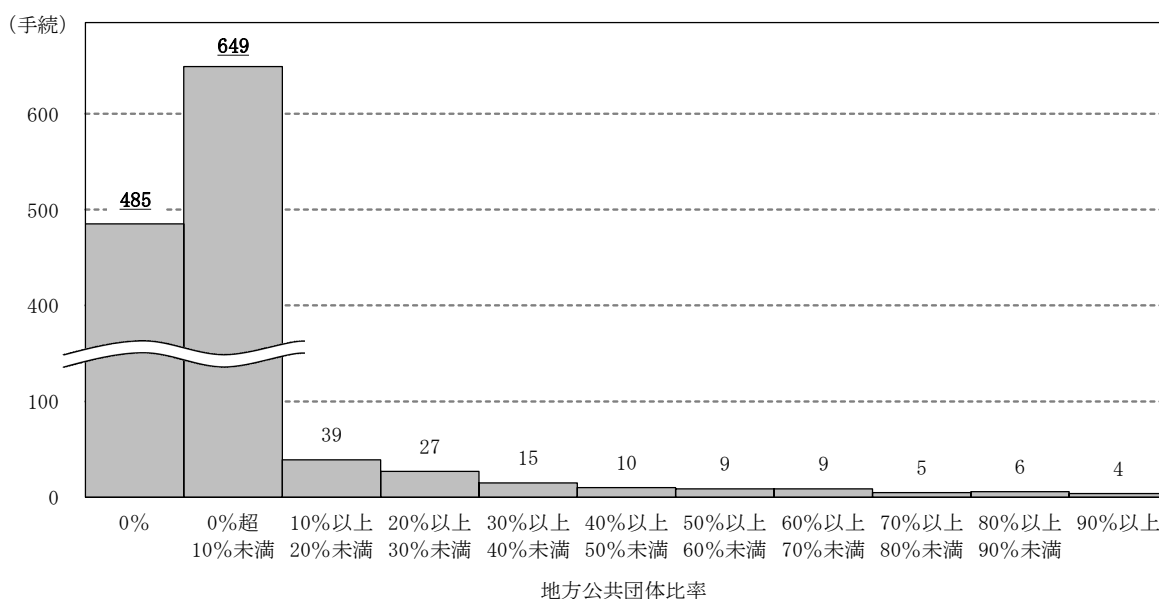
地方公共団体を情報照会者とする事務手続は5年3月時点で1,429手続と多数に上っているため、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の個別の事務手続に係る実施状況を分析するに当たり、デジタル庁から提供を受けた照会実績データを基に、社会保障、税及び災害対策の各分野から対象とする事務手続を選定した。

上記1,429手続のうちの生活保護業務（マイナンバー法別表第二の事務番号26「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって（注12）主務省令で定めるもの」をいう。）に係る171手続を除いた1,258手続を対象として、4年度の照会実績データを基に、各事務手続において情報照会者とされている（注13）地方公共団体数に占めるマイナンバー情報照会の利用実績があった地方公共団体数の比率（以下「地方公共団体比率」という。）を確認したところ、図表2-1のとおり、地方公共団体比率が0%の事務手続が485手続（1,258手続の38.5%）、0%超10%未満の事務手続が649手続（同51.5%）となっていた一方、地方公共団体比率が高い事務手続は少数となっていた。

（注12）生活保護業務に係る171手続については、1(5)のとおり検査結果を令和3年度決算検査報告に掲記していることから、選定対象から除いている。

（注13）事務手続一覧（令和5年3月27日時点）の「情報照会者機関種別」欄に記載されている各事務手続に係る地方公共団体の団体数をいう。

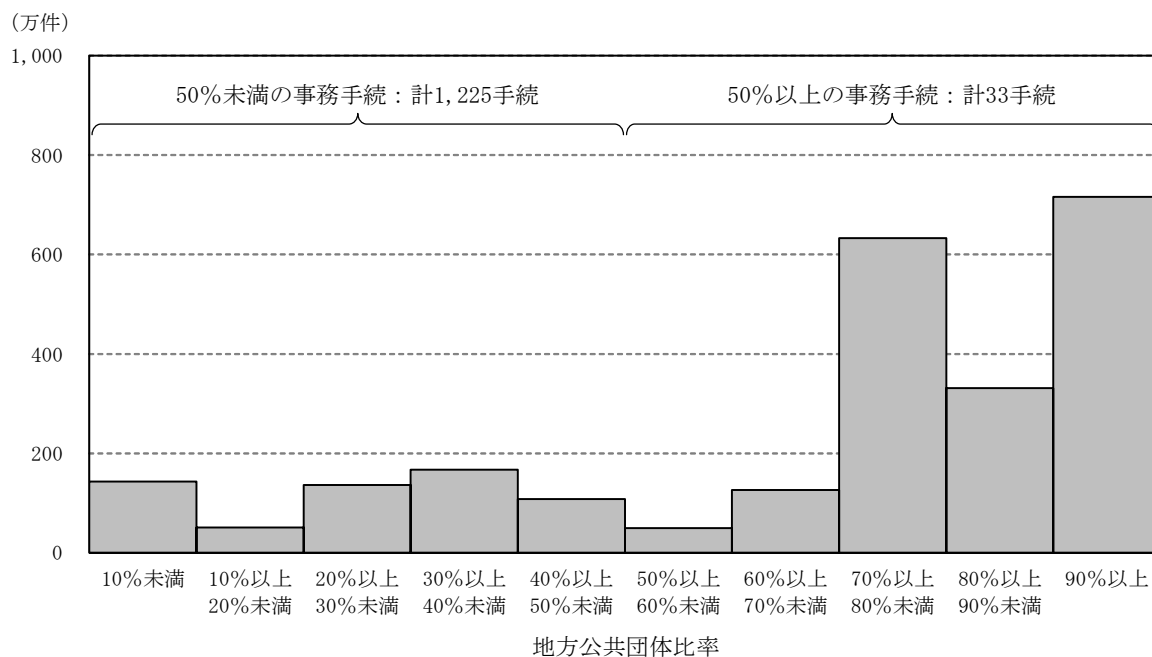
図表2-1 マイナンバー情報照会について地方公共団体の利用実績があった事務手続の分布（令和4年度）



上記の1,258手続について、地方公共団体比率別に各事務手続に係るマイナンバー情報照会の照会件数の合計の分布をみたところ、図表2-2のとおり、地方公共

団体比率が高い事務手続においてマイナンバー情報照会の照会件数が多くなっていた。また、地方公共団体比率が50%以上の事務手続についてみると、計33手続と少数であるものの、マイナンバー情報照会の照会件数全体の75.3%（2460万余件のうち1855万余件）を占めていた。

図表2-2 地方公共団体比率別の各事務手続に係るマイナンバー情報照会の照会件数の合計の分布（令和4年度）

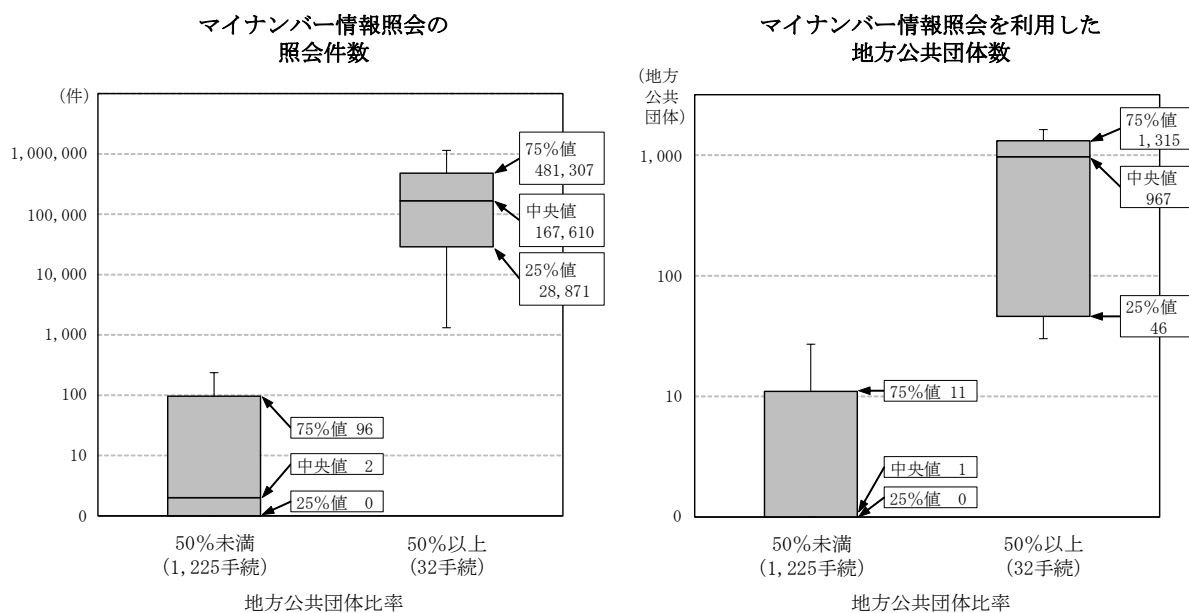


(注) 1,225手続に係るマイナンバー情報照会の照会件数は計605万余件、33手続に係る同照会件数は計1855万余件となっており、これらの合計は2460万余件となっている。

そして、地方公共団体比率が50%以上の事務手続（図表2-2の計33手続のうちの（注14）32手続）と50%未満の事務手続（同計1,225手続）について、事務手続ごとのマイナンバー情報照会の照会件数及びマイナンバー情報照会を利用した地方公共団体数の分布をみたところ、図表2-3のとおり、地方公共団体比率が50%以上の事務手続と50%未満の事務手続とでは、これらの差異が顕著となっていた。

（注14） 33手続のうち、情報照会者が1地方公共団体のみとなっている1手続を除いている。

図表2-3 地方公共団体比率が50%以上の事務手続と50%未満の事務手続に係るマイナンバー情報照会の照会件数及びマイナンバー情報照会を利用した地方公共団体数の分布（令和4年度）



そこで、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施状況の分析の対象とする個別の事務手続として、地方公共団体比率が50%以上となっている33手続のうち32手続と、50%未満となっている1,225手続のうち社会保障、税及び災害対策の各分野の事務手続から地方公共団体を情報照会者とするマイナンバー法別表第二に定める各種の情報連携事務がそれぞれ対象となるように選定した168手続との計200手続を選定した。そして、情報照会者とされている地方公共団体の半数以上がマイナンバー情報照会を利用していた32手続（地方公共団体比率が50%以上の事務手続）を中心に分析することとして、32手続については、マイナンバー情報照会の実施の効果や未実施の要因を分析し、情報照会者とされている地方公共団体の過半がマイナンバー情報照会を利用していなかった168手続（地方公共団体比率が50%未満の事務手続）については、未実施の要因を分析した（地方公共団体を情報照会者とする情報連携事務と選定した200手続との対応関係については別図表2参照）。

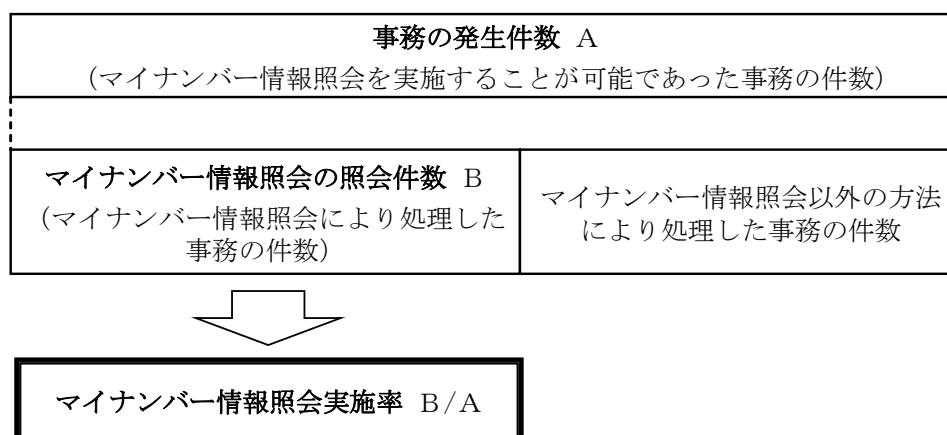
(イ) 選定した事務手続に係る分析の方法

地方公共団体によるマイナンバー情報照会の個別の事務手続に係る実施状況について分析するに当たり、検査の対象とした451地方公共団体（11県、11県の全市

町村（435市町村）、1一部事務組合及び4広域連合）に対して、事務手続ごとに、^(注15) マイナンバー情報照会を実施することが可能であった事務の件数（以下「事務の発生件数」という。）を確認し、図表2-4のとおり、事務手続が発生していた地方公共団体（当該事務手続に係る事務の発生件数が1件以上となっていた地方公共団体をいう。以下同じ。）について、事務の発生件数に対するマイナンバー情報照会の照会件数の割合（以下「マイナンバー情報照会実施率」という。）を算出した。

(注15) 実数の把握が困難であった又は実数での把握に過度の負担が見込まれる地方公共団体については、事務の発生件数の概数としている。

図表2-4 地方公共団体におけるマイナンバー情報照会実施率の算出方法



そして、情報照会者とされている地方公共団体の半数以上がマイナンバー情報照会を利用していた32手続について、マイナンバー情報照会を活用している地方公共団体（マイナンバー情報照会実施率が50%以上の地方公共団体）から、マイナンバー情報照会を実施することにより具体的にどのような効果があったかを聴取した。また、マイナンバー情報照会を十分に活用していない地方公共団体（マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体）から、マイナンバー情報照会以外の方法により事務を処理した理由（以下「未実施理由」という。）を聴^(注16)取するなどして、当該地方公共団体においてどのような問題が生じているかを確認した。

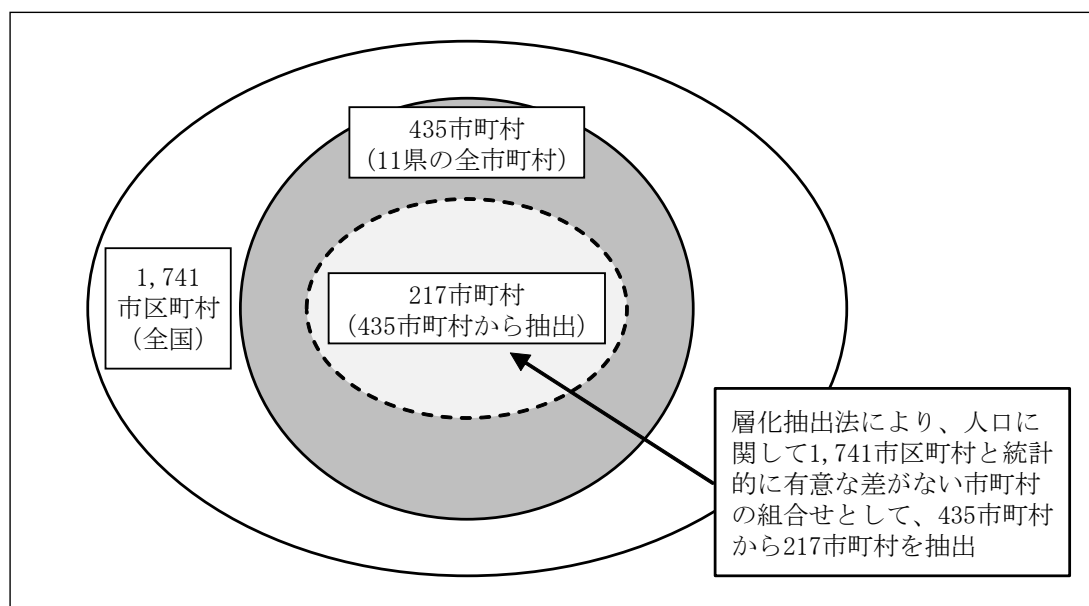
一方、情報照会者とされている地方公共団体の過半がマイナンバー情報照会を利用していなかった168手続については、事務手続ごとの事務の発生件数の状況を確認するとともに、マイナンバー情報照会を十分に活用していない地方公共団体

(マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体) から未実施理由を聴取するなどして、当該地方公共団体においてどのような問題が生じているかを確認した。

(注16) 会計実地検査を行った174地方公共団体(11県、11県の159市町村、1一部事務組合及び3広域連合)によるマイナンバー情報照会の実施状況を踏まえて、未実施理由の項目を整理した上で、検査の対象とした451地方公共団体に対して調書の作成を依頼し、当該項目から該当する項目を選択させることによりその状況を確認した(複数選択可。未実施理由の一覧については別図表3参照)。

本報告では、検査の対象とした435市町村の状況が全国の傾向を推し量ることができるものとなっているかを確認するために、事務の発生件数が人口の多寡に関係することを前提として、層化抽出法により、人口に関して全国の1,741市区町村と統計的に有意な差がない市町村の組合せとして、435市町村から217市町村を抽出した上で(図表2-5参照)、事務手続ごとに、435市町村におけるマイナンバー情報照会実施率の平均と217市町村におけるマイナンバー情報照会実施率の平均との差が有意なものかなどについて統計的に検定した。そして、有意な差が見受けられなかった場合には、435市町村におけるマイナンバー情報照会実施率の状況は、全国の1,741市区町村についてみても、おおむね同じ状況になると考えられる(有意水準は5%としている。検定の結果については後述イ(ア)及びウ(イ)a参照)。

図表2-5 検査の対象とした435市町村と217市町村との関係のイメージ



イ 地方公共団体の半数以上が利用していた事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況

情報照会者とされている地方公共団体の半数以上がマイナンバー情報照会を利用していた32手続について、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施状況を分析したところ、次のとおりとなっていた。

32手続の運用状況をみると、そのうち30手続については、本格運用が平成29年11月から令和2年6月までの間に開始されており、4年度の全期間が情報連携の本格運用期間となっていた。

また、残りの2手続については、4年度中に試行運用等の期間が含まれていて、該当する事務手続は、「高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認」に関する事務手続（管理番号91-7）及び「特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理（特例対応分）」に関する事務手続（管理番号8-107）となっていた（2手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況については別図表4参照）。

(ア) 事務手続別のマイナンバー情報照会実施率の状況

4年度の全期間が情報連携の本格運用期間となっていた30手続について、451地方公共団体における同年度のマイナンバー情報照会実施率を確認したところ、図表2-6のとおり、事務手続が発生していた地方公共団体は延べ6,423地方公共団体となっており、このうち延べ5,418地方公共団体（延べ6,423地方公共団体の84.3%）においてマイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた。

一方、28手続に係る延べ1,005地方公共団体（同15.6%）においてマイナンバー情報照会実施率が50%未満となっており、このうち延べ506地方公共団体（同7.8%）はマイナンバー情報照会を全く実施していなかった（30手続に係る情報連携事務の発生状況及びマイナンバー情報照会実施率の詳細については別図表5参照）。

30手続のうち、都道府県等を情報照会者とする13手続については、事務手続が発生していた延べ257地方公共団体のうちの延べ158地方公共団体においてマイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた一方、11手続に係る延べ99地方公共団体において50%未満となっていた。

また、市町村等を情報照会者とする17手続については、事務手続が発生していた延べ6,166地方公共団体のうちの延べ5,260地方公共団体においてマイナンバー

情報照会実施率が50%以上となっていた一方、延べ906地方公共団体において50%未満となっていた。そして、検査の対象とした435市町村における各事務手続のマイナンバー情報照会実施率が50%以上の地方公共団体と50%未満の地方公共団体の構成比は、全国の1,741市区町村についてみても、統計的にはおおむね同じになると考えられる。
(注17)

(注17) 例えば、図表2-6の「個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用」に関する事務手続（管理番号16-12）では、事務手続が発生していた396地方公共団体のうち、マイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていたのは370地方公共団体（396地方公共団体の93.4%）、50%未満となっていたのは26地方公共団体（同6.5%）であり、このような構成比は、全国の1,741市区町村についてみても、統計的にはおおむね同じになると考えられる。

図表2-6 地方公共団体の半数以上が利用していた30手続に係るマイナンバー情報照会実施率の状況（令和4年度）

(単位：地方公共団体、%)

事務手続名、特定個人情報の種類及び管理番号 注(1)	事務手続が発生していた地方公共団体数	マイナンバー情報照会実施率			
		50%以上	50%未満	0%	
都道府県等を情報照会者とする事務手続（13手続） 注(2)	計	257	158	99	57
1 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定[地方税関係情報](7-11)		41	27	14	6
2 精神障害者保健福祉手帳の更新[特別障害給付金関係情報](14-30) 注(3)		20	11	9	6
3 精神障害者保健福祉手帳の交付（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）[年金給付関係情報](14-37)		16	9	7	6
4 精神障害者保健福祉手帳の更新（国家公務員共済組合連合会への照会）[年金給付関係情報](14-39)		21	12	9	6
5 精神障害者保健福祉手帳の更新（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）[年金給付関係情報](14-40)		21	13	8	5
6 精神障害者保健福祉手帳の更新（日本私立学校振興・共済事業団への照会）[年金給付関係情報](14-41)		19	10	9	6
7 精神障害者保健福祉手帳の交付（日本年金機構への照会）[年金給付関係情報](14-52)		22	12	10	6
8 精神障害者保健福祉手帳の更新（日本年金機構への照会）[年金給付関係情報](14-53)		22	11	11	4
9 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（日本年金機構への照会）[年金給付関係情報](14-54)		20	8	12	6
10 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定【本人同意要】[地方税関係情報](26-3)		11	9	2	2
11 高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認[地方税関係情報](91-1)		11	11	-	-
12 高等学校等就学支援金の支給時（届出時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認[地方税関係情報](91-4)		11	11	-	-
13 特定医療費の支給認定[地方税関係情報](98-4)		22	14	8	4
市町村等を情報照会者とする事務手続（17手続） 注(2)	計	6,166	5,260	906	449
1 個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用[地方税関係情報](16-12)		396	370	26	14
2 国民健康保険税の賦課[地方税関係情報](16-13)		371	332	39	9
3 高齢受給者証の交付[地方税関係情報](30-16)		321	268	53	27
4 児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査[地方税関係情報](37-4)		373	326	47	32
5 児童扶養手当の届出に係る事実についての審査[地方税関係情報](37-38)		313	259	54	42
6 認定の請求に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）[地方税関係情報](56-4)		357	335	22	20
7 認定の請求に係る事実の審査（所得の確認）[地方税関係情報](56-5)		416	407	9	6
8 認定の請求に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）[年金給付関係情報](56-6)		357	224	133	53
9 現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）[地方税関係情報](56-11)		330	307	23	19
10 現況の届出に係る事実の審査（所得の確認）[地方税関係情報](56-12)		388	372	16	11
11 現況の届出に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）[年金給付関係情報](56-13)		360	316	44	26
12 認定の請求に係る事実の審査（世帯構成員の確認）[住民票関係情報](56-25) 注(4)		329	263	66	46
13 保険料賦課要件の確認[地方税関係情報](68-8)		361	288	73	10
14 住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件の確認[介護保険給付等関係情報](68-172) 注(5)		334	192	142	50
15 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定[地方税関係情報](84-4)		371	292	79	30
16 自立支援医療費の支給認定[地方税関係情報](84-52)		385	347	38	24
17 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査[地方税関係情報](94-10)		404	362	42	30
30手続の計		6,423 (100.0)	5,418 (84.3)	1,005 (15.6)	506 (7.8)

注(1) 情報照会者とされている地方公共団体の半数以上がマイナンバー情報照会を利用していた32手続のうち、令和4年度の全期間が情報連携の本格運用期間となっていた30手続を対象に記載している。また、事務手続名を記載するとともに、[]で取り扱う特定個人情報の種類を、()で管理番号を記載している。

注(2) 注(1)の30手続に係る情報照会者とされている地方公共団体は、事務手続によって異なっているため、事務手続一覧に定める各事務手続の情報照会者に基づき、都道府県等と市町村等とに区分している。なお、都道府県と市町村の両方を情報照会者とする事務手続については、令和4年度の照会件数が多い方の事務手続として整理している。

注(3) 「特別障害給付金関係情報」は、マイナンバー法別表第二に定める「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報」をいう。

注(4) 「住民票関係情報」は、マイナンバー法別表第二に定める「住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項」をいう。

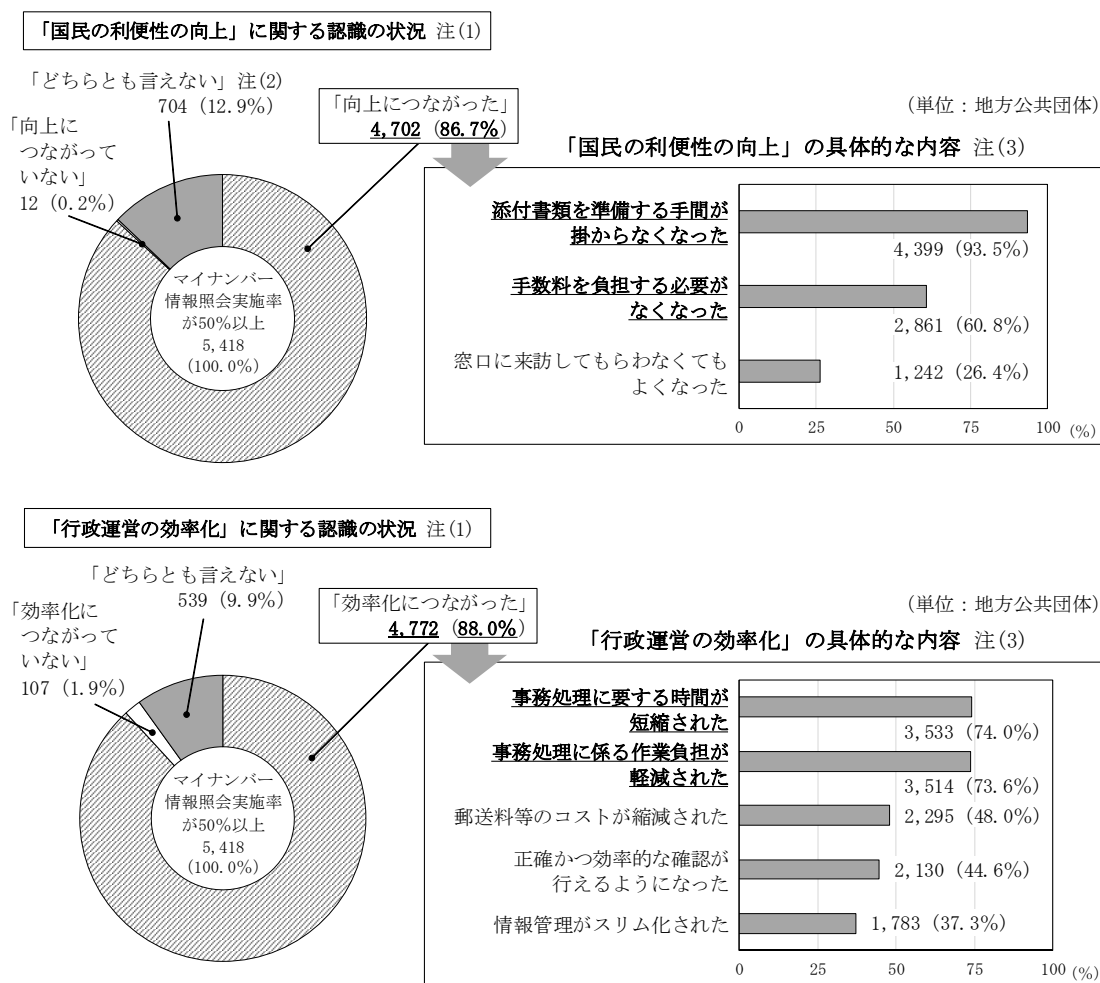
注(5) 「介護保険給付等関係情報」は、マイナンバー法別表第二に定める「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報」をいう。

(イ) マイナンバー情報照会の実施の効果に関する認識の状況

4年度の全期間が情報連携の本格運用期間となっていた30手続に係るマイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた延べ5,418地方公共団体に対して、マイナンバー情報照会の実施の効果に関する認識を確認したところ、図表2-7のとおり、国民の利便性の向上について、「向上につながった」とする地方公共団体が延べ4,702地方公共団体（延べ5,418地方公共団体の86.7%）、行政運営の効率化について、「効率化につながった」とする地方公共団体が延べ4,772地方公共団体（同88.0%）となっていた（事務手続別の状況については別図表6参照）。

そして、効果に関する認識の具体的な内容は、国民の利便性の向上については、地方税関係情報の確認に必要となる課税証明書等や年金給付関係情報の確認に必要となる年金証書等の提出が省略されて「添付書類を準備する手間が掛からなくなった」「手数料を負担する必要がなくなった」などとなっていた。また、行政運営の効率化については、地方税関係情報や年金給付関係情報の確認のために行っていた文書照会が不要になるなどして「事務処理に要する時間が短縮された」「事務処理に係る作業負担が軽減された」などとなっていた。

図表2-7 地方公共団体の半数以上が利用していた30手続に係るマイナンバー情報照会の実施の効果に関する認識の状況（マイナンバー情報照会実施率が50%以上の延べ5,418地方公共団体）



注(1) 数字は地方公共団体の延べ数であり、括弧書きは、令和4年度の全期間が情報連携の本格運用期間となっていた30手続に係るマイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた延べ5,418地方公共団体に対する割合である。

注(2) 行政内部で完結する事務手続であって、マイナンバー情報照会を実施しても国民の利便性の向上に直接つながるものではないとされたものについても「どちらとも言えない」に計上している。

注(3) 項目の選択に当たっては、複数選択可としている。また、括弧書きは、国民の利便性の向上につながったとする延べ4,702地方公共団体に対する割合又は行政運営の効率化につながったとする延べ4,772地方公共団体に対する割合である。

(ウ) 事務手続別の未実施理由等の状況

マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた28手続に係る延べ1,005地方公共団体における情報連携事務の処理方法及び未実施理由について、事務手続ごとに確認し、事務手続ごとの未実施理由について、複数の地方公共団体が選択した未実施理由のうち選択数が多かった上位2項目（以下「事務手続ごとの主な未

実施理由」という。)の状況を更に確認した。

未実施理由等の状況について、事務手続によって情報照会者とされている地方公共団体が異なっていることから、都道府県等を情報照会者とする事務手続と市町村等を情報照会者とする事務手続の別に示すと、次のとおりとなっていた。

a 都道府県等を情報照会者とする事務手続に係る事務手続別の未実施理由等の状況

(a) 未実施理由等の状況

都道府県等を情報照会者とする13手続のうちの11手続に係るマイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた延べ99地方公共団体について、マイナンバー情報照会以外の方法による処理件数や未実施理由を確認したところ、図表2-8のとおり、情報連携事務計244,314件がマイナンバー情報照会以外の方法により処理されていた。

図表2-8 都道府県等を情報照会者とする11手続に係るマイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた延べ99地方公共団体のマイナンバー情報照会以外の方法による処理件数や事務手続ごとの主な未実施理由の状況（令和4年度）

（単位：地方公共団体、件）

事務手続名、特定個人情報の種類 及び管理番号 注(1)	地方公共 団体 数	左の地方公共団体の 処理件数の合計		事務手続ごとの主な未実施理由 注(2)
		マイナン バー情報 照会	マイナン バー情報 照会以外	
1 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定[地方税関係情報](7-11)	14	472	11,950	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[9]、世帯単位での照会ができない[5]
2 精神障害者保健福祉手帳の更新[特別障害給付金関係情報](14-30) 注(3)	9	20	145	得られる情報項目が不足している[4]、添付書類を提出してもらった方が効率的[3]、業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[3]
3 精神障害者保健福祉手帳の交付（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）[年金給付関係情報](14-37)	7	1	52	得られる情報項目が不足している[4]、業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[2]
4 精神障害者保健福祉手帳の更新（国家公務員共済組合連合会への照会）[年金給付関係情報](14-39)	9	14	158	得られる情報項目が不足している[6]、業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[4]
5 精神障害者保健福祉手帳の更新（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）[年金給付関係情報](14-40)	8	9	138	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[4]、得られる情報項目が不足している[4]
6 精神障害者保健福祉手帳の更新（日本私立学校振興・共済事業団への照会）[年金給付関係情報](14-41)	9	3	96	得られる情報項目が不足している[6]、業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[4]
7 精神障害者保健福祉手帳の交付（日本年金機構への照会）[年金給付関係情報](14-52)	10	270	8,049	得られる情報項目が不足している[5]、業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[4]
8 精神障害者保健福祉手帳の更新（日本年金機構への照会）[年金給付関係情報](14-53)	11	4,783	45,832	得られる情報項目が不足している[7]、業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[5]
9 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（日本年金機構への照会）[年金給付関係情報](14-54)	12	87	4,463	得られる情報項目が不足している[6]、業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[4]
10 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定【本人同意要】[地方税関係情報](26-3)	2	-	28,556	申請者等の同意を得るのが困難[2]
11 特定医療費の支給認定[地方税関係情報](98-4)	8	1,080	144,875	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[6]、世帯単位での照会ができない[5]
11手続の計	99	6,739	244,314	

注(1) 事務手続名を記載するとともに、[]で取り扱う特定個人情報の種類を、()で管理番号を記載している。また、本図表の11手続は、全て社会保障分野の事務手続である。

注(2) []内の数字は当該未実施理由を選択した地方公共団体数である。

注(3) 「特別障害給付金関係情報」は、マイナンバー法別表第二に定める「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報」をいう。

マイナンバー情報照会以外の方法による処理件数が最も多いのは、厚生労働省が所管する「特定医療費の支給認定」に関する事務手続（管理番号98-4）である。この手続においては、都道府県又は政令指定都市がマイナンバー情報照会を実施することにより、従来添付書類として提出することとされて

いた課税証明書等の提出を省略できるが、8地方公共団体は、4年度に発生した情報連携事務計144,875件の処理に必要な地方税関係情報についてマイナンバー情報照会を実施せず、申請者等に対して課税証明書等の添付書類を提出させるなどすることにより処理していた。これらの8地方公共団体における未実施理由は、「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」「世帯単位での照会ができない」などとなっていた。

また、マイナンバー情報照会以外の方法による処理件数が2番目に多いのは、「精神障害者保健福祉手帳の更新（日本年金機構への照会）」に関する事務手続（管理番号14-53）である。この手続においては、都道府県又は政令指定都市がマイナンバー情報照会を実施することにより、添付書類である精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の写しの提出を省略できるが、11地方公共団体は、4年度に発生した情報連携事務計45,832件の処理に必要な年金給付関係情報についてマイナンバー情報照会を実施せず、文書照会を行って日本年金機構から年金給付関係情報の提供を受けるなどすることにより処理していた。これらの11地方公共団体における未実施理由は、「得られる情報項目が不足している」「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」等となっていた。

マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体における未実施理由等の状況について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1> 「特定医療費の支給認定」に関する事務手続（管理番号98-4）について、患者等から課税証明書等の提出を受けることにより地方税関係情報を確認して、マイナンバー情報照会を実施していなかったもの（令和4年度のマイナンバー情報照会実施率：0%、未実施理由：「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」等）

(注)
新潟県は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づき、指定難病に係る医療費（以下「特定医療費」という。）の指定難病の患者に対する支給認定事務を行っている。

同事務において、都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）は、患者に支給する特定医療費の額を算定するために、患者又はその扶養者（以下、これらを「患者等」という。）が国民健康保険以外の医療保険に加入している場合は、同保険に加入している患者等の地方税関係情報を、患者等が国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している場合は、同一世帯に属する同保険等に加入している全ての者の地方税関係情報を確認して、患者等の家計の負担能力等をしんしゃくすることとなっている。

都道府県等は、同事務に必要な情報を確認するために、マイナンバー法に基づき、マイナンバー情報照会によって、患者等が居住する市町村から地方税関係情報、住民票関係情報（マイナンバー法別表第二に定める「住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項」をいう。）等の提供を受けられ

ることとなっている。そして、マイナンバー情報照会を実施した場合には、患者等から課税証明書、住民票の写しなどを提出させることなどを省略できることとなっている。なお、同事務のうち地方税関係情報を確認する事務手続において、患者等が市町村民税世帯非課税者に該当すると思われる場合は、非課税証明書等を提出させることとなっている。

検査したところ、同県において、同事務のうち地方税関係情報を確認する事務については、令和4年度に、患者等が市町村民税世帯非課税者に該当する事務約3,800件を含む計約13,700件発生していたが、その全件について、マイナンバー情報照会を実施することなく、患者等から申請の際に課税証明書等の提出を受けることにより地方税関係情報を確認していた（マイナンバー情報照会実施率0%）。

未実施理由について、同県は、マイナンバー情報照会による確認のための業務フローの作成等に当たり、地方税関係情報以外の特定個人情報を確認する事務手続も含めて多種の添付書類の確認をマイナンバー情報照会によって行うなどの検討を行っているため、業務フローの作成等が未了であるとしていた。

しかし、同県は、同事務に係る情報連携の本格運用が開始された平成29年11月から5年経過した令和4年度においても、上記検討のために業務フローの作成等を完了しておらず、前記の地方税関係情報を確認する事務手続に係るマイナンバー情報照会の活用に至っていなかった。

(注) 指定難病 難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するもの

<事例2> 「精神障害者保健福祉手帳の更新（日本年金機構への照会）」に関する事務手続（管理番号14-53）について、日本年金機構に対して文書照会を行うことにより年金給付関係情報を確認して、マイナンバー情報照会を実施していなかったもの（令和4年度のマイナンバー情報照会実施率：0%、未実施理由：「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」「一括照会ができない」「得られる情報項目が不足している」）

北九州市は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき、精神障害者保健福祉手帳に関する事務を行っている。

同事務において、都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）は、申請者が精神障害の状態にあることについて、精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の写し（以下「年金証書等の写し」という。）又は医師の診断書により審査し、精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付している。そして、当該手帳の交付を受けた者は、2年ごとに、年金証書等の写し又は医師の診断書により更新申請を行い、都道府県等は、更新申請を行った者が精神障害の状態にあると認めるときは、当該手帳の更新を行っている。

都道府県等は、精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを確認するために、マイナンバー法に基づき、マイナンバー情報照会によって、日本年金機構から年金給付関係情報の提供を受けられることとなっている。そして、マイナンバー情報照会を実施した場合には、申請者は、年金証書等の写しの提出を省略できることとなっている。ただし、一部のケースについては、マイナンバー情報照会により得られる情報だけでは精神障害を支給事由とする年金給付であるかを確認することができない場合があるため、一度はマイナンバー情報照会を実施するものの、実施した結果、そのようなケースに該当することが判明した場合は、別途、日本年金機構へ文書照会を行うこととなっている。

検査したところ、同市において、精神障害者保健福祉手帳の更新に関する事務のうち年金給付関係情報を確認する事務が令和4年度に2,387件発生していたが、その全件について、マイナンバー情報照会を実施することなく、日本年金機構へ一律に文書照会を行うことにより年金給付関係情報を確認していた（マイナンバー情報照会実施率0%）。

未実施理由について、同市は、マイナンバー情報照会を実施したとしても確認できないケースが含まれている場合は当該ケースについて文書照会を行うこと、また、同市のシステムの仕様上、事務が集中した場合においても複数人分を一括してマイナンバー情報照会を実施することができず、1件ずつの照会しかできないことから、全件について一律に文書照会により確認を行っていた。

しかし、同市が実際に文書照会により確認したケースについてみたところ、そのほとんどはマイナンバー情報照会により得られる情報のみでの確認が可能であったこと、また、当該事務は特定の時期に一度に発生する事務ではなく年間を通じて随時発生する事務であったことから、業務フローを見直すなどすれば、マイナンバー情報照会の活用が見込まれる状況となっていた。

また、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部は、3年6月、4年6月及び同年10月に都道府県等宛てに事務連絡を発出し、マイナンバー情報照会の具体的な手順や文書照会が必要となるパターンを示すなどして、マイナンバー情報照会の利用促進を図るよう周知しているが、同市は、当該事務連絡を踏まえた業務フローの見直しなども行っていなかった。

(b) マイナンバー情報照会の実施における問題

4年度の全期間が情報連携の本格運用期間となっていた30手続については、多くの地方公共団体においてマイナンバー情報照会実施率が50%以上となっており、これらの地方公共団体は、従来の行政手続に係る業務フローを見直すなどした上で、マイナンバー情報照会を活用することにより情報連携事務を処理していた。そして、マイナンバー情報照会の実施による国民の利便性の向上や行政運営の効率化に係る効果があると認識されている状況となっていた。

また、平成29年11月の事務連絡「情報連携の本格運用開始に関するQ&A」において、地方公共団体の個別の事情により情報連携を行うことができない事務手続がある場合には速やかに問題を解決することなどが示されている。

そこで、図表2-8の11手続について、事務手続ごとの主な未実施理由から、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体においてどのような問題が生じているかを確認したところ、次のとおりとなっていた。

事務手続ごとの主な未実施理由は、図表2-9のとおり、①から⑤までの5項目である。

図表2-9 都道府県等を情報照会者とする13手続のうち11手続に係る事務手続ごとの主な未実施理由の状況

(単位：手続)

事務手続ごとの主な未実施理由	11手続に係る図表2-8の事務手続の番号											手続数		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	①② (2項目)	③④ (2項目)	
① 業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	10	10	3
② 得られる情報項目が不足している		○	○	○	○	○	○	○				8		
③ 世帯単位での照会ができない	○										○	2		
④ 添付書類を提出してもらった方が効率的		○										1		
⑤ 申請者等の同意を得るのが困難										○		1		

事務手続ごとの主な未実施理由のうち、1手続に係る「申請者等の同意を得るのが困難」（図表2-9⑤）については、図表2-8の10の事務手続名においても示されているとおり、当該1手続がマイナンバー情報照会の実施に際して申請者等の同意が必要となる手続であって、申請者等の意向等によりマイナンバー情報照会を実施していなかったものであることから、地方公共団体の取組だけではマイナンバー情報照会の活用を推進することが難しいと考えられるものである。

これに対して、10手続に係る事務手続ごとの主な未実施理由の「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」（同①）については、地方公共団体が、事例1のように業務フローの作成等に着手していたものの作成に時間を要していることや、事例2のように業務フローの見直しを行っていないことなどにより、マイナンバー情報照会の実施の手順や方法についての職員の理解が十分でないことを理由としてマイナンバー情報照会を実施していなかったものである。一方、マイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた地方公共団体は、業務フローの見直しを行うなどした上で、マイナンバー情報照会を活用して情報連携事務を処理している。

また、上記10手続に係る事務手続ごとの主な未実施理由のうち8手続に係る「得られる情報項目が不足している」（同②）については、地方公共団体が、事例2のように、マイナンバー情報照会だけでは審査等に必要な情報を得ることができない場合があると認識していて、それを理由として、マイナンバー

情報照会を実施していなかったものである。一方、マイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた地方公共団体は、マイナンバー情報照会を活用するための検討を経て、発生した情報連携事務の多くをマイナンバー情報照会により得られる情報を基に審査等を行うことで処理している。

これらのことから、上記の10手続については、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体において、マイナンバー情報照会をどのように活用するかといったマイナンバー情報照会の活用方策について十分に検討されていない状況になっていると認められた。

また、上記10手続に係る事務手続ごとの主な未実施理由のうち2手続に係る「世帯単位での照会ができない」（同③）及び1手続に係る「添付書類を提出してもらった方が効率的」（同④）については、地方公共団体が、世帯単位でまとめて特定個人情報を把握する必要がある場合に、個人単位でのマイナンバー情報照会では手間が掛かり作業効率の改善につながらないことや、必要な添付書類を申請者等が携行していて添付書類として提出してもらった方が効率的であることを理由として、マイナンバー情報照会を実施していなかったものである。

これらのことから、上記2項目の未実施理由に係る3手続については、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体において、マイナンバー情報照会を活用した事務処理の効率面に問題があると認識されている状況になっていると認められた。

このように、事務手続ごとの主な未実施理由から、前記11手続のうちの10手続について、地方公共団体におけるマイナンバー情報照会の活用方策の検討に関する問題又はマイナンバー情報照会を活用した事務処理の効率面に関する問題の両方又はいずれかが見受けられた。

当該10手続については、図表2-7のように、マイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた地方公共団体の多くでマイナンバー情報照会の実施による国民の利便性の向上や行政運営の効率化に係る効果があると認識されており、また、情報連携を行う特定個人情報が地方税関係情報や年金給付関係情報等となっていて、地方公共団体がマイナンバー情報照会を実施することにより、申請者にとっては課税証明書等の発行に係る手数料等の負担や年金

証書等の提出に係る負担が軽減され、地方公共団体にとっては文書照会の郵送等に係る作業に要する時間や労力、通信費等が削減されるなどするものである。

したがって、当該10手続に係るマイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていて、マイナンバー情報照会が十分に活用されていない地方公共団体においては、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化というマイナンバー法の基本理念や、多額の国費を投じてマイナンバー制度関連システムの整備等が行われていることなどを踏まえて、これらの問題の解決に取り組む必要があると認められた。

b 市町村等を情報照会者とする事務手続に係る事務手続別の未実施理由等の状況

(a) 未実施理由等の状況

市町村等を情報照会者とする17手続に係るマイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた延べ906地方公共団体について、マイナンバー情報照会以外の方法による処理件数や未実施理由の状況を確認したところ、図表2-10のとおり、情報連携事務計296,847件がマイナンバー情報照会以外の方法により処理されていた。

図表2-10 市町村等を情報照会者とする17手続に係るマイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた延べ906地方公共団体のマイナンバー情報照会以外の方法による処理件数や事務手続ごとの主な未実施理由の状況（令和4年度）

（単位：地方公共団体、件）

事務手続名、特定個人情報の種類 及び管理番号 注(1)	地方 公共 団体 数	左の地方公共団体の 処理件数の合計		事務手続ごとの主な未実施理由 注(2)
		マイナン バー情報 照会	マイナン バー情報 照会以外	
1 個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用[地方税関係情報](16-12)	26	2,447	6,854	得られる情報項目が不足している[10]、住所履歴のない住民の照会に手間が掛かる[9]
2 国民健康保険税の賦課[地方税関係情報](16-13)	39	7,361	21,978	前住所地への情報照会だけでは処理が完結しない[21]、税情報解禁後では事務処理が間に合わない[7]
3 高齢受給者証の交付[地方税関係情報](30-16)	53	23,365	32,686	事務の発生件数が少ない[12]、照会結果を業務システムに取り込めない[9]
4 児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査[地方税関係情報](37-4)	47	86	774	事務の発生件数が少ない[11]、業務システムから情報照会ができない[7]
5 児童扶養手当の届出に係る事実についての審査[地方税関係情報](37-38)	54	150	2,033	事務の発生件数が少ない[14]、申請者等が自主的に添付書類を提出[11]
6 認定の請求に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）[地方税関係情報](56-4)	22	7	11,870	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[5]、住所履歴のない住民の照会に手間が掛かる[5]
7 認定の請求に係る事実の審査（所得の確認）[地方税関係情報](56-5)	9	83	11,498	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[3]、住所履歴のない住民の照会に手間が掛かる[3]
8 認定の請求に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）[年金給付関係情報](56-6)	133	5,145	46,680	添付書類を提出してもらった方が効率的[109]、最新の情報が得られない[23]
9 現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）[地方税関係情報](56-11)	23	565	28,199	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[7]、住所履歴のない住民の照会に手間が掛かる[4]、照会結果を業務システムに取り込めない[4]、端末の設置場所が不便[4]、一括照会ができない[4]
10 現況の届出に係る事実の審査（所得の確認）[地方税関係情報](56-12)	16	2,701	33,022	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[5]、業務システムから情報照会ができない[4]、端末の設置場所が不便[4]
11 現況の届出に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）[年金給付関係情報](56-13)	44	705	12,732	添付書類を提出してもらった方が効率的[28]、業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[8]
12 認定の請求に係る事実の審査（世帯構成員の確認）[住民票関係情報](56-25) 注(3)	66	1,202	14,752	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[20]、事務の発生件数が少ない[13]
13 保険料賦課要件の確認[地方税関係情報](68-8)	73	7,401	26,496	税情報解禁後では事務処理が間に合わない[38]、一括照会ができない[21]
14 住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件の確認[介護保険給付等関係情報](68-172) 注(4)	142	1,737	6,584	添付書類を提出してもらった方が効率的[73]、申請者等が自主的に添付書類を提出[73]
15 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定[地方税関係情報](84-4)	79	1,170	4,394	申請者等が自主的に添付書類を提出[31]、業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[21]
16 自立支援医療費の支給認定[地方税関係情報](84-52)	38	16,051	26,522	事務の発生件数が少ない[12]、業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[10]、業務システムから情報照会ができない[10]
17 子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査[地方税関係情報](94-10)	42	1,732	9,773	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了[18]、事務の発生件数が少ない[10]
17手続の計	906	71,908	296,847	

注(1) 事務手続名を記載するとともに、[]で取り扱う特定個人情報の種類を、()で管理番号を記載してい

る。

注(2) []内の数字は当該未実施理由を選択した地方公共団体数である。

注(3) 「住民票関係情報」は、マイナンバー法別表第二に定める「住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項」をいう。

注(4) 「介護保険給付等関係情報」は、マイナンバー法別表第二に定める「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報」をいう。

図表2-8の11手続は、全て社会保障分野の事務手続であったのに対して、上記の17手続については、図表2-10の3から17までの15手続が社会保障分野の事務手続となっていて、1及び2の2手続が税分野の事務手続となっている。当該2手続は、総務省が所管する「個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用」及び「国民健康保険税の賦課」に関する事務手続（管理番号16-12及び16-13）である。当該2手続においては、市町村がマイナンバー情報照会を実施することにより、従来行っていた文書照会等が不要となるが、「個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用」に関する事務手続においては、26地方公共団体が情報連携事務計6,854件の処理に必要な地方税関係情報について、マイナンバー情報照会を実施せず、郵送による文書照会等により処理していた。そして、当該26地方公共団体における未実施理由は、「得られる情報項目が不足している」「住所履歴のない住民の照会に手間が掛かる」などとなっていた。また、「国民健康保険税の賦課」に関する事務手続においては、39地方公共団体が情報連携事務計21,978件の処理に必要な地方税関係情報について、マイナンバー情報照会を実施せず、郵送による文書照会等により処理していた。そして、当該39地方公共団体における未実施理由は、「前住所地への情報照会だけでは処理が完結しない」「税情報解禁後では事務処理が間に合わない」などとなっていた。

マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体における未実施理由等の状況について、税分野の事務手続の事例を示すと次のとおりである。

<事例3> 「個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用」に関する事務手続（管理番号16-12）について、他の市町村に対して文書照会を行うことにより地方税関係情報を確認していて、マイナンバー情報照会を実施していなかったもの（令和4年度のマイナンバー情報照会実施率：0%、未実施理由：「得られる情報項目が不足している」「住所履歴のない住民の照会に手間が掛かる」）

広島県竹原市は、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等（以下、これらを合わせて「控除対象配偶者等」という。）を有する者の個人住民税に係る

配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等（以下、これらを合わせて「配偶者控除等」という。）の適用に関する事務を行っている。

同事務において、市町村は、納税義務者から控除対象配偶者等の申告があった場合、申告があった控除対象配偶者等が配偶者控除等の所得要件に該当するかなどについて、控除対象配偶者等の地方税関係情報により確認している。控除対象配偶者等が他の市町村に居住しているなどの場合は、その所得要件等の確認に当たり、市町村は、マイナンバー法に基づき、マイナンバー情報照会によって、控除対象配偶者等の地方税関係情報を有する他の市町村から同情報の提供を受けられることとなっている。そして、マイナンバー情報照会を実施した場合には、上記他の市町村へ文書照会を行うことにより地方税関係情報の提供を受けることなどを省略できることとなっている。

検査したところ、同市において、控除対象配偶者等の所得要件等の確認に当たり、他の市町村が有する地方税関係情報を確認する事務が令和4年度に計282件発生していたが、その全件について、マイナンバー情報照会を実施することなく、これらの市町村へ文書照会を行うことにより地方税関係情報を確認していた（マイナンバー情報照会実施率0%）。

未実施理由について、同市は、控除対象配偶者等が居住市町村で既に別の者に扶養されているなどの重複扶養が疑われる場合、市町村間で調整を行い、各扶養者に書面により照会して、その回答書に基づいて扶養者を決定することになり、マイナンバー情報照会で得られる情報だけでは手続が終了せず、文書照会を行う必要が生ずる場合があること、控除対象配偶者等のマイナンバーの確認等が必要な場合に手間が掛かることから、全件について一律に文書照会により確認を行っているとのことであった。

しかし、前記の発生件数282件についてみたところ、文書照会が必要となる重複扶養の確認を行った件数は3件となっており、残りの279件については、マイナンバー情報照会により得られる情報だけで所得要件等の確認が可能であったことから、マイナンバー情報照会の活用方策について十分な検討を行うなどすれば、マイナンバー情報照会の活用が見込まれる状況となっていた。

(b) マイナンバー情報照会の実施における問題

マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体が見受けられた前記の17手続について、事務手続ごとの主な未実施理由から、当該地方公共団体においてどのような問題が生じているかを確認したところ、次のとおりとなっていた。

事務手続ごとの主な未実施理由は、図表2-11のとおり、①から⑬までの13項目である。

図表2-11 市町村等を情報照会者とする17手続に係る事務手続ごとの主な未実施理由の状況

(単位：手続)

事務手続ごとの 主な未実施理由	17手続に係る図表2-10の事務手続の番号																	手続数				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	①～③ (3項目)	④～⑩ (7項目)	⑪ (1項目)		
	① 業務フローの見直しやマニュアル作成が未了						○	○		○	○	○	○				○	○	○	9	11	13
② 得られる情報項目が不足している	○																	1				
③ 最新の情報が得られない								○										1				
④ 住所履歴のない住民の照会に手間が掛かる	○					○	○		○									4				
⑤ 業務システムから情報照会ができない				○						○							○	3				
⑥ 添付書類を提出してもらった方が効率的								○			○			○				3				
⑦ 照会結果を業務システムに取り込めない			○						○									2				
⑧ 端末の設置場所が不便									○	○								2				
⑨ 一括照会ができない									○				○					2				
⑩ 前住所地への情報照会だけでは処理が完結しない		○																1				
⑪ 事務の発生件数が少ない			○	○	○							○					○	6	6			
⑫ 申請者等が自主的に添付書類を提出					○									○	○			3				
⑬ 税情報解禁後では事務処理が間に合わない	○											○						2				

事務手続ごとの主な未実施理由のうち、「申請者等が自主的に添付書類を提出」（図表2-11⑫）については、申請者等の意向等に関するもの、「税情報解禁後では事務処理が間に合わない」（同⑬）については、地方税関係情報に係る情報連携全体の運用スケジュールに関するものであり、いずれも地方公共団体の取組だけではマイナンバー情報照会の活用を推進することが難しいと考えられるものである。

これに対して、事務手続ごとの主な未実施理由のうち9手続に係る「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」（同①）については、地方公共団体が、業務フローの見直しを行っていないことなどにより、マイナンバー情報照会の実施の手順や方法についての職員の理解が十分でないことを理由として、マイナンバー情報照会を実施していなかったものである。また、1手続に係る「得られる情報項目が不足している」（同②）及び1手続に係る「最新の情報が得られない」（同③）については、地方公共団体が、事例3のようにマイナンバー情報照会だけでは審査等に必要な情報を得ることができない場合

があることや、マイナンバー情報照会を実施する時点において必要な情報が情報提供者側で登録等されていない場合があると認識していて、それを理由として、マイナンバー情報照会を実施していなかったものである。一方、マイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた地方公共団体は、マイナンバー情報照会を活用するための検討を経て、発生した情報連携事務の多くをマイナンバー情報照会により得られる情報を基に審査等を行うことで処理している。

これらのことなどから、上記3項目の未実施理由に係る11手続については、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体において、マイナンバー情報照会の活用方策について十分に検討されていない状況になっていると認められた。

また、前記17手続に係る事務手続ごとの主な未実施理由のうち4手続に係る「住所履歴のない住民の照会に手間が掛かる」（同④）、3手続に係る「業務システムから情報照会ができない」（同⑤）、3手続に係る「添付書類を提出してもらった方が効率的」（同⑥）、2手続に係る「照会結果を業務システムに取り込めない」（同⑦）、2手続に係る「端末の設置場所が不便」（同⑧）、2手続に係る「一括照会ができない」（同⑨）及び1手続に係る「前住所地への情報照会だけでは処理が完結しない」（同⑩）については、地方公共団体が、事例3のようにマイナンバー情報照会を実施する際にマイナンバーの確認等の作業が手間であることや、システムの仕様上、日常業務で使用している業務システムから直接マイナンバー情報照会を実施することができず、その都度マイナンバー情報照会用のシステムにログインし直す必要があること、必要な添付書類を申請者等が携行していて添付書類として提出してもらった方が効率的であることなどを理由として、マイナンバー情報照会を実施していなかったものである（上記7項目の具体的な内容については別図表3参照）。

これらのことなどから、上記7項目の未実施理由に係る13手続については、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体において、マイナンバー情報照会を活用した事務処理の効率面に問題があると認識されている状況になっていると認められた。

さらに、前記17手続に係る事務手続ごとの主な未実施理由のうち6手続に係

る「事務の発生件数が少ない」（同⑩）については、地方公共団体が、事務の発生件数が少なく行政運営の効率化のためにマイナンバー情報照会を活用する機会が乏しいことを理由として、マイナンバー情報照会を実施していなかったものである。

このことから、上記の未実施理由に係る6手続については、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体において、事務の発生件数が少数であった場合にマイナンバー情報照会の活用に係る動機付けがされにくい状況になっていると認められた。

このように、事務手続ごとの主な未実施理由から、前記の17手続全てについて、地方公共団体におけるマイナンバー情報照会の活用方策の検討に関する問題、マイナンバー情報照会を活用した事務処理の効率面に関する問題又は事務の発生件数が少数であった場合のマイナンバー情報照会の活用に係る動機付けに関する問題の複数又はいずれかが見受けられた。

当該17手続については、図表2-7のように、マイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた地方公共団体の多くでマイナンバー情報照会の実施による国民の利便性の向上や行政運営の効率化に係る効果があると認識されており、また、情報連携を行う特定個人情報や地方税関係情報や年金給付関係情報等となっていて、地方公共団体がマイナンバー情報照会を実施することにより、申請者にとっては課税証明書等の発行に係る手数料等の負担や年金証書等の提出に係る負担が軽減され、地方公共団体にとっては文書照会の郵送等に係る作業に要する時間や労力、通信費等が削減されるなどするものである。

したがって、当該17手続に係るマイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていて、マイナンバー情報照会が十分に活用されていない地方公共団体においては、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化というマイナンバー法の基本理念や、多額の国費を投じてマイナンバー制度関連システムの整備等が行われていることなどを踏まえ、これらの問題の解決に取り組む必要があると認められた。

(エ) 地方公共団体の種類別の未実施理由の具体的状況

マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた前記の28手続に係る延べ

1,005地方公共団体における未実施理由について、地方公共団体の種類別にどのような未実施理由が選択されているか、更にその状況を具体的に確認した。

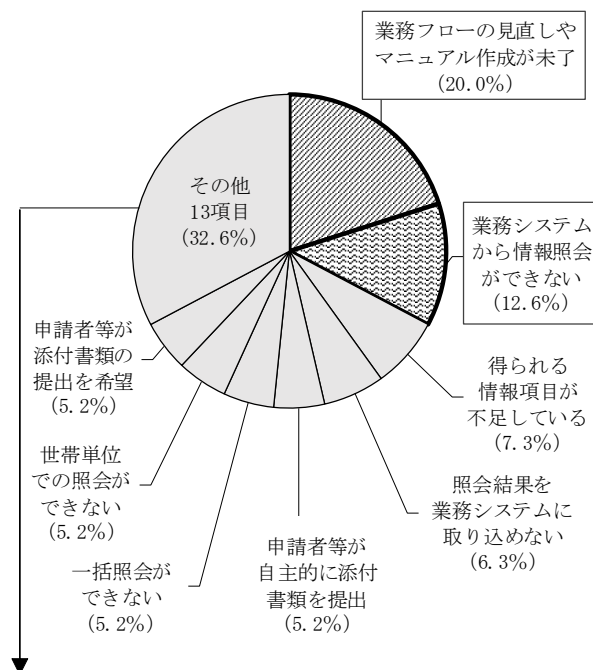
県又は市町村等における未実施理由の状況をみたところ、県においては、図表2-12のとおり、「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」が最も多く選択されており（県が選択した未実施理由の項目数全体の20.0%）、次いで、「業務システムから情報照会ができない」が多く選択されていた（同12.6%）。

また、市町村等においては、「添付書類を提出してもらった方が効率的」が最も多く選択されており（市町村等が選択した未実施理由の項目数全体の14.6%）、次いで、「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」が多く選択されていた（同11.3%）。

このように、県及び市町村等において「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」という未実施理由は共通して多く選択されていたが、個別事務システムの仕様や窓口での審査業務の運用等を踏まえて、県では「業務システムから情報照会ができない」、市町村等では「添付書類を提出してもらった方が効率的」という未実施理由が多く選択されていた。

図表2-12 地方公共団体の半数以上が利用していた28手続に係る県又は市町村等における未実施理由の状況

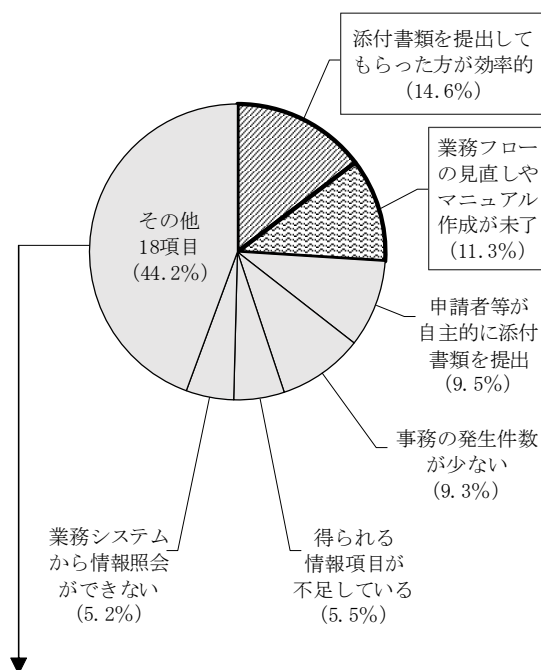
＜県における未実施理由＞



＜その他13項目＞

国等からの通知が分かりにくい	(4.7%)
マイナンバーの提示が必要と認識	(4.2%)
事務の発生件数が少ない	(3.6%)
端末の設置場所が不便	(3.6%)
照会結果が返ってくるまでに数日掛かる	(3.1%)
最新の情報が得られない	(2.6%)
多くの機関への照会が必要となり手間が掛かる	(2.6%)
税情報解禁後では事務処理が間に合わない	(2.6%)
申請者等の同意を得るのが困難	(2.1%)
添付書類を提出してもらった方が効率的	(1.0%)
住所履歴のない住民の照会に手間が掛かる	(1.0%)
照会結果が返ってくるまでに数分掛かる	(0.5%)
マイナンバー制度に対する不安感への配慮	(0.5%)

＜市町村等における未実施理由＞



＜その他18項目＞

前住所地への情報照会だけでは処理が完結しない	(4.9%)
照会結果を業務システムに取り込めない	(4.6%)
一括照会ができない	(4.5%)
多くの機関への照会が必要となり手間が掛かる	(4.0%)
税情報解禁後では事務処理が間に合わない	(3.7%)
住所履歴のない住民の照会に手間が掛かる	(3.5%)
照会結果が返ってくるまでに数分掛かる	(2.9%)
最新の情報が得られない	(2.8%)
マイナンバーの提示が必要と認識	(2.1%)
端末の設置場所が不便	(1.8%)
申請者等が添付書類の提出を希望	(1.8%)
世帯単位での照会ができない	(1.6%)
照会結果が返ってくるまでに数日掛かる	(1.3%)
情報提供者から文書照会を要求された	(1.3%)
マイナンバー制度に対する不安感への配慮	(1.3%)
申請者等の同意を得るのが困難	(0.8%)
国等からの通知が分かりにくい	(0.3%)
外部委託で処理	(0.1%)

(注) 情報照会者とされている地方公共団体の半数以上がマイナンバー情報照会を利用していた32手続のうち、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体が見受けられた28手続を対象に記載している。括弧書きは、県又は市町村等が選択した未実施理由の項目数全体に対する割合である。

また、上記の市町村等における未実施理由の状況について、市と町村とで人口(注18)規模が異なっていることを踏まえて、それぞれにおいてどのような未実施理由が(注19)選択されているか、市と町村の選択率の状況を確認した。

市における未実施理由の主なもののうち、市町村等を情報照会者とする図表2-

11の17手続で見受けられた問題に関するものは、図表2-13のとおり、「添付書類を提出してもらった方が効率的」（市での選択率28.9%）、「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」（同17.0%）、「一括照会ができない」（同10.4%）、「事務の発生件数が少ない」（同9.2%）及び「照会結果を業務システムに取り込めない」（同9.2%）となっていた。

一方、町村における未実施理由の主なもののうち、上記の問題に関するものは、「事務の発生件数が少ない」（町村での選択率23.7%）、「添付書類を提出してもらった方が効率的」（同20.3%）、「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」（同17.3%）及び「業務システムから情報照会ができない」（同11.2%）となっていた。

そして、これらの未実施理由のうち、「添付書類を提出してもらった方が効率的」（市での選択率28.9%、町村での選択率20.3%。両者の差8.6ポイント）及び「一括照会ができない」（市での選択率10.4%、町村での選択率5.0%。両者の差5.4ポイント）については、市で多く選択されている傾向となっていた。これらの未実施理由は、必要な添付書類を申請者等が携行していて、添付書類として提出してもらった方が効率的であることや、システムの仕様上、複数人分を一括してマイナンバー情報照会を実施することができないことから、作業効率の改善につながらないことを理由としてマイナンバー情報照会を実施していなかったものであり、町村と比べて人口が多い市において、マイナンバー情報照会を活用した事務処理の効率面に問題があると認識されている傾向となっていた。

他方、「事務の発生件数が少ない」（市での選択率9.2%、町村での選択率23.7%。両者の差14.5ポイント）については、町村で多く選択されている傾向となっていて、市と比べて人口が少ない町村において、事務の発生件数が少数であった場合にマイナンバー情報照会の活用に係る動機付けがされにくい傾向となっていた。

(注18) 令和5年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口について、市の平均値は133,098人、中央値は65,852人となっており、町村の平均値は11,267人、中央値は8,233人となっている。

(注19) 市町村等を情報照会者とする17手続に係るマイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた市又は町村の数に占める未実施理由の各項目を選択した市又は町村の数の割合をいう。

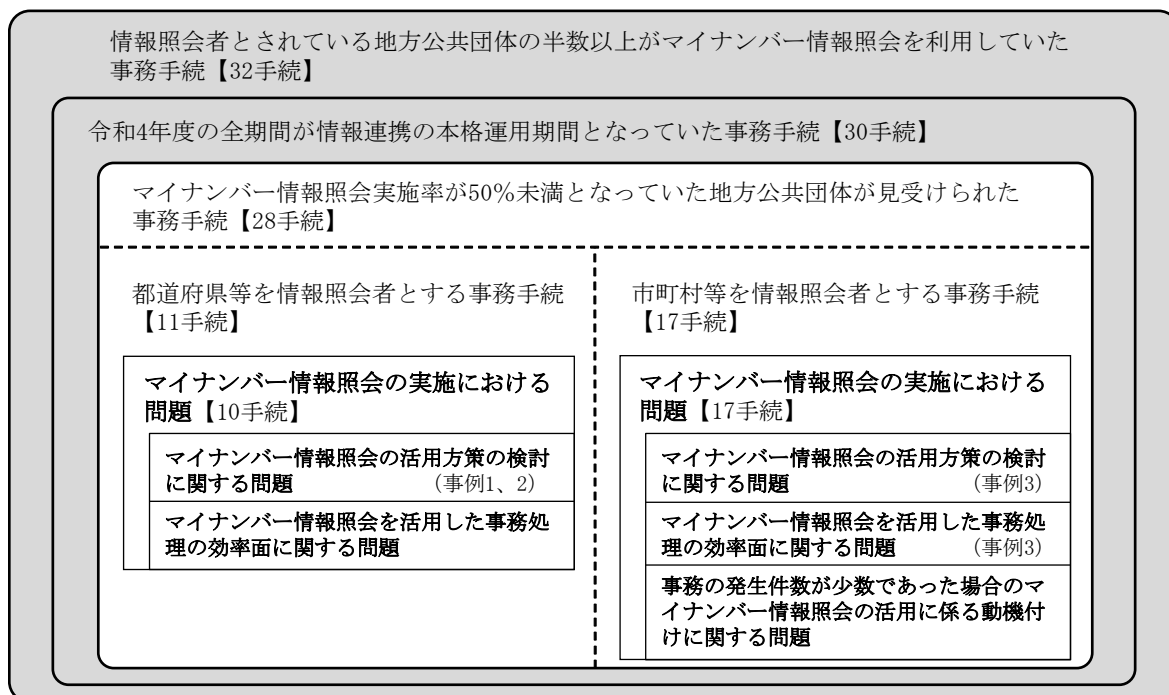
図表2-13 市又は町村における未実施理由の選択率の状況

市又は町村における 未実施理由の主なもの	市での選択率		町村での選択率		市での選択率と町村での 選択率との差(注) a-b
	a	順位	b	順位	
添付書類を提出してもらった方が効率的	28.9%	1	20.3%	2	8.6 *
申請者等が自主的に添付書類を提出	19.9%	2	13.9%	4	6.0
業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	17.0%	3	17.3%	3	-0.3
一括照会ができない	10.4%	4	5.0%	9	5.4 *
事務の発生件数が少ない	9.2%	5	23.7%	1	-14.5 *
照会結果を業務システムに取り込めない	9.2%	5	6.8%	8	2.4
税情報解禁後では事務処理が間に合わない	9.2%	5	4.1%	11	5.1 *
業務システムから情報照会ができない	6.8%	11	11.2%	5	-4.4

(注) 未実施理由ごとの市又は町村での選択率の状況については、検査の対象とした435市町村を対象として統計的に検定するとともに、図表2-5の217市町村を対象として同様に検定した。そして、両群において同様の傾向が見受けられ、全国の1,741市区町村についてみても、おおむね同じ傾向にあると考えられるものに「*」を付している。

以上のように、情報照会者とされている地方公共団体の半数以上がマイナンバー情報照会を利用していた32手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況をみたところ、マイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた地方公共団体の多くでマイナンバー情報照会の実施による国民の利便性の向上や行政運営の効率化に係る効果があると認識されていた。一方、図表2-14のとおり、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体が見受けられた事務手続について、当該地方公共団体における未実施理由から、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施における問題が見受けられた。

図表2-14 マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体で見受けられたマイナンバー情報照会の実施における問題



そして、これらの所管府省庁であるこども家庭庁、総務省、文部科学省及び厚生労働省に対して、所管する事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況をどのように把握しているか確認したところ、当該4省庁は、把握の対象が全国に及ぶことから、各地方公共団体に対して照会件数の状況を確認するなどしておらず、前記のような問題が見受けられるなどしたマイナンバー情報照会の実施状況について十分に把握していなかった。

また、デジタル庁は、照会実績データにより、各地方公共団体のマイナンバー情報照会の照会件数の状況を把握していたものの、事務手続の所管府省庁に提供していなかった。

したがって、こども家庭庁、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、地方公共団体において、マイナンバー情報照会の実施による国民の利便性の向上や行政運営の効率化に効果があると認識されていて、情報照会者とされている地方公共団体の半数以上でマイナンバー情報照会が利用されている事務手続について、その実施がより一層推進され、マイナンバー制度関連システムの整備等の効果が十分に発現されるよう、地方公共団体が実施したマイナンバー情報照会の照会件数の状況についてデジタル庁から定期的に提供を受けるなどして、地方公共団体によるマイナンバー

情報照会の実施状況を把握するとともに、実施状況が低調となっている地方公共団体において生じている問題を具体的に把握する必要がある。

そして、これらを踏まえて、同庁と連携し、当該地方公共団体に対して、マイナンバー情報照会の活用方策の検討について周知するとともに、マイナンバー情報照会を活用している地方公共団体の取組の実例を示すなどして効率的な実施方法について具体的に周知するなど、当該問題の解決に資する適切な助言を行う必要がある。

ウ 地方公共団体の過半が利用していなかった事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況

情報照会者とされている地方公共団体の過半がマイナンバー情報照会を利用していなかった168手続について、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施状況を分析したところ、次のとおりとなっていた。

168手続の運用状況をみると、そのうち127手続については、本格運用が29年11月から令和3年10月までの間に開始されており、4年度の全期間が情報連携の本格運用期間となっていた。

また、残りの41手続については、4年度中に試行運用の期間が含まれていて、該当する事務手続は、公金受取口座に関する特定個人情報（マイナンバー法別表第二に定める「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項」をいう。）の情報連携を行う事務手続（26手続）、災害対策分野に係る個別避難計画及び避難行動要支援者名簿の作成に係る事務手続（10手続）等となっていた（41手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況については別図表7参照）。

(ア) 事務の発生件数の状況

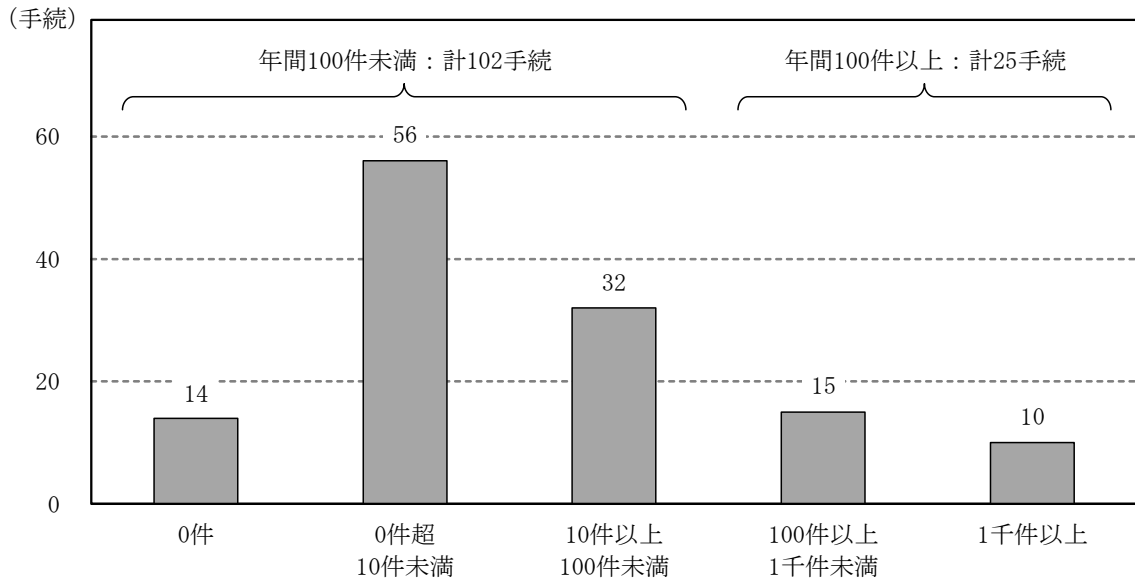
4年度の全期間が情報連携の本格運用期間となっていた前記の127手続について、451地方公共団体における同年度の事務の発生件数を確認したところ、図表2-15のとおり、25手続については、地方公共団体の人口規模を考慮して算出するなどし（注20）た事務の発生件数が年間100件以上となっていて、地方公共団体における事務の発生件数が一定規模以上となっていた。

一方、残りの102手続については年間100件未満となっていて、地方公共団体における事務の発生件数が少数又は皆無となっていた（25手続及び102手続に係る情報連携事務の発生状況については別図表8及び別図表9参照）。

(注20) 事務手続ごとに、事務手続一覧に定める情報照会者とされている地方公共団体における事務の発生件数を合計し、これを当該地方公共団体数で除して算出した。事務の発生件数の算出に当たっては、地方公共団体の人口規模を考慮して、市町村における事務の発生件数については、人口10万人当たりの件数を算出して使用している。また、情報照会者とされている地方公共団体の半数以上がマイナンバー情報照会を利用していた事務手続の大半で事務の発生件数が年間100件以上となっていたことから、127手続に係る事務の発生件数について、年間100件以上又は年間100件未満で区分し

ている。

図表2-15 検査の対象とした451地方公共団体における事務の発生件数別の事務手続数の状況（令和4年度）



地方公共団体の人口規模を考慮して算出するなどした事務の発生件数

(注) 情報照会者とされている地方公共団体の過半がマイナンバー情報照会を利用していなかった168手続のうち、令和4年度の全期間が情報連携の本格運用期間となっていた127手続を対象に記載している。

(イ) 事務の発生件数が年間100件以上となっていた事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況

a 事務手続別のマイナンバー情報照会実施率の状況

地方公共団体の人口規模を考慮して算出するなどした事務の発生件数が年間100件以上となっていた前記の25手続について、451地方公共団体における4年度のマイナンバー情報照会実施率の状況を確認したところ、図表2-16のとおり、事務手続が発生していた地方公共団体は延べ2,903地方公共団体となっており、このうち20手続に係る延べ821地方公共団体（延べ2,903地方公共団体の28.2%）においてマイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた。

一方、24手続に係る延べ2,082地方公共団体（同71.7%）においてマイナンバー情報照会実施率が50%未満となっており、このうち23手続に係る延べ1,441地方公共団体（同49.6%）はマイナンバー情報照会を全く実施していなかった（マイナンバー情報照会実施率の詳細については別図表8参照）。

25手続のうち、都道府県等を情報照会者とする14手続については、事務手続

が発生していた延べ215地方公共団体のうちの9手続に係る延べ26地方公共団体においてマイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた一方、13手続に係る延べ189地方公共団体において50%未満となっていた。

また、市町村等を情報照会者とする11手続については、事務手続が発生していた延べ2,688地方公共団体のうちの延べ795地方公共団体においてマイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた一方、延べ1,893地方公共団体において50%未満となっていた。そして、検査の対象とした435市町村における各事務手続のマイナンバー情報照会実施率が50%以上の地方公共団体と50%未満の地方公共団体の構成比は、全国の1,741市区町村についてみても、統計的にはおおむね同じになると考えられる。

図表2-16 地方公共団体の過半が利用していなかった25手続に係るマイナンバー情報照会実施率の状況（令和4年度）

(単位：地方公共団体、%)

事務手続名、特定個人情報の種類及び管理番号 注(1)	事務手続が発生していた地方公共団体数	マイナンバー情報照会実施率			
		50%以上	50%未満	0%	
都道府県等を情報照会者とする事務手続（14手続） 注(2)	計	215	26	189	170
1 他の法令による給付との調整（健康保険法）〔児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報〕(7-76)		20	-	20	20
2 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（国民健康保険法）〔医療保険給付関係情報〕(7-179) 注(3)		27	-	27	27
3 入院措置又は費用の徴収〔地方税関係情報〕(14-56)		20	6	14	12
4 自動車税（種別割）の減免〔障害者関係情報〕(16-18) 注(4)		11	-	11	11
5 狩猟税の課税〔地方税関係情報〕(16-26)		11	-	11	11
6 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定〔住民票関係情報〕(26-4) 注(5)		2	2	-	-
7 特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理〔生活保護関係情報〕(26-5) 注(6)		9	4	5	5
8 入院患者の医療に要する費用の負担の申請の受理、審査【本人同意要】〔地方税関係情報〕(70-2)		31	9	22	14
9 他の法令による給付との調整（健康保険法）〔感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報〕(70-17)		15	1	14	12
10 特定医療費の支給認定〔生活保護関係情報〕(98-2) 注(6)		17	1	16	13
11 特定医療費の支給認定〔住民票関係情報〕(98-5) 注(5)		9	1	8	8
12 他の法令による給付との調整（健康保険法）〔難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報〕(98-33)		7	-	7	7
13 特定医療費の支給認定（健康保険法）〔医療保険給付関係情報〕(98-57) 注(3)		20	1	19	18
14 特定医療費の支給認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）〔国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報〕(98-67)		16	1	15	12
市町村等を情報照会者とする事務手続（11手続） 注(2)	計	2,688	795	1,893	1,271
1 予防接種法による予防接種の実施〔予防接種法による予防接種の実施に関する情報〕(10-17)		315	25	290	224
2 個人住民税の障害者控除、所得金額調整控除の適用〔障害者関係情報〕(16-3) 注(4)		132	71	61	43
3 家賃の決定〔地方税関係情報〕(19-4)		156	31	125	113
4 国民健康保険料の賦課〔地方税関係情報〕(30-129)		91	78	13	-
5 国民健康保険法第6条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認〔医療保険給付関係情報〕(30-147) 注(3)		432	11	421	223
6 国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認〔医療保険給付関係情報〕(30-149) 注(3)		432	10	422	242
7 児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）〔児童扶養手当法第3条第2項に規定する公的年金給付の支給に関する情報〕(37-41)		300	215	85	59
8 現況の届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）〔住民票関係情報〕(56-26) 注(5)		300	251	49	33
9 要介護認定における医療保険被保険者資格の認定〔医療保険給付関係情報〕(68-155) 注(3)		136	13	123	106
10 自立支援医療費の支給認定（健康保険法）〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報〕(84-132)		178	4	174	155
11 自立支援医療費の支給認定（日本年金機構への照会）〔国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報〕(84-180)		216	86	130	73
25手続の計		2,903 (100.0)	821 (28.2)	2,082 (71.7)	1,441 (49.6)

注(1) 情報照会者とされている地方公共団体の過半が利用していなかった168手続のうち、令和4年度の全期間が情報連携の本格運用期間となっていて、地方公共団体の人口規模を考慮して算出するなどした事務の発生件数が年間100件以上となっていた25手続を対象に記載している。また、事務手続名を記載するとともに、〔 〕で取り扱う特定個人情報の種類を、()で管理番号を記載している。

注(2) 注(1)の25手続に係る情報照会者とされている地方公共団体は、事務手続によって異なっているため、事務手続一覧に定める各事務手続の情報照会者に基づき、都道府県等と市町村等とに区分している。なお、都道府県と市町村の両方を情報照会者とする事務手続については、令和4年度の照会件数が多い方の事務手続として整理している。

注(3) 「医療保険給付関係情報」は、マイナンバー法別表第二に定める「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」をいう。

注(4) 「障害者関係情報」は、マイナンバー法別表第二に定める「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報」をいう。

注(5) 「住民票関係情報」は、マイナンバー法別表第二に定める「住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項」をいう。

注(6) 「生活保護関係情報」は、マイナンバー法別表第二に定める「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報」をいう。

b 事務手続別の未実施理由の状況

マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体が見受けられた24手続について、事務手続ごとの主な未実施理由を確認したところ、2手続（国民健康保険の被保険者の資格取得又は資格喪失に係る届出の確認に関する事務手続（管理番号30-147及び30-149））については、いずれも「最新の情報が得られない」及び「添付書類を提出してもらった方が効率的」となっていた。当該2手続については、多くの市町村がマイナンバー情報照会を実施しておらず、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた市町村の9割以上において「最新の情報が得られない」が選択されており、未実施理由が共通していた。そして、マイナンバー情報照会によって適時に最新情報を取得できない場合が生ずるといふ、地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題が見受けられた。

また、残りの22手続については、事務手続ごとの主な未実施理由が「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」「添付書類を提出してもらった方が効率的」「事務の発生件数が少ない」などとなっていて、前記の地方公共団体におけるマイナンバー情報照会の活用方策の検討に関する問題、マイナンバー情報照会を活用した事務処理の効率面に関する問題又は事務の発生件数が少数であった場合のマイナンバー情報照会の活用に係る動機付けに関する問題の複数又はいずれかが見受けられた（2手続及び22手続に係る事務手続ごとの主な未実施理由の状況については別図表8参照）。

c 地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題が見受けられた事務手続に係

る未実施理由等の具体的状況

地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題が見受けられた2手続（国民健康保険の被保険者の資格取得又は資格喪失に係る届出の確認に関する事務手続（管理番号30-147及び30-149））に係る未実施理由等の状況を確認したところ、次のとおりとなっていた。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）によれば、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者等に該当しなくなったことにより国民健康保険の被保険者の資格を取得した者があるときは、資格を取得した者の氏名、資格取得の年月日及びその理由等を記載した国民健康保険資格取得に係る届出（以下「資格取得届」という。）を、また、健康保険法の規定による被保険者に該当するに至ったことにより、国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者があるときは、資格を喪失した者の氏名、資格喪失の年月日及びその理由等を記載した国民健康保険資格喪失に係る届出（以下「資格喪失届」という。）を、その者の属する世帯の世帯主は14日以内にそれぞれ世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならないこととされている。

市町村は、図表2-17のとおり、資格取得届の提出を受けた場合は、前に加入していた国民健康保険以外の医療保険（以下「被用者保険」という。）の被保険者資格を喪失したことを示す書類に基づき被用者保険資格喪失の年月日を、資格喪失届の提出を受けた場合は、健康保険証等の添付書類に基づき被用者保険資格取得の年月日をそれぞれ確認することとなっている。

市町村は、マイナンバー法に基づき、前記の2手続に係るマイナンバー情報照会によって、資格を喪失又は取得することになった被用者保険の医療保険者から、被保険者の特定個人情報（マイナンバー法別表第二に定める「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」。以下「医療保険給付関係情報」という。）の提供を受けられることとなっている。そして、マイナンバー情報照会を実施した場合には、当該世帯主から前に加入していた被用者保険の被保険者資格を喪失したことを示す書類又は新たに加入した被用者保険の健康保険証等を提出させることを省略できることとなっている。

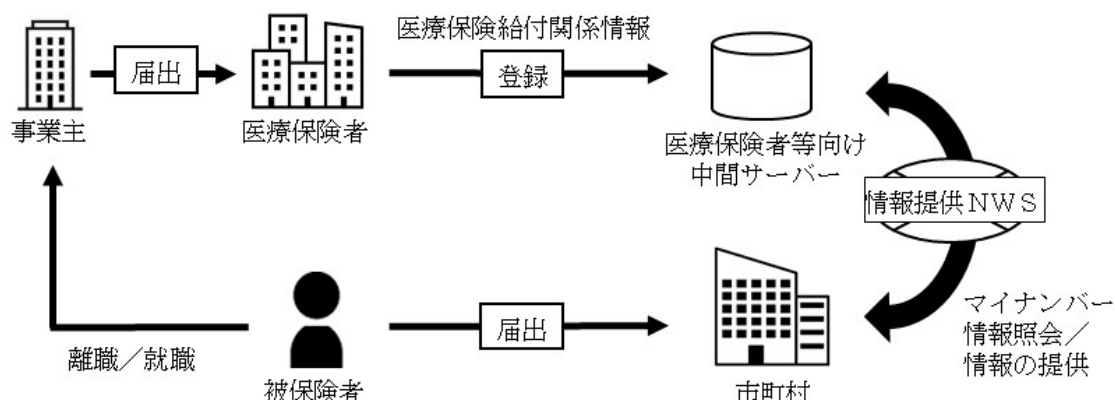
また、全国健康保険協会、健康保険組合等の医療保険者は、被保険者の資格喪失又は取得に際して、医療保険給付関係情報を医療保険者等向け中間サーバーに登録することとなっている。

これらの2手続の所管府省庁である厚生労働省は、管内の市町村における事務の運用に当たっての参考とするために、平成29年10月に都道府県に対して事務連絡を発出していた。そして、被用者保険の医療保険者側での医療保険給付関係情報の登録作業等には一定期間を要することから、医療保険給付関係情報をマイナンバー情報照会により確認することが可能となるまでの標準的な日数を被用者保険の医療保険者ごとに示すとともに、医療保険者による登録作業が終了するまでの間においては、マイナンバー情報照会を実施しても最新の情報が得られない可能性があることを周知していた。また、資格取得届又は資格喪失届を14日以内に提出することとなっていることを踏まえて、医療保険給付関係情報の登録までに要する日数が短縮できるよう調整していくとしていた。

(注21) 医療保険者等向け中間サーバー 被用者保険等の医療保険者に係る医療保険給付関係情報等を副本データとして管理して、他機関からのマイナンバー情報照会に対して情報の提供を行うもの

(注22) 法令に規定されている医療保険資格に係る届出を提出すべき日数等から算出したものであり、平成29年時点では被用者保険の資格を喪失した場合については、全国健康保険協会は資格喪失日から19日後、健康保険組合は同日から7日後、被用者保険の資格を取得した場合については、全国健康保険協会は資格取得日から29日後、健康保険組合は同日から8日後となっている。なお、全国健康保険協会においては、事業主が日本年金機構に届出を提出することとしており、日本年金機構では事業主からの届出の内容を審査した上で、全国健康保険協会に情報を連携することとしている。そのため、健康保険組合と比較して、標準的な日数が長くなっている。

図表2-17 市町村が資格取得届又は資格喪失届の提出を受けた場合のマイナンバー情報照会の概要



これらの2手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況や医療保険者における医療保険給付関係情報の登録状況をみたところ、次のような状況が見受けられた。

(a) 市町村によるマイナンバー情報照会の実施状況

図表2-16のとおり、資格取得届の確認に関する事務（管理番号30-147）については421市町村（432市町村の97.4%）、資格喪失届の確認に関する事務（管理番号30-149）については422市町村（432市町村の97.6%）において、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた。このうち、資格取得届の確認に関する事務については223市町村（同51.6%）、資格喪失届の確認に関する事務については242市町村（同56.0%）において、マイナンバー情報照会が全く実施されていなかった。

上記の市町村における未実施理由を確認したところ、離職や就職から間を空けずに申請者等から資格取得届又は資格喪失届が提出されることがあるにもかかわらず最新の情報が得られないこと、また、前記の標準的な日数を経過した後にマイナンバー情報照会を実施したにもかかわらず被保険者に係る医療保険給付関係情報が医療保険者において登録されていないものがあったため以後マイナンバー情報照会を実施しないことにしたことなどとなっていて、上記両事務の処理に当たり、マイナンバー情報照会によって適時に最新情報を取得できない場合が生ずるという問題が見受けられた。

(b) 医療保険者による医療保険給付関係情報の登録状況

厚生労働省が事務連絡を発出してから5年以上が経過した令和4年度末時点においても最新の情報が得られない状況、又は標準的な日数を経過した後に医療保険給付関係情報が医療保険者において登録されていない状況となっていたことから、同省が医療保険者による医療保険給付関係情報の登録状況について把握しているか確認したところ、同省は、全く把握していなかった。

そこで、会計検査院において、被用者保険の資格喪失又は資格取得に係る登録状況を医療保険者ごとに確認したところ、図表2-18のとおり、5年4月1日に国民健康保険資格を取得した者に占める資格取得届の提出期限である14日を経過した時点で被用者保険の資格喪失に係る登録が行われていなかった者の割合は、全国健康保険協会において24.3%、健康保険組合において12.1%

となっていた。また、同年6月1日に国民健康保険資格を喪失した者に占める資格喪失届の提出期限である14日を経過した時点で被用者保険の資格取得に係る登録が行われていなかった者の割合は、全国健康保険協会において18.7%、健康保険組合において19.6%となっていて、被用者保険の資格喪失又は資格取得に係る登録に一定の期間を要している状況となっていた。

図表2-18 被用者保険の資格喪失又は資格取得に係る登録状況

区分	被用者保険の資格喪失に係る登録状況				被用者保険の資格取得に係る登録状況 注(1)			
	全国健康保険協会		健康保険組合		全国健康保険協会		健康保険組合	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
令和5年4月1日に国民健康保険資格を取得した者又は同年6月1日に国民健康保険資格を喪失した者 注(2)	236,435		131,454		660		102	
14日を経過した時点で被用者保険の資格喪失又は資格取得に係る登録が行われていなかった者	57,467	24.3	16,037	12.1	124	18.7	20	19.6

注(1) 令和5年6月1日に国民健康保険資格を喪失した者の被用者保険の資格取得に係る登録状況を確認したのは、医療保険者が医療保険者等向け中間サーバーに被保険者に係る医療保険給付関係情報を登録するまでの期間を5日以内とする健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の改正が同日に施行されたことによるものである。

注(2) 令和5年5月31日までに「令和5年4月1日に国民健康保険資格を取得した者」として登録された者又は同年7月31日までに「同年6月1日に国民健康保険資格を喪失した者」として登録された者を集計している。

注(3) 被用者保険の資格喪失に係る登録状況の詳細については別図表10、被用者保険の資格取得に係る登録状況の詳細については別図表11参照

したがって、厚生労働省において、医療保険者による医療保険給付関係情報の登録状況について把握するとともに、事業主及び医療保険者に対して、被用者保険の資格を喪失又は取得した者があった場合は速やかに届出及び登録を行うよう周知するなど、被保険者の医療保険給付関係情報が提供可能となるまでの期間の短縮に努めること、また、同期間の短縮の状況を市町村に適宜周知して、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化のためにマイナンバー情報照会の利活用につなげることが必要である。

(ウ) 事務の発生件数が年間100件未満となっていた事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況

図表2-15のとおり、4年度の全期間が情報連携の本格運用期間となっていた127手続のうちの88手続（図表2-15の56手続と32手続の計）については、地方公共団

体の人口規模を考慮して算出するなどした事務の発生件数が年間0件超100件未満となっており、地方公共団体における事務の発生件数が少数となっていた。

上記の88手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況を確認したところ、事務手続が発生していた延べ4,233地方公共団体のうち、マイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていたものは66手続に係る延べ801地方公共団体（延べ4,233地方公共団体の18.9%）となっていて、50%未満となっていたものは87手続に係る延べ3,432地方公共団体（同81.0%）となっていた（マイナンバー情報照会実施率の詳細については別図表9参照）。

そして、87手続に係る事務手続ごとの主な未実施理由をみると、66手続について、「事務の発生件数が少ない」となっていた（事務手続ごとの主な未実施理由の状況については別図表9参照）。

上記の87手続については、事務の発生件数が少数となっていて、マイナンバー情報照会の活用に係る動機付けがされにくい状況にあるものの、前記のとおり、多額の国費を投じてマイナンバー制度関連システムの整備等が行われていることや、情報連携を活用して事務処理を行うことが基本であって、省略可能な添付書類の提出を求め続けることが不適切であるとされていることに照らせば、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていて、マイナンバー情報照会が十分に活用されていない地方公共団体においては、行政のデジタル化を見据えて、利用者の視点に立って業務フローの見直しを行うなど、マイナンバー情報照会の活用に向けた取組を進めていくことが重要である。

また、地方公共団体における事務の発生件数が少数となっていた前記88手続のうち、前記の発行手数料を伴う添付書類の省略により国民の利便性の向上が図られる事務手続や、情報の利活用の推進を目的として情報連携の運用が開始された事務手続については、特に、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施の推進が必要になると考えられる。

そこで、これらの事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況を確認したところ、次のとおりとなっていた。

- a 地方税関係情報等の情報連携が行われる事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況

地方公共団体がマイナンバー情報照会を実施することにより、申請者は、申

請の際に従来の行政手続で必要とされていた課税証明書や住民票の写しなどの添付書類の提出を省略できることとなっている。課税証明書及び住民票の写しについては一般的に発行に係る手数料が発生することから、申請者等にとっては、マイナンバー情報照会が実施されることにより、これらの発行に係る手数料についての負担が軽減されることになる。

前記88手続のうち、マイナンバー情報照会により提供される情報が地方税関係情報となっている18手続については課税証明書等の提出が省略でき、また、住民票関係情報（マイナンバー法別表第二に定める「住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項」をいう。以下同じ。）となっている1手続については住民票の写しなどの提出が省略できる。

そこで、上記のマイナンバー情報照会により提供される情報が地方税関係情報となっている18手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況を確認したところ、17手続については、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた延べ313地方公共団体が、申請者等に課税証明書等の添付書類を提出させていた。また、マイナンバー情報照会により提供される情報が住民票関係情報となっている1手続については、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた9地方公共団体が、申請者等に住民票の写しなどの添付書類を提出させていた

（17手続及び1手続の計18手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況については別図表9参照）。

b 情報の利活用の推進を目的とする事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況

母子保健法（昭和40年法律第141号）によれば、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならないとされている。当該健康診査の実施又は勧奨に関する事務については、前記168手続のうち「母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務」に関する事務手続（管理番号49-28）が運用されている。^(注23)

厚生労働省は、地方公共団体において、乳幼児健康診査の母子保健情報の利活用を推進するために、乳幼児健康診査の受診の有無等に係る情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや市町村が乳幼児健康診査の個人の健

康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築するとして、当該事務手続について、^(注24)情報連携の本格運用を2年10月に開始した。

また、「乳幼児健診等母子保健情報における情報連携開始に当たっての運用ルール等について」（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡。以下「運用ルール」という。）によれば、乳幼児健康診査の受診履歴については、転居時に市町村間で引き継ぐことを目的としたデータ項目であり、情報連携を用いて把握することを原則とするなどとされている。

この1手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況を確認したところ、事務手続が発生していた105市町村のうちの73市町村（105市町村の69.5%）において、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた。

そして、図表2-19のとおり、当該73市町村は、4年度に発生した情報連携事務計7,355件をマイナンバー情報照会以外の方法により処理しており、事務手続ごとの主な未実施理由は「添付書類を提出してもらった方が効率的」及び「事務の発生件数が少ない」となっていた。

(注23) 「母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務」に関する事務手続のほか、母子保健法に基づく健康診査の実施等に関する事務手続は、令和4年度末時点で6手続が運用されており、これら7手続の所管府省庁は、5年4月以降、こども家庭庁となっている。

(注24) 厚生労働省は、母子保健法に基づく健康診査の実施等に関する7手続に係る情報連携を開始するなどのために、図表0-6のとおり、令和元、2両年度に母子保健衛生費国庫補助金により母子保健情報連携システム改修事業を実施している。

図表2-19 「母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務」に関する事務手続（管理番号49-28）に係るマイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた73市町村のマイナンバー情報照会以外の方法による処理件数や事務手続ごとの主な未実施理由の状況（令和4年度）

（単位：地方公共団体、件）

事務手続名、特定個人情報の種類及び管理番号 注(1)	地方公共団体数	左の地方公共団体の処理件数の合計		事務手続ごとの主な未実施理由 注(2)
		マイナンバー情報照会	マイナンバー情報照会以外	
母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務[母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報](49-28)	73	31	7,355	添付書類を提出してもらった方が効率的[44]、事務の発生件数が少ない[17]

注(1) 事務手続名を記載するとともに、[]で取り扱う特定個人情報の種類を、()で管理番号を記載している。

注(2) []内の数字は当該未実施理由を選択した地方公共団体数である。

上記の73市町村におけるマイナンバー情報照会以外の処理方法や未実施理由について具体的に確認したところ、「母子健康手帳によって確認している」などのように、マイナンバー情報照会は事務の実施に際して特に必要がある場合に利用するとの理解にとどまっており、乳幼児健康診査の母子保健情報の利活用を推進するという本事務手続の運用を開始した目的やマイナンバー情報照会の実施を原則とする運用ルールについて、市町村において十分に理解されていなかった。このような状況のまま続けば、乳幼児健康診査の受診履歴に係る情報が転居時に市町村間で適切に引き継がれず、本事務手続の運用を開始した目的である母子保健情報の利活用の推進が十分に図られないことになると思料される。

(エ) 地方公共団体の種類別の未実施理由の具体的状況

情報照会者とされている地方公共団体の過半がマイナンバー情報照会を利用し
(注25)
ていなかった168手続のうち111手続に係る延べ5,514地方公共団体における未実施理由について、県又は市町村等における未実施理由の状況を確認した。

県においては、図表2-20のとおり、「添付書類を提出してもらった方が効率的」が最も多く選択されており（県が選択した未実施理由の項目数全体の15.6%）、次いで、「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」（同11.5%）が選択されていた。

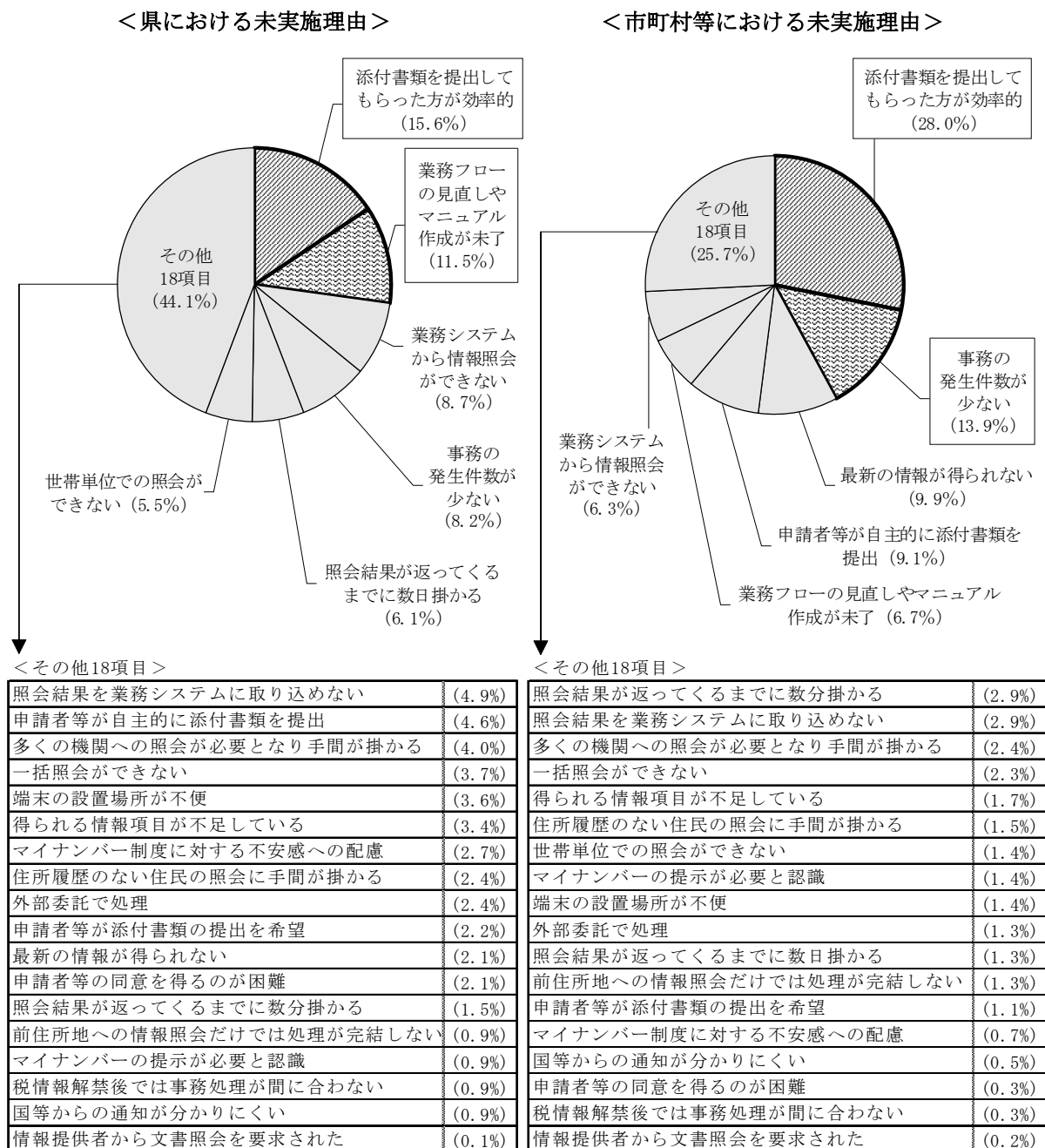
また、市町村等においては、「添付書類を提出してもらった方が効率的」が最も多く選択されており（市町村等が選択した未実施理由の項目数全体の28.0%）、次いで、「事務の発生件数が少ない」が多く選択されていた（同13.9%）。

このように、県及び市町村等において「添付書類を提出してもらった方が効率的」という未実施理由が共通して最も多く選択されていた。この未実施理由は、マイナンバー情報照会の実施により生活保護受給証明書、健康保険証、身体障害者手帳等の提出を省略できる事務手続に係る未実施理由として多く選択されており、県及び市町村等において、申請者等が保有しているこれらの添付書類の提出を受けて事務処理を行う方が効率的であると認識されている状況が見受けられた。

(注25) (イ)aの地方公共団体の人口規模を考慮して算出するなどした事務の発生件数が年間100件以上となっていて、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体が見受けられた24手続と、(ウ)の同事務の発生件数が年間0件超100件未満となっていて、マイナンバー情報照会実施率が

50%未満となっていた地方公共団体が見受けられた87手続の計である。

図表2-20 地方公共団体の過半が利用していなかった111手続に係る県又は市町村等における未実施理由の状況



(注) 情報照会者とされている地方公共団体の過半がマイナンバー情報照会を利用していなかった168手続のうち、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた111手続を対象に記載している。括弧書きは、県又は市町村等が選択した未実施理由の項目数全体に対する割合である。

なお、情報照会者とされている地方公共団体の半数以上がマイナンバー情報照会を利用していた28手続に係る未実施理由と比較したところ、図表2-21のとおり、県において、28手続では「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」という

未実施理由が最も多く、情報照会者とされている地方公共団体の過半がマイナンバー情報照会を利用していなかった111手続では「添付書類を提出してもらった方が効率的」という未実施理由が最も多く選択されていた。

市町村等においては、28手続及び111手続ともに「添付書類を提出してもらった方が効率的」という未実施理由が最も多く選択されており、111手続では、事務の発生件数が年間100件未満となっていることなどを受けて、「事務の発生件数が少ない」という未実施理由が多く選択されていた。

図表2-21 地方公共団体の半数以上が利用していた28手続に係る未実施理由と地方公共団体の過半が利用していなかった111手続に係る未実施理由の比較

順位	県				市町村等			
	28手続に係る未実施理由	割合	111手続に係る未実施理由	割合	28手続に係る未実施理由	割合	111手続に係る未実施理由	割合
1	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	20.0%	添付書類を提出してもらった方が効率的	15.6%	添付書類を提出してもらった方が効率的	14.6%	添付書類を提出してもらった方が効率的	28.0%
2	業務システムから情報照会ができない	12.6%	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	11.5%	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	11.3%	事務の発生件数が少ない	13.9%
3	得られる情報項目が不足している	7.3%	業務システムから情報照会ができない	8.7%	申請者等が自主的に添付書類を提出	9.5%	最新の情報が得られない	9.9%
4	照会結果を業務システムに取り込めない	6.3%	事務の発生件数が少ない	8.2%	事務の発生件数が少ない	9.3%	申請者等が自主的に添付書類を提出	9.1%
5	申請者等が自主的に添付書類を提出等	5.2%	照会結果が返ってくるまでに数日掛かる	6.1%	得られる情報項目が不足している	5.5%	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	6.7%

(注) 図表2-12及び図表2-20を基に、県又は市町村等が選択した未実施理由の上位5項目の内容について記載している。

以上のように、情報照会者とされている地方公共団体の過半がマイナンバー情報照会を利用していなかった168手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況をみると、図表2-22のとおり、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施における問題等が見受けられた。

図表2-22 マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体で見受けられたマイナンバー情報照会の実施における問題等

情報照会者とされている地方公共団体の過半がマイナンバー情報照会を利用していなかった事務手続【168手続】	
令和4年度の全期間が情報連携の本格運用期間となっていた事務手続【127手続】	
事務の発生件数が年間100件以上となっていた事務手続【25手続】 注(1)	事務の発生件数が年間100件未満となっていた事務手続【102手続】 注(1)
マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体が見受けられた事務手続【24手続】 注(2)	マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体が見受けられた事務手続【87手続】 注(3)
地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題【2手続】	一般的に発行に係る手数料が発生する課税証明書や住民票の写しなどを申請者に提出させていた【18手続】
マイナンバー情報照会の実施における問題【22手続】	事務手続の運用を開始した目的や運用ルールが十分に理解されていなかった【1手続】
マイナンバー情報照会の活用方策の検討に関する問題	
マイナンバー情報照会を活用した事務処理の効率面に関する問題	
事務の発生件数が少数であった場合のマイナンバー情報照会の活用に係る動機付けに関する問題	

注(1) 事務の発生件数は、地方公共団体の人口規模を考慮して算出するなどした件数である。

注(2) 事務の発生件数が年間100件以上となっていた25手続から、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体が見受けられなかった1手続を除いている。

注(3) 事務の発生件数が年間100件未満となっていた102手続から、検査の対象とした451地方公共団体において事務手続が発生していなかった14手続及びマイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体が見受けられなかった1手続の計15手続を除いている。

事務の発生件数が年間100件以上となっていて、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体が見受けられた事務手続について、地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題や、前記のマイナンバー情報照会の実施における問題が見受けられた。

また、事務の発生件数が年間100件未満となっていて、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体が見受けられた事務手続について、地方公共団体において、一般的に発行に係る手数料が発生する課税証明書や住民票の写しなどを申請者等に提出させていた状況や、事務手続の運用を開始した目的や運用ルールが十分に理解されていなかった状況が見受けられた。

そして、これらの所管府省庁であるこども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省に対して、所管する事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況をどのように把握しているか確認したところ、当該5省庁は、把握の対象が全国に及ぶことから、各地方公共団体に対して照会件数の状況を確認するなどしておらず、前記のような問題が見受けられるなどしたマイナンバー情報照会の実施状況について十分に把握していなかった。

また、デジタル庁は、照会実績データにより、各地方公共団体のマイナンバー情報照会の照会件数の状況を把握していたものの、事務手続の所管府省庁に提供していなかった。

したがって、こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省は、情報照会者とされている地方公共団体の過半でマイナンバー情報照会が利用されていない事務手続について、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施が推進され、マイナンバー制度関連システムの整備等の効果が十分に発現されるよう、地方公共団体が実施したマイナンバー情報照会の照会件数の状況についてデジタル庁から定期的に提供を受けるなどして、特に国民の利便性の向上や行政運営の効率化等に資する事務手続を優先して、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施状況を把握するとともに、実施状況が低調となっている地方公共団体において生じている問題を具体的に把握する必要がある。

そして、これらを踏まえて、同庁と連携し、上記の地方公共団体に対して問題の解決に資する適切な助言を行うとともに、多くの地方公共団体に共通し、地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題について、解決に向けた方策を検討し、適切に対応していく必要がある。

4 検査の状況に対する所見

(1) 検査の状況の主な内容

会計検査院は、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施状況について、効率性、有効性等の観点から、①地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実績はどのようなになっているか、②情報連携事務の発生状況やこれを踏まえたマイナンバー情報照会の実施状況は事務手続ごとにどのようなになっているか、マイナンバー情報照会を実施している地方公共団体において実施の効果をどのように認識しているか、また、マイナンバー情報照会を実施していないなどの地方公共団体においてその要因はどのようなものかなどに着眼して検査した。

検査の状況の主な内容は次のとおりである。

ア 地方公共団体の半数以上が利用していた事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況（29～53ページ参照）

(ア) 事務手続別のマイナンバー情報照会実施率の状況

情報照会者とされている地方公共団体の半数以上がマイナンバー情報照会を利用して32手続のうち、4年度の全期間が情報連携の本格運用期間となっていた30手続について、同年度のマイナンバー情報照会実施率の状況を確認したところ、事務手続が発生していた延べ6,423地方公共団体のうち、延べ5,418地方公共団体（延べ6,423地方公共団体の84.3%）において50%以上となっていた。

一方、28手続に係る延べ1,005地方公共団体（同15.6%）において50%未満となっており、延べ506地方公共団体（同7.8%）はマイナンバー情報照会を全く実施していなかった。

また、30手続のうちの市町村等を情報照会者とする17手続については、事務手続が発生していた延べ6,166地方公共団体のうちの延べ5,260地方公共団体においてマイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた一方、延べ906地方公共団体において50%未満となっていた。そして、検査の対象とした435市町村における各事務手続のマイナンバー情報照会実施率が50%以上の地方公共団体と50%未満の地方公共団体の構成比は、全国の1,741市区町村についてみても、統計的にはおおむね同じになると考えられる（29～32ページ参照）。

(イ) マイナンバー情報照会の実施の効果に関する認識の状況

マイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた30手続に係る延べ5,418地

方公共団体に対して、マイナンバー情報照会の実施の効果に関する認識を確認したところ、国民の利便性の向上につながったとする地方公共団体が延べ4,702地方公共団体（延べ5,418地方公共団体の86.7%）、行政運営の効率化につながったとする地方公共団体が延べ4,772地方公共団体（同88.0%）となっていた（32、33ページ参照）。

(ウ) 事務手続別の未実施理由等の状況

マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体が見受けられた28手続に係る情報連携事務の処理方法及び事務手続ごとの主な未実施理由の状況について確認したところ、28手続のうちの都道府県等を情報照会者とする11手続に係るマイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた延べ99地方公共団体において、情報連携事務計244,314件が申請者等からの添付書類の提出や他の機関に対する文書照会等により処理されていた。そして、11手続のうちの10手続について、地方公共団体におけるマイナンバー情報照会の活用方策の検討に関する問題又はマイナンバー情報照会を活用した事務処理の効率面に関する問題の両方又はいずれかが見受けられた。

また、28手続のうちの市町村等を情報照会者とする17手続に係るマイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた延べ906地方公共団体において、情報連携事務計296,847件が申請者等からの添付書類の提出や他の機関に対する文書照会等により処理されていた。そして、17手続全てについて、地方公共団体におけるマイナンバー情報照会の活用方策の検討に関する問題、マイナンバー情報照会を活用した事務処理の効率面に関する問題又は事務の発生件数が少数であった場合のマイナンバー情報照会の活用に係る動機付けに関する問題の複数又はいずれかが見受けられた（33～47ページ参照）。

(エ) 地方公共団体の種類別の未実施理由の具体的状況

県又は市町村等における未実施理由の状況をみるところ、県及び市町村等において「業務フローの見直しやマニュアル作成が未了」という未実施理由は共通して多く選択されていたが、個別事務システムの仕様や窓口での審査業務の運用等を踏まえて、県では「業務システムから情報照会ができない」、市町村等では「添付書類を提出してもらった方が効率的」という未実施理由が多く選択されていた（47～49ページ参照）。

そして、これらの所管府省庁であるこども家庭庁、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、把握の対象が全国に及ぶことから、各地方公共団体に対して照会件数の状況を確認するなどしておらず、前記のような問題が見受けられるなどしたマイナンバー情報照会の実施状況について十分に把握していなかった。

また、デジタル庁は、照会実績データにより、各地方公共団体のマイナンバー情報照会の照会件数の状況を把握していたものの、事務手続の所管府省庁に提供していなかった（52ページ参照）。

イ 地方公共団体の過半が利用していなかった事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況（54～70ページ参照）

(ア) 事務の発生件数の状況

情報照会者とされている地方公共団体の過半がマイナンバー情報照会を利用していなかった1,225手続から選定した168手続のうち、127手続については4年度的全期間が情報連携の本格運用期間となっており、当該127手続のうちの25手続については、同年度の地方公共団体の人口規模を考慮して算出するなどした事務の発生件数が年間100件以上となっていた一方、残りの102手続については、年間100件未満となっていた（54、55ページ参照）。

(イ) 事務の発生件数が年間100件以上となっていた事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況

a 事務手続別のマイナンバー情報照会実施率の状況

上記の25手続について、4年度のマイナンバー情報照会実施率の状況を確認したところ、事務手続が発生していた延べ2,903地方公共団体のうち、20手続に係る延べ821地方公共団体（延べ2,903地方公共団体の28.2%）において50%以上となっていた。

一方、24手続に係る延べ2,082地方公共団体（同71.7%）において50%未満となっており、23手続に係る延べ1,441地方公共団体（同49.6%）はマイナンバー情報照会を全く実施していなかった。

また、25手続のうちの市町村等を情報照会者とする11手続については、事務手続が発生していた延べ2,688地方公共団体のうちの延べ795地方公共団体においてマイナンバー情報照会実施率が50%以上となっていた一方、延べ1,893地方公共団体において50%未満となっていた。そして、検査の対象とした435市町村

における各事務手続のマイナンバー情報照会実施率が50%以上の地方公共団体と50%未満の地方公共団体の構成比は、全国の1,741市区町村についてみても、統計的にはおおむね同じになると考えられる（55～58ページ参照）。

b 事務手続別の未実施理由の状況

マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた地方公共団体が見受けられた24手続のうち2手続については、多くの市町村がマイナンバー情報照会を実施しておらず、マイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた市町村の9割以上において、未実施理由が共通していた。そして、マイナンバー情報照会によって適時に最新情報を取得できない場合が生ずるといふ、地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題が見受けられた。

また、残りの22手続については、前記のマイナンバー情報照会の活用方策の検討に関する問題、マイナンバー情報照会を活用した事務処理の効率面に関する問題又は事務の発生件数が少数であった場合のマイナンバー情報照会の活用に係る動機付けに関する問題の複数又はいずれかが見受けられた（58～62ページ参照）。

(ウ) 事務の発生件数が年間100件未満となっていた事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況

事務の発生件数が年間0件超100件未満となっていた88手続のうち、発行手数料を伴う課税証明書や住民票の写しなどの添付書類の提出の省略により国民の利便性の向上が図られる事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況を確認したところ、18手続に係るマイナンバー情報照会実施率が50%未満となっていた延べ322地方公共団体が、課税証明書や住民票の写しなどの添付書類を申請者等に提出させていた。

また、情報の利活用の推進を目的とする事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況を確認したところ、1手続については、事務手続の運用を開始した目的等が地方公共団体において十分に理解されていなかった（62～66ページ参照）。

(エ) 地方公共団体の種類別の未実施理由の具体的状況

県又は市町村等における未実施理由の状況をみたところ、県及び市町村等において「添付書類を提出してもらった方が効率的」という未実施理由が共通して最も多く選択されており、申請者等が保有している添付書類の提出を受けて事務処

理を行う方が効率的であると認識されている状況が見受けられた（66、67ページ参照）。

そして、これらの所管府省庁であるこども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びにデジタル庁の状況は、情報照会者とされている地方公共団体の半数以上が利用していた28手続と同様となっていた。すなわち、事務手続の所管府省庁は、各地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施状況について十分に把握しておらず、デジタル庁は、各地方公共団体のマイナンバー情報照会の照会件数の状況を事務手続の所管府省庁に提供していなかった（70ページ参照）。

(2) 所見

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、デジタル社会の形成に当たっては、行政の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ること、また、行政のデジタル化に重要な役割を果たすマイナンバー関連制度について、国民にとっての使い勝手の向上及び同制度の活用を図ることなどが示されている。マイナンバー制度は、国民の利便性の向上と行政の効率化を併せて進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会における社会基盤であり、情報連携は、マイナンバー法に基づき、情報提供NWSを利用して、国の行政機関や地方公共団体等の各機関が管理している様々な同一人の情報について、迅速かつ安全に授受を行い共有するものとなっている。そして、マイナンバー情報照会が実施されることにより、従来の行政手続で必要とされていた添付書類の提出の省略により申請者等の負担が軽減され、国民の利便性の向上が図られるとともに、様々な情報の照合、転記、入力等に要していた時間や労力が削減され行政運営の効率化が図られることになっている。

国は、マイナンバー法等に基づき、マイナンバーの利用の促進のための施策を実施しており、マイナンバー制度の導入に合わせて、情報提供NWSを整備して運用するほか、地方公共団体における情報システムの整備等に対して、これまで多額の国庫補助金を交付して、地方公共団体におけるマイナンバー情報照会の実施環境の整備を推進するとともに、平成29年11月の情報連携の本格運用開始以降、マイナンバー情報照会を実施することができる事務手続を増加させるなどの取組を行っている。

また、国は、令和5年6月に公布された改正法に基づき、マイナンバーの利用の促進を図る行政事務の範囲を拡大させるなどの取組を行うこと、及び情報連携の正確性の確保に向けて実施した総点検の結果に基づき、マイナンバーの紐付け誤りに係る再発

防止対策を実施することなどの施策を講じていくこととしており、引き続き、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施についても促進させていくこととしている。このような中、事務手続の所管府省庁において、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施状況について十分に把握されていないなどの状況が見受けられた。

については、マイナンバー制度全般の企画及び立案について主導的な役割を担うデジタル庁並びに事務手続の所管府省庁において、上記総点検の結果に基づく再発防止対策を適切かつ確実に実施するとともに、情報連携の対象となっている事務手続については全て情報連携を活用して事務処理を行うことが基本であり、情報連携を行うことができない事務手続がある場合には速やかに問題を解決するとなっていることなどを踏まえて、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施について、多額の国費を投じて実施したマイナンバー制度関連システムの整備等の効果が十分に発現されるよう、次の点に留意する必要がある。

ア デジタル庁は、事務手続の所管府省庁に対して、地方公共団体が実施したマイナンバー情報照会の照会件数の状況を定期的に提供するなどして、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施状況を所管府省庁において把握できるようにするとともに、事務手続の所管府省庁が実施するマイナンバー情報照会の実施の促進のための取組の状況を把握するなどして、マイナンバー情報照会を十分に活用させるよう主導していくこと

イ 事務手続の所管府省庁は、デジタル庁と連携して、地方公共団体において、マイナンバー情報照会の実施による国民の利便性の向上や行政運営の効率化に効果があると認識されていて、情報照会者とされている地方公共団体の半数以上でマイナンバー情報照会が利用されている事務手続について、マイナンバー情報照会の実施がより一層推進されるよう、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施状況を把握するとともに、実施状況が低調となっている地方公共団体において生じている問題を具体的に把握すること。そして、当該地方公共団体に対して、マイナンバー情報照会の活用方策の検討について周知するとともに、マイナンバー情報照会を活用している地方公共団体の取組の実例を示すなどして効率的な実施方法について具体的に周知するなど、当該問題の解決に資する適切な助言を行うこと

ウ 事務手続の所管府省庁は、デジタル庁と連携して、情報照会者とされている地方公共団体の過半でマイナンバー情報照会が利用されていない事務手続についてもマ

マイナンバー情報照会の実施が推進されるよう、特に国民の利便性の向上や行政運営の効率化等に資する事務手続を優先して、地方公共団体によるマイナンバー情報照会の実施状況を把握するとともに、実施状況が低調となっている地方公共団体において生じている問題を具体的に把握すること。そして、当該地方公共団体に対して問題の解決に資する適切な助言を行うとともに、多くの地方公共団体に共通し、地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題について、解決に向けた方策を検討し、適切に対応していくこと

会計検査院としては、マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について、引き続き注視していくこととする。

別 図 表 目 次

別図表1	マイナンバー制度関連システムやマイナンバー情報照会の実施状況等に関連する主な検査報告掲記事項等	80
別図表2	地方公共団体を情報照会者とする情報連携事務と選定した200手続との対応関係	82
別図表3	マイナンバー情報照会の未実施理由の一覧	86
別図表4	地方公共団体の半数以上が利用していた32手続のうち試行運用等の2手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況	87
別図表5	地方公共団体の半数以上が利用していた32手続のうち本格運用の30手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況	88
別図表6	地方公共団体の半数以上が利用していた32手続のうち本格運用の30手続に係るマイナンバー情報照会の実施の効果に関する認識の状況	94
別図表7	地方公共団体の過半が利用していなかった168手続のうち試行運用の41手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況	98
別図表8	地方公共団体の過半が利用していなかった168手続のうち地方公共団体の人口規模を考慮して算出するなどした事務の発生件数が年間100件以上となっていた25手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況	102
別図表9	地方公共団体の過半が利用していなかった168手続のうち地方公共団体の人口規模を考慮して算出するなどした事務の発生件数が年間100件未満となっていた102手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況	108
別図表10	令和5年4月1日に国民健康保険資格を取得した者の被用者保険の資格喪失に係る登録状況	124
別図表11	令和5年6月1日に国民健康保険資格を喪失した者の被用者保険の資格取得に係る登録状況	124

- ・別図表4から別図表9までの「事務手続名」「事務手続の概要」及び「情報照会者」については、原則として事務手続一覧（令和5年3月27日時点）の記載内容を転記している。
- ・別図表4から別図表9までの個別の事務手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況については、令和4年度の実績を記載している。
- ・別図表中における事務手続の所管府省庁については、原則として、令和6年2月時点の所管府省庁名を記載している。

別図表1 マイナンバー制度関連システムやマイナンバー情報照会の実施状況等に関連する主な検査報告掲記事項等

検査報告等	報告等年月	内容等
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告 (地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に係る補助事業の実施状況等について)	平成29年 1月	29年7月から国の行政機関、地方公共団体等の間において情報連携が予定されており、情報連携に必要となる地方公共団体における情報システムの整備をスケジュールに沿って適切に実施していくことが社会保障・税番号制度の効果を発現する上で重要となることなどを踏まえて、地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に係る補助事業の実施状況等について、地方公共団体における補助対象システムの整備等の状況等进行检查し、その状況を取りまとめて報告したもの
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告 (国の行政機関等における社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備等の状況について)	29年7月	日本年金機構における情報連携の開始時期について未定となったことや、29年7月に運用開始が予定されていた情報連携について、試行運用期間を設けた上で、本格運用を開始することとなったことなどを踏まえて、国の行政機関等における社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備等の状況について、国の行政機関等においてマイナンバー制度に対応するために必要となる情報システムの整備の状況、当該情報システムにおける情報連携等の状況等进行检查し、その状況を取りまとめて報告したもの
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告 (国による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化について)	令和2年 1月	マイナンバー法の成立によりマイナンバーを利用する事務及び情報連携が行われることとなり、地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化が公的機関全体にとって重要な課題となっていることなどを踏まえて、国による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化について、実施状況等进行检查し、その状況を取りまとめて報告したもの
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告 (政府情報システムに関する会計検査の結果について)	3年5月	参議院から、国会法第105条の規定に基づき、各府省がサービス・業務を実施するために用いる情報システムである政府情報システムに関する①政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況、②各府省等が締結する契約の競争性、経済性の状況、③政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況、④政府情報システム全体の効率化及びコスト削減に向けた取組状況について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けたことから、上記の各事項について検査を実施してその結果を報告したものであり、③に係る検査の結果として、マイナンバー制度に関連する政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況について報告

検査報告等	報告等 年月	内容等
<p>令和3年度決算検査報告及び令和4年度決算検査報告 (生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の実施状況について)</p>	<p>4年10月</p>	<p>(内容) 生活保護業務におけるマイナンバー情報照会の実施状況について、地方公共団体において、マイナンバー情報照会が全く実施されておらず、生活保護システム等の改修の効果が十分に発現されていない事態が見受けられ、厚生労働省において、アンケート調査により情報連携を活用していない地方公共団体があることを把握していたにもかかわらず、地方公共団体に対して、同省が情報連携に関して発出した通知等の内容を整理した上で改めて周知していないなどしていたことから、厚生労働大臣に対して、4年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した(令和3年度決算検査報告に掲記)。</p> <p>(その後の処置状況) 厚生労働省において、上記通知等の内容を理解しやすく整理した上で、地方公共団体に対して改めて周知するなどの処置が講じられていた(令和4年度決算検査報告に掲記)。</p>

別図表2 地方公共団体を情報照会者とする情報連携事務と選定した200手続との対応関係

マイナ ナンバー 法別表 第二の 事務番 号	事務 分野	情報連携事務	情報照会者	マイナ ナンバー 法別表 第二に 定める 情報の 提供者 の区 分数	地方公 共団体 を情報 照会者 とする 事務手 続数	左のう ち選定 した事 務手続 数(注)		
						32 手続	168 手続	
8	福祉	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	1	15	1	-	1
9	福祉	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	5	37	5	1	4
10	福祉	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	2	14	2	-	2
11	福祉	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	2	20	2	1	1
12	福祉	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	2	12	2	-	2
13	福祉	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	1	1	1	-	1
14	福祉	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	3	12	3	-	3
15	福祉	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	2	12	2	-	2
16	福祉	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	5	71	7	-	7
16の2	医療	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	2	2	2	-	2
16の3	医療	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	1	1	1	-	1
17	医療	予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	2	10	2	-	2
18	医療	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	3	8	3	-	3
19	医療	予防接種法による給付（同法第15条第1項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	2	5	2	-	2
20	福祉	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	3	7	3	-	3
22	福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	1	8	1	-	1
23	福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	1	2	1	-	1
24	福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	1	2	1	-	1
25	福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	1	15	9	8	1
26	福祉	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	12	171	-	-	-

マイナ ナンバー 法別表 第二の 事務番 号	事務 分野	情報連携事務	情報照会者	マイナ ナンバー 法別表 第二に 定める 情報提 供者の 区分数	地方公 共団体 を情報 者とし る事務 手続数	左のう ち選定 した事 務手続 数(注)	32 手続	168 手続
27	税	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	6	26	7	2	5
28	税	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	4	17	4	-	4
31	その他	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	3	50	3	-	3
37	福祉	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	3	7	4	1	3
38	福祉	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	2	3	2	-	2
42	医療	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長又は国民健康保険組合	4	50	6	1	5
43	医療	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長又は国民健康保険組合	1	7	1	-	1
44	医療	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	1	1	1	-	1
53	福祉	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	2	6	2	-	2
54	その他	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	3	43	3	-	3
56の2	災害対策	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	5	27	15	-	15
57	福祉	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	5	36	6	2	4
61	福祉	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	2	5	2	-	2
62	福祉	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	5	10	5	-	5
63	福祉	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	2	7	2	-	2
64	福祉	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	2	3	2	-	2
65	福祉	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	4	16	4	-	4
66	福祉	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は都道府県知事	4	18	4	-	4

マイナンバー法別表第二の事務番号	事務分野	情報連携事務	情報照会者	マイナンバー法別表第二に定める情報提供者の区分数	地方公共団体を情報照会者とする事務手続数	左のうち選定した事務手続数(注)		
							32手続	168手続
67	福祉	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	2	12	2	-	2
68	福祉	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	2	15	2	-	2
69の2	福祉	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	1	7	1	-	1
70	福祉	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	2	4	2	-	2
71	労働	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は都道府県知事	2	3	2	-	2
74	福祉	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	2	13	7	5	2
75	福祉	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	1	2	2	2	-
82	医療	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	1	1	1	-	1
85	福祉	昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	1	5	1	-	1
85の2	その他	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	2	6	2	-	2
87	福祉	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	12	153	12	-	12
88の2	福祉	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	1	4	1	-	1
89	福祉	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	1	2	1	-	1
90	福祉	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	2	2	2	-	2
93	福祉	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	2	11	2	-	2
94	福祉	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	4	170	6	2	4
96	災害対策	被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	1	1	1	-	1

マイナンバー法別表第二の事務番号	事務分野	情報連携事務	情報照会者	マイナンバー法別表第二に定める情報提供者の区分数	地方公共団体を情報照会者とする事務手続数	左のうち選定した事務手続数(注)		
						32手続	168手続	
97	医療	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	3	13	3	-	3
102の2	医療	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	1	16	1	-	1
108	福祉	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	5	67	6	2	4
109	福祉	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	1	29	1	-	1
110	福祉	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	1	24	1	-	1
113	その他	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	2	6	3	3	-
115の2	医療	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	1	1	1	-	1
116	福祉	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	6	63	6	1	5
120	医療	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	5	40	6	1	5
121	その他	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	2	2	2	-	2
計				176	1,429	200	32	168

(注) 記載の情報連携事務65事務のうち事務番号26の生活保護業務に係る1事務を除く64事務から事務手続を選定している。情報提供者が複数設定されている、又は1(3)のマイナンバー情報照会の実施状況に係る国の調査の調査対象事務手続が含まれているなどしている情報連携事務については、複数の事務手続を選定している。

別図表3 マイナンバー情報照会の未実施理由の一覧

通番	未実施理由	未実施理由の説明
1	最新の情報が得られない	マイナンバー情報照会を実施する時点において、必要な情報が情報提供者側で登録・更新されていない場合があり、後日再度照会する必要が生ずるため
2	得られる情報項目が不足している	照会結果として取得できる情報の項目が不足しており、マイナンバー情報照会だけでは審査等に必要情報を得ることができないため
3	照会結果が返ってくるまでに数分掛かる	マイナンバー情報照会を実施してから照会結果が返ってくるまでに数分掛かり、窓口業務において申請者等を待たせてしまうことになるため
4	照会結果が返ってくるまでに数日掛かる	マイナンバー情報照会を実施してから照会結果が返ってくるまでに数日掛かり、事務処理が停滞してしまうため
5	税情報解禁後では事務処理が間に合わない	新年度分の税情報に対してのマイナンバー情報照会が解禁されるのは6月中旬頃であり、それを待ってからでは6月に発生する事務（保険料の賦課決定等）処理が間に合わず、文書照会等で対応せざるを得ないため
6	前住所地への情報照会だけでは処理が完結しない	税情報等について前住所地の市町村にマイナンバー情報照会を実施しても、所得情報自体が申告されていない場合や、前々住所地において課税されていたりするなどして、照会結果がエラーとなるケースがあり、結果的に文書照会を行う必要が生ずるなど、前住所地へのマイナンバー情報照会だけでは処理が完結せず、作業効率の改善につながらないため
7	業務システムから情報照会ができない	システムの仕様上、日常業務で使用している業務システムから直接マイナンバー情報照会を実施することができず、都度、マイナンバー情報照会用のシステムにログインし直す必要があり、作業効率の改善につながらないため
8	一括照会ができない	システムの仕様上、1件ずつのマイナンバー情報照会しかできず、複数人分を一括してマイナンバー情報照会を実施することができないことから、作業効率の改善につながらないため
9	世帯単位での照会ができない	世帯単位で情報をまとめて把握したい場合において、個人単位でのマイナンバー情報照会では手間が掛かり、作業効率の改善につながらないため
10	照会結果を業務システムに取り込めない	システムの仕様上、日常業務で使用している業務システムに照会結果をデータとして取り込むことができず、手作業で入力作業を行う必要があり、作業効率の改善につながらないため
11	事務の発生件数が少ない	事務の発生件数が少なく、現行の事務処理方法を見直してまでマイナンバー情報照会を実施する必要性が乏しいため
12	添付書類を提出してもらった方が効率的	必要な添付書類は、申請者等が常時携帯しているものであるため、窓口申請に来た際に添付書類として提出してもらったり、現物を提示してもらったりした方が早く確実で、効率的であるため
13	多くの機関への照会が必要となり手間が掛かる	健康保険や年金に係る情報提供者を特定できないことから、該当の有無の確認も含め、多くの機関へマイナンバー情報照会を実施しなければならず、手間が掛かるため
14	住所履歴のない住民の照会に手間が掛かる	市内に住所履歴がない者等についてマイナンバー情報照会を実施する際には、住民基本台帳ネットワークシステム等を利用してマイナンバーを調査した上で、団体内統合宛名システムへ登録し、団体内統合宛名番号を取得するなどの作業が発生し、それらの作業が手間であるため
15	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	業務フローの見直しや事務処理マニュアルの作成を行っていないことなどから、マイナンバー情報照会の実施の手順及び方法についての職員の理解が十分でないため
16	国等からの通知が分かりにくい	国等からの通知においてマイナンバー情報照会に係る記載内容が必ずしも分かりやすく整理されていない場合や、国等が定めている事務処理要領等において添付書類の提出が必要であるように記載されていたりすることなどから、マイナンバー情報照会を実施できることについての職員の理解が十分でないため
17	端末の設置場所が不便	マイナンバー情報照会に使用する端末が担当部局に設置されておらず、使用しづらいため
18	マイナンバーの提示が必要と認識	申請者等から直接マイナンバーの提示がない場合は住民基本台帳により取得することができるのに、申請者等から直接提示を受けないとマイナンバー情報照会を実施できないと認識しているなど理解が十分でないため
19	申請者等の同意を得るのが困難	マイナンバー情報照会の実施に際して本人同意が必要な事務手続について、申請者等の同意を得るのが難しかったり、時間が掛かったりするため
20	外部委託で処理	当該事務に係る審査等の業務を外部に委託するなどして処理しており、必要な情報の収集についても外部に委託していることから、マイナンバー情報照会を実施する必要がないため
21	申請者等が自主的に添付書類を提出	添付書類の提出は不要である旨を住民等に対して周知するなどしているものの、申請者等が、前例を踏襲したり、転出元の自治体からの助言を受けたりするなどして、自主的に添付書類を提出したため
22	申請者等が添付書類の提出を希望	マイナンバー情報照会と添付書類の提出のいずれで対応するかを申請者等が選択できるようにしており、申請者等が添付書類の提出を希望したため
23	情報提供者から文書照会を要求された	マイナンバー情報照会を実施したものの、対象者がDV被害者等であることから、情報提供者から文書による照会を要求されたため
24	マイナンバー制度に対する不安感への配慮	個人情報の漏えいやマイナンバーの紐付け誤りなどの問題に対して住民等が漠然とした不安感を抱いており、情報照会者としてもそういった状況に配慮し、マイナンバー情報照会の活用を控えているため

別図表4 地方公共団体の半数以上が利用していた32手続のうち試行運用等の2手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況

マイナンバー法別表第二の事務番号	管理番号	事務手続名	事務手続の概要	マイナンバー情報照会により提出の省略が可能となる添付書類	情報照会者	事務手続の所管府庁	試行運用開始時期	本格運用開始時期	情報照会該当地方公共団体数	左のマイナンバー情報照会を実施した地方公共団体数	左の地方公共団体実施したマイナンバー情報照会の照会件数計
11	8-107	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理(特例対応分)	子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に当たり、特例対応として「高額障害児通所給付費の支給決定」の事務手続に係るコードを使用して転入者等の市町村民税情報を照会する手続(特例対応に係る利用期間は令和4年1月から同年12月まで)	課税証明書	市町村長	デジタル庁 内閣府	-	-	435	361	890,444
113	91-7	高等学校等就学支援金の支給時(申請時)における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時(申請時)における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	生活保護受給証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	文部科学省	令和4年6月	令和4年8月	11	8	1,185
計									446	369	891,629

別図表5 地方公共団体の半数以上が利用していた32手続のうち本格運用の30手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況

マイナンバー法別表第二の事務番号	管理番号	事務手続名	事務手続の概要	マイナンバー情報照会により提出の省略が可能となる添付書類注(1)	情報照会者	事務手続の所管府省庁	情報照会に該当する地方公共団体数	マイナンバー情報照会を実施することが可能であった事務が発生していない		マイナンバー情報照会を実施することが可能であった事務が発生している		
								地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	
								a	b/a	c	c/a	
都道府県等を情報照会者とする事務手続								272	15	5.5	257	94.4
9	7-11	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省	41	-	-	41	100.0	
25	14-30	精神障害者保健福祉手帳の更新	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	特別障害給付金受給資格者証、特別障害者給付金支給決定通知書、国庫金振込通知書、国庫金送金通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	2	9.0	20	90.9	
25	14-37	精神障害者保健福祉手帳の交付（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	年金証書、年金振込通知書、年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	6	27.2	16	72.7	
25	14-39	精神障害者保健福祉手帳の更新（国家公務員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	年金証書、年金裁定通知書、年金振込通知書、年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	1	4.5	21	95.4	
25	14-40	精神障害者保健福祉手帳の更新（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	年金証書、年金振込通知書、年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	1	4.5	21	95.4	
25	14-41	精神障害者保健福祉手帳の更新（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	年金証書、年金振込通知書、年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	3	13.6	19	86.3	
25	14-52	精神障害者保健福祉手帳の交付（日本年金機構への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（日本年金機構への照会）	年金証書、年金振込通知書、年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	-	-	22	100.0	
25	14-53	精神障害者保健福祉手帳の更新（日本年金機構への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	年金証書、年金振込通知書、年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	-	-	22	100.0	
25	14-54	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（日本年金機構への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	年金証書、年金振込通知書、年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	2	9.0	20	90.9	
37	26-3	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定【本人同意要】	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	課税証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	文部科学省	11	-	-	11	100.0	

事務の発生件数計	マイナンバー情報照会実施率ごとの地方公共団体数				マイナンバー情報照会実施率ごとの地方公共団体数					マイナンバー情報照会実施率が50%以上の地方公共団体数		マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体数		マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体における事務手続ごとの未実施理由（上位2項目） 注(2)						
	うちマイナンバー情報照会の照会件数計	割合(%)	うちマイナンバー情報照会以外の方法による処理件数計	割合(%)	0%	0%超25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上100%以下	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	未実施理由	地方公共団体数	割合(%)	未実施理由	地方公共団体数	割合(%)	
																				d
3,117,504	2,810,454	90.1	307,050	9.8	57	33	9	18	140	158	61.4	99	38.5							
19,346	7,263	37.5	12,083	62.4	6	6	2	2	25	27	65.8	14	34.1	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	9	64.2	世帯単位での照会ができない	5	35.7	
2,935	2,712	92.4	223	7.5	6	2	1	3	8	11	55.0	9	45.0	得られる情報項目が不足している	4	44.4	添付書類を提出してもらった方が効率的等	3	33.3	
916	817	89.1	99	10.8	6	1	-	1	8	9	56.2	7	43.7	得られる情報項目が不足している	4	57.1	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	2	28.5	
3,138	2,910	92.7	228	7.2	6	3	-	2	10	12	57.1	9	42.8	得られる情報項目が不足している	6	66.6	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	4	44.4	
16,161	15,955	98.7	206	1.2	5	3	-	2	11	13	61.9	8	38.0	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	4	50.0	得られる情報項目が不足している	4	50.0	
2,856	2,728	95.5	128	4.4	6	3	-	2	8	10	52.6	9	47.3	得られる情報項目が不足している	6	66.6	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	4	44.4	
16,746	8,162	48.7	8,584	51.2	6	3	1	2	10	12	54.5	10	45.4	得られる情報項目が不足している	5	50.0	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	4	40.0	
86,293	39,142	45.3	47,151	54.6	4	4	3	1	10	11	50.0	11	50.0	得られる情報項目が不足している	7	63.6	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	5	45.4	
5,044	580	11.4	4,464	88.5	6	5	1	-	8	8	40.0	12	60.0	得られる情報項目が不足している	6	50.0	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	4	33.3	
175,872	144,169	81.9	31,703	18.0	2	-	-	-	9	9	81.8	2	18.1	申請者等の同意を得るのが困難	2	100.0	申請者等が自主的に添付書類を提出等	1	50.0	

マイナンバー 法別表第二の 事務番号	管理 番号	事務手続名	事務手続の概要	マイナンバー 情報照会により 提出の省略 が可能となる 添付書類 注(1)	情報照会者	事務手 続の所 管府省 庁	情報 照会に 当る 地方 公共 団体 数	マイナン バー情報 照会を 実施す ることが 可能 であった 事務が 発生 してい ない		マイナン バー情報 照会を 実施す ることが 可能 であった 事務が 発生 してい る	
								地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)
								a	b/a	c	c/a
113	91-1	高等学校等就学支援金の支給時(申請時)における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時(申請時)における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	課税証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	文部科学省	11	-	-	11	100.0
113	91-4	高等学校等就学支援金の支給時(届出時)における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時(届出時)における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	課税証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	文部科学省	11	-	-	11	100.0
120	98-4	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	-	-	22	100.0
市町村等を情報照会者とする事務手続							7,504	1,338	17.8	6,166	82.1
27	16-12	個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用	配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に係る被扶養者の所得照会に関する調査のための手続	なし(公用請求等)	市町村長	総務省	435	39	8.9	396	91.0
27	16-13	国民健康保険税の賦課	納税義務者に対する課税額の算定の手続	課税証明書	市町村長	総務省	435	64	14.7	371	85.2
42	30-16	高齢受給者証の交付	高齢受給者証を発行するに当たり、一部負担金の割合を判定するために必要な情報を確認するための手続	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	厚生労働省	435	114	26.2	321	73.7
57	37-4	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁	446	73	16.3	373	83.6
57	37-38	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の2第1項、第2項に定める支給停止関係届、第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁	446	133	29.8	313	70.1
74	56-4	認定の請求に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認)	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	課税証明書等	都道府県知事及び市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	こども家庭庁	446	89	19.9	357	80.0
74	56-5	認定の請求に係る事実の審査(所得の確認)	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	課税証明書等	都道府県知事及び市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	こども家庭庁	446	30	6.7	416	93.2
75	56-6	認定の請求に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認)	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	年金額等を示す書類	市町村長	こども家庭庁	435	78	17.9	357	82.0
74	56-11	現況の届出に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認)	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	課税証明書等	都道府県知事及び市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	こども家庭庁	446	116	26.0	330	73.9
74	56-12	現況の届出に係る事実の審査(所得の確認)	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	課税証明書等	都道府県知事及び市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	こども家庭庁	446	58	13.0	388	86.9

事務の発生 件数計	マイナンバー情報照会実施 率ごとの地方公共団体数					マイナン バー情報照 会実施率が 50%以上		マイナン バー情報照 会実施率が 50%未満		マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公 共団体における事務手続ごとの未実施理由（上位2 項目） 注(2)										
	うちマイ ナンバー 情報照会 の照会件 数計	割合 (%)	うちマイ ナンバー 情報照会 以外の方 法による 処理件数 計	割合 (%)	0%	0% 超 25% 未満	25% 以上 50% 未満	50% 以上 75% 未満	75% 以上 100% 以下	地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)	未実施理由	地方 公共 団体 数	割合 (%)	未実施理由	地方 公共 団体 数	割合 (%)	
																				d
964,068	951,174	98.6	12,894	1.3	-	-	-	-	11	11	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,504,784	1,491,100	99.0	13,684	0.9	-	-	-	-	11	11	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
319,345	143,742	45.0	175,603	54.9	4	3	1	3	11	14	63.6	8	36.3	業務フロー の見直しや マニュアル 作成が未了	6	75.0	世帯単位で の照会がで きない	5	62.5	
3,901,014	3,475,131	89.0	425,883	10.9	449	243	214	341	4,919	5,260	85.3	906	14.6							
403,338	377,085	93.4	26,253	6.5	14	7	5	22	348	370	93.4	26	6.5	得られる情 報項目が不 足している	10	38.4	住所履歴の ない住民の 照会に手間 が掛かる	9	34.6	
358,061	308,049	86.0	50,012	13.9	9	13	17	61	271	332	89.4	39	10.5	前住所地へ の情報照会 だけでは処 理が完結し ない	21	53.8	税情報解禁 後では事務 処理が間に 合わない	7	17.9	
175,010	138,644	79.2	36,366	20.7	27	16	10	26	242	268	83.4	53	16.5	事務の発生 件数が少な い	12	22.6	照会結果を 業務システ ムに取り込 めない	9	16.9	
19,882	18,640	93.7	1,242	6.2	32	5	10	3	323	326	87.3	47	12.6	事務の発生 件数が少な い	11	23.4	業務システ ムから情報 照会ができ ない	7	14.8	
12,269	9,990	81.4	2,279	18.5	42	3	9	5	254	259	82.7	54	17.2	事務の発生 件数が少な い	14	25.9	申請者等が 自主的に添 付書類を提 出	11	20.3	
112,052	98,343	87.7	13,709	12.2	20	2	-	4	331	335	93.8	22	6.1	業務フロー の見直しや マニュアル 作成が未了	5	22.7	住所履歴の ない住民の 照会に手間 が掛かる	5	22.7	
203,746	189,713	93.1	14,033	6.8	6	1	2	4	403	407	97.8	9	2.1	業務フロー の見直しや マニュアル 作成が未了	3	33.3	住所履歴の ない住民の 照会に手間 が掛かる	3	33.3	
209,638	156,346	74.5	53,292	25.4	53	65	15	9	215	224	62.7	133	37.2	添付書類を 提出しても らった方が 効率的	109	81.9	最新の情報 が得られな い	23	17.2	
115,339	83,046	72.0	32,293	27.9	19	1	3	5	302	307	93.0	23	6.9	業務フロー の見直しや マニュアル 作成が未了	7	30.4	照会結果を 業務システ ムに取り込 めない等	4	17.3	
157,432	123,486	78.4	33,946	21.5	11	2	3	9	363	372	95.8	16	4.1	業務フロー の見直しや マニュアル 作成が未了	5	31.2	業務システ ムから情報 照会ができ ない等	4	25.0	

マイナンバー 法別表第 二の事務 番号	管理 番号	事務手続名	事務手続の概要	マイナンバー 情報照会により 提出の省略 が可能となる 添付書類 注(1)	情報照会者	事務手 続の所 管府省 庁	情報照会に 該当する 地方公共 団体数		マイナン バー情報照 会を実施す ることが可 能であった 事務が発生 していない		マイナン バー情報照 会を実施す ることが可 能であった 事務が発生 している	
							地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)		
											a	b
75	56-13	現況の届出に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	年金額等を示す書類	市町村長	こども家庭庁	435	75	17.2	360	82.7	
74	56-25	認定の請求に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	住民票の写し等	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	こども家庭庁	446	117	26.2	329	73.7	
94	68-8	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	課税証明書	市町村長	厚生労働省	440	79	17.9	361	82.0	
94	68-172	住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を介護保険被保険者が市町村から受けるための手続	受給資格証明書	市町村長	厚生労働省	440	106	24.0	334	75.9	
108	84-4	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省	446	75	16.8	371	83.1	
108	84-52	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省	446	61	13.6	385	86.3	
116	94-10	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園又は保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住地市町村から受けるための手続	課税証明書	市町村長	こども家庭庁	435	31	7.1	404	92.8	
計							7,776	1,353	17.3	6,423	82.6	

注(1) 申請者の提出すべき添付書類が法令に規定されていないなどの事務手続については、マイナンバー情報照会により提出の省略が可能となる添付書類を「なし」などとしている。

注(2) 未実施理由については、選択した地方公共団体数が多かった上位2項目を記載している。なお、地方公共団体数が同数となって、3項目以上の未実施理由が該当する場合は、未実施理由の後に「等」を付している。

事務の発生 件数計	マイナンバー情報照会実施率ごとの地方公共団体数				マイナンバー情報照会実施率が50%以上の地方公共団体数					マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体数					マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体における事務手続ごとの未実施理由（上位2項目） 注(2)				
	うちマイ ナンバー 情報照会 の照会件 数計	割合 (%)	うちマイ ナンバー 情報照会 以外の方法 による 処理件数 計	割合 (%)	0%	0% 超 25% 未満	25% 以上 50% 未満	50% 以上 75% 未満	75% 以上 100% 以下	地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)	未実施理由	地方 公共 団体 数	割合 (%)	未実施理由	地方 公共 団体 数	割合 (%)
1,525,499	1,486,258	97.4	39,241	2.5	26	16	2	7	309	316	87.7	44	12.2	添付書類を提出してもらった方が効率的	28	63.6	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	8	18.1
81,497	66,443	81.5	15,054	18.4	46	8	12	9	254	263	79.9	66	20.0	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	20	30.3	事務の発生件数が少ない	13	19.6
238,248	193,678	81.2	44,570	18.7	10	23	40	57	231	288	79.7	73	20.2	税情報解禁後では事務処理が間に合わない	38	52.0	一括照会ができない	21	28.7
24,082	14,172	58.8	9,910	41.1	50	42	50	54	138	192	57.4	142	42.5	添付書類を提出してもらった方が効率的	73	51.4	申請者等が自主的に添付書類を提出	73	51.4
31,664	24,580	77.6	7,084	22.3	30	26	23	23	269	292	78.7	79	21.2	申請者等が自主的に添付書類を提出	31	39.2	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	21	26.5
87,801	59,413	67.6	28,388	32.3	24	9	5	21	326	347	90.1	38	9.8	事務の発生件数が少ない	12	31.5	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了等	10	26.3
145,456	127,245	87.4	18,211	12.5	30	4	8	22	340	362	89.6	42	10.3	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	18	42.8	事務の発生件数が少ない	10	23.8
7,018,518	6,285,585	89.5	732,933	10.4	506	276	223	359	5,059	5,418	84.3	1,005	15.6						

別図表6 地方公共団体の半数以上が利用していた32手続のうち本格運用の30手続に係るマイナンバー情報照会の実施の効果に関する認識の状況

管理番号	事務手続名	マイナンバー情報照会実施率が50%以上	国民の利便性の向上につながったか						行政運営の効率化につながったか					
			つながった		つながっていない		どちらとも言えない		つながった		つながっていない		どちらとも言えない	
			地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)
a	b	b/a	c	c/a	d	d/a	e	e/a	f	f/a	g	g/a		
7-11	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	27	24	88.8	-	-	3	11.1	16	59.2	4	14.8	7	25.9
14-30	精神障害者保健福祉手帳の更新	11	10	90.9	-	-	1	9.0	10	90.9	1	9.0	-	-
14-37	精神障害者保健福祉手帳の交付（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	9	9	100.0	-	-	-	-	9	100.0	-	-	-	-
14-39	精神障害者保健福祉手帳の更新（国家公務員共済組合連合会への照会）	12	11	91.6	-	-	1	8.3	12	100.0	-	-	-	-
14-40	精神障害者保健福祉手帳の更新（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	13	12	92.3	-	-	1	7.6	13	100.0	-	-	-	-
14-41	精神障害者保健福祉手帳の更新（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	10	9	90.0	-	-	1	10.0	10	100.0	-	-	-	-
14-52	精神障害者保健福祉手帳の交付（日本年金機構への照会）	12	10	83.3	-	-	2	16.6	12	100.0	-	-	-	-
14-53	精神障害者保健福祉手帳の更新（日本年金機構への照会）	11	11	100.0	-	-	-	-	11	100.0	-	-	-	-
14-54	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（日本年金機構への照会）	8	8	100.0	-	-	-	-	8	100.0	-	-	-	-
16-12	個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用	370	169	45.6	2	0.5	199	53.7	359	97.0	-	-	11	2.9
16-13	国民健康保険税の賦課	332	203	61.1	2	0.6	127	38.2	317	95.4	1	0.3	14	4.2
26-3	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定【本人同意要】	9	9	100.0	-	-	-	-	7	77.7	1	11.1	1	11.1
30-16	高齢受給者証の交付	268	196	73.1	2	0.7	70	26.1	228	85.0	4	1.4	36	13.4
37-4	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	326	315	96.6	1	0.3	10	3.0	279	85.5	7	2.1	40	12.2
37-38	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	259	252	97.2	1	0.3	6	2.3	220	84.9	7	2.7	32	12.3
56-4	認定の請求に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）	335	326	97.3	-	-	9	2.6	295	88.0	5	1.4	35	10.4
56-5	認定の請求に係る事実の審査（所得の確認）	407	395	97.0	-	-	12	2.9	364	89.4	5	1.2	38	9.3
56-6	認定の請求に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）	224	216	96.4	2	0.8	6	2.6	193	86.1	10	4.4	21	9.3
56-11	現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）	307	299	97.3	-	-	8	2.6	270	87.9	3	0.9	34	11.0
56-12	現況の届出に係る事実の審査（所得の確認）	372	360	96.7	-	-	12	3.2	333	89.5	5	1.3	34	9.1
56-13	現況の届出に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）	316	310	98.1	-	-	6	1.8	266	84.1	9	2.8	41	12.9
56-25	認定の請求に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	263	250	95.0	-	-	13	4.9	217	82.5	9	3.4	37	14.0
68-8	保険料賦課要件の確認	288	138	47.9	1	0.3	149	51.7	275	95.4	1	0.3	12	4.1
68-172	住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認	192	159	82.8	-	-	33	17.1	150	78.1	9	4.6	33	17.1

国民の利便性の向上の具体的な内容						行政運営の効率化の具体的な内容									
添付書類を準備する時間が掛からなくなった		手数料を負担する必要がなくなった		窓口に来訪してもらわなくてもよくなった		事務処理に要する時間が短縮された		事務処理に係る作業負担が軽減された		郵送料等のコストが縮減された		正確かつ効率的な確認が行えるようになった		情報管理がスリム化された	
地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)
h	h/b	i	i/b	j	j/b	k	k/e	l	l/e	m	m/e	n	n/e	o	o/e
23	95.8	19	79.1	2	8.3	10	62.5	8	50.0	8	50.0	6	37.5	4	25.0
8	80.0	1	10.0	2	20.0	6	60.0	7	70.0	6	60.0	3	30.0	2	20.0
7	77.7	1	11.1	2	22.2	7	77.7	3	33.3	6	66.6	1	11.1	1	11.1
9	81.8	1	9.0	2	18.1	8	66.6	7	58.3	6	50.0	3	25.0	2	16.6
8	66.6	-	-	1	8.3	9	69.2	8	61.5	7	53.8	2	15.3	1	7.6
7	77.7	-	-	-	-	6	60.0	5	50.0	4	40.0	2	20.0	1	10.0
8	80.0	2	20.0	2	20.0	9	75.0	8	66.6	7	58.3	3	25.0	2	16.6
8	72.7	1	9.0	2	18.1	8	72.7	7	63.6	6	54.5	2	18.1	2	18.1
6	75.0	1	12.5	1	12.5	5	62.5	5	62.5	5	62.5	1	12.5	1	12.5
137	81.0	74	43.7	81	47.9	289	80.5	304	84.6	282	78.5	145	40.3	149	41.5
164	80.7	90	44.3	79	38.9	265	83.5	266	83.9	267	84.2	146	46.0	136	42.9
6	66.6	8	88.8	5	55.5	4	57.1	4	57.1	1	14.2	4	57.1	4	57.1
173	88.2	76	38.7	46	23.4	164	71.9	181	79.3	137	60.0	99	43.4	82	35.9
303	96.1	229	72.6	74	23.4	204	73.1	199	71.3	106	37.9	138	49.4	97	34.7
241	95.6	184	73.0	57	22.6	158	71.8	147	66.8	78	35.4	105	47.7	70	31.8
315	96.6	240	73.6	70	21.4	221	74.9	205	69.4	114	38.6	148	50.1	114	38.6
376	95.1	288	72.9	88	22.2	272	74.7	258	70.8	136	37.3	174	47.8	143	39.2
208	96.2	94	43.5	59	27.3	138	71.5	131	67.8	78	40.4	91	47.1	79	40.9
285	95.3	208	69.5	76	25.4	201	74.4	198	73.3	102	37.7	127	47.0	108	40.0
347	96.3	256	71.1	100	27.7	239	71.7	232	69.6	127	38.1	154	46.2	129	38.7
293	94.5	131	42.2	95	30.6	197	74.0	189	71.0	102	38.3	123	46.2	115	43.2
242	96.8	180	72.0	53	21.2	148	68.2	137	63.1	72	33.1	103	47.4	86	39.6
112	81.1	59	42.7	50	36.2	223	81.0	224	81.4	217	78.9	108	39.2	104	37.8
152	95.5	26	16.3	30	18.8	94	62.6	106	70.6	68	45.3	72	48.0	44	29.3

管理 番号	事務手続名	マイナ ンバー 情報 照会実 施率 が50% 以上	国民の利便性の向上につながったか						行政運営の効率化につながったか					
			つながった		つながって いない		どちらとも 言えない		つながった		つながって いない		どちらとも 言えない	
			地方公共 団体数	地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数
a	b	b/a	c	c/a	d	d/a	e	e/a	f	f/a	g	g/a		
84-4	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	292	278	95.2	-	-	14	4.7	249	85.2	3	1.0	40	13.6
84-52	自立支援医療費の支給認定	347	336	96.8	-	-	11	3.1	294	84.7	9	2.5	44	12.6
91-1	高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認	11	11	100.0	-	-	-	-	8	72.7	2	18.1	1	9.0
91-4	高等学校等就学支援金の支給時（届出時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認	11	11	100.0	-	-	-	-	8	72.7	2	18.1	1	9.0
94-10	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	362	352	97.2	1	0.2	9	2.4	330	91.1	7	1.9	25	6.9
98-4	特定医療費の支給認定	14	13	92.8	-	-	1	7.1	9	64.2	3	21.4	2	14.2
計		5,418	4,702	86.7	12	0.2	704	12.9	4,772	88.0	107	1.9	539	9.9

国民の利便性の向上の具体的な内容						行政運営の効率化の具体的な内容									
添付書類を準備する手間が掛からなくなった		手数料を負担する必要がなくなった		窓口に来訪してもらわなくてもよくなった		事務処理に要する時間が短縮された		事務処理に係る作業負担が軽減された		郵送料等のコストが削減された		正確かつ効率的な確認が行えるようになった		情報管理がスリム化された	
地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)
h	h/b	i	i/b	j	j/b	k	k/e	l	l/e	m	m/e	n	n/e	o	o/e
265	95.3	186	66.9	63	22.6	179	71.8	194	77.9	111	44.5	93	37.3	79	31.7
321	95.5	223	66.3	78	23.2	208	70.7	215	73.1	111	37.7	126	42.8	88	29.9
10	90.9	10	90.9	5	45.4	3	37.5	3	37.5	3	37.5	5	62.5	6	75.0
11	100.0	10	90.9	6	54.5	2	25.0	3	37.5	3	37.5	5	62.5	6	75.0
341	96.8	252	71.5	113	32.1	251	76.0	253	76.6	122	36.9	136	41.2	125	37.8
13	100.0	11	84.6	-	-	5	55.5	7	77.7	3	33.3	5	55.5	3	33.3
4,399	93.5	2,861	60.8	1,242	26.4	3,533	74.0	3,514	73.6	2,295	48.0	2,130	44.6	1,783	37.3

別図表7 地方公共団体の過半が利用していなかった168手続のうち試行運用の41手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況

マイナンバー法別表第二の事務番号	管理番号	事務手続名注(1)	事務手続の概要	マイナンバー情報照会により提出の省略が可能となる添付書類注(2)	情報照会者	事務手続の所管府省庁	試行運用開始時期	本格運用開始時期	情報照会該当する地方公共団体数	左のマイナンバー情報照会を実施した地方公共団体数	左の地方公共団体が実施したマイナンバー情報照会の照会件数計
14	7-192	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	預金通帳の写し	都道府県知事	こども家庭庁	令和4年10月	令和5年2月	11	-	-
11	8-110	特例障害児通所給付費の支給決定	特例障害児通所給付費を居住地市町村から受け取るための手続	預金通帳の写し	市町村長	こども家庭庁	4年10月	5年2月	435	-	-
17	10-23	医療費の支給	予防接種法第16条に基づく医療費の支給を行う手続	預金通帳の写し	市町村長	厚生労働省	4年10月	5年2月	435	-	-
18	10-25	死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給	予防接種法第16条に基づく死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給を行う手続	預金通帳の写し	市町村長	厚生労働省	4年10月	5年2月	435	-	-
19	10-27	障害児養育年金の支給	予防接種法第16条に基づく障害児養育年金の支給を行う手続	預金通帳の写し	市町村長	厚生労働省	4年10月	5年2月	435	-	-
27	16-33	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付先についての調査に係る手続	預金通帳の写し	市町村長	総務省	4年10月	5年2月	435	64	821
28	16-44	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付先についての調査に係る手続	預金通帳の写し	都道府県知事	総務省	4年10月	5年2月	11	-	-
37	26-7	特別支援学校の就学に係る経費の支給（特別支援教育就学奨励費の支給）	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁に関する手続	なし	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	文部科学省	4年10月	5年4月	11	1	20,697
42	30-167	高額療養費の支給	高額療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	厚生労働省	4年10月	5年2月	435	111	4,569
56の2	36の2-14	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	なし	市町村長	内閣府	4年6月	4年10月	435	-	-
56の2	36の2-17	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	なし	市町村長	内閣府	4年6月	4年10月	435	-	-
56の2	36の2-18	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	なし	市町村長	内閣府	4年6月	4年10月	435	-	-
56の2	36の2-19	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	なし	市町村長	内閣府	4年6月	4年10月	435	-	-
56の2	36の2-20	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	なし	市町村長	内閣府	4年6月	4年10月	435	-	-
56の2	36の2-23	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	なし	市町村長	内閣府	4年6月	4年10月	435	-	-
56の2	36の2-26	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	なし	市町村長	内閣府	4年6月	4年10月	435	-	-

マイナンバー法別表第二の事務番号	管理番号	事務手続名注(1)	事務手続の概要	マイナンバー情報照会により提出の省略が可能となる添付書類注(2)	情報照会者	事務手続の所管府省庁	試行運用開始時期	本格運用開始時期	情報照会者に該当する地方公共団体数	左のマイナンバー情報照会を実施した地方公共団体数	左の地方公共団体実施したマイナンバー情報照会件数
56の2	36の2-27	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	なし	市町村長	内閣府	4年6月	4年10月	435	-	-
56の2	36の2-28	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	なし	市町村長	内閣府	4年6月	4年10月	435	-	-
56の2	36の2-29	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	なし	市町村長	内閣府	4年6月	4年10月	435	-	-
57	37-52	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第4条に定める現況届に係る手続	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁	4年10月	5年2月	446	19	72
63	43-7	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子及び父子に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査(支給決定)(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令224号)第7条及び第31条の5に規定する資金の種別ごと)	資金の貸付を受けるために必要な決定を、母子及び父子が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁	4年10月	5年2月	41	-	-
65	45-29	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査(支給決定)	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	預金通帳の写し	都道府県知事等	こども家庭庁	4年10月	5年2月	257	1	1
66	46-40	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関(都道府県・指定都市)から受けるための手続	預金通帳の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働省	4年10月	5年2月	446	8	11
67	47-90	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)から受けるための手続	預金通帳の写し	都道府県知事等	厚生労働省	4年10月	5年2月	257	10	13
70	49-32	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収【本人同意要】	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	課税証明書	市町村長	こども家庭庁	4年6月	4年10月	435	142	1,303
71	51-1	訓練手当の支給認定(申請者に係る確認)【本人同意要】	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第18条第2号の訓練手当の支給(都道府県知事が行うものに限る。)に関する手続	課税証明書	都道府県知事	厚生労働省	4年6月	4年10月	11	-	-
71	51-2	訓練手当の給付	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第18条第2号の訓練手当の支給(都道府県知事が行うものに限る。)の手続	預金通帳の写し	都道府県知事	厚生労働省	4年10月	5年2月	11	-	-

マイナンバー法別表第二の事務番号	管理番号	事務手続名注(1)	事務手続の概要	マイナンバー情報照会により提出の省略が可能となる添付書類注(2)	情報照会者	事務手続の所管府省庁	試行運用開始時期	本格運用開始時期	情報照会者に対する地方公共団体数	左のマイナンバー情報を実施した地方公共団体数	左の地方公共団体実施したマイナンバー情報照会案件数
74	56-29	認定の請求に係る事実の審査（一般受給資格者の支給口座の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	こども家庭庁	4年10月	5年2月	446	85	2,323
82	59-161	保険料の還付	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	預金通帳の写し	市町村長	厚生労働省	4年10月	5年2月	435	17	81
87	63-250	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	預金通帳の写し	都道府県知事等	厚生労働省	4年10月	5年2月	257	-	-
88の2	64-1	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当の支給	当該手当を受給するための手続	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	厚生労働省	4年10月	5年2月	12	-	-
89	64-5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当の支給	当該手当を受給するための手続	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	厚生労働省	4年10月	5年2月	12	-	-
90	64-7	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給	当該手当を受給するための手続	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	厚生労働省	4年10月	5年2月	12	-	-
90	64-8	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の介護手当の支給に関する事務	介護保険給付との二重取り（不正受給）防止のために確認する事務	なし	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	厚生労働省	4年6月	4年10月	12	-	-
94	68-344	保険料の還付に関する事務	保険料の還付を行うに当たっての要件確認の手続	預金通帳の写し	市町村長	厚生労働省	4年10月	5年2月	440	38	686
97	70-28	療養費の支給（公的給付支給等口座登録簿関係情報）	当該療養費を受給するための手続	預金通帳の写し	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	厚生労働省	4年10月	5年2月	43	-	-
102の2	76-7	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	厚生労働省	4年6月	4年10月	435	-	-
108	84-193	特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別給付費、特例地域相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、基準該当療養介護医療費又は高額障害福祉サービス等給付費を居住地市町村から受け取るための手続	特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別給付費、特例地域相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、基準該当療養介護医療費又は高額障害福祉サービス等給付費を居住地市町村から受け取るための手続	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省	4年10月	5年2月	446	1	2
116	94-80	子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務	幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用等に要した費用の支給を保護者が受けるために、居住地市区町村が行う手続	振込先口座を確認できる書類	市町村長	こども家庭庁	4年10月	5年2月	435	10	35

マイナンバー法別表第二の事務番号	管理番号	事務手続名 注(1)	事務手続の概要	マイナンバー情報照会により提出の省略が可能となる添付書類 注(2)	情報照会者	事務手続の所管府庁	試行運用開始時期	本格運用開始時期	情報照会者に対する地方公共団体数	左のマイナンバー情報照会を実施した地方公共団体数	左の地方公共団体実施したマイナンバー情報照会件数
121	101-1	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理について、行政機関の長等が行う手続	なし	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	デジタル庁	4年10月	5年1月	446	122	54,751
121	101-2	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理について、行政機関の長等が行う手続	なし	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	デジタル庁	4年6月	4年10月	446	-	-
計									12,774	629	85,365

注(1) 管理番号36の2-14から36の2-20までの5手続は、事務手続名以降の記載内容が同一であるが、マイナンバー情報照会により得られる特定個人情報はそれぞれ異なっており、別個の事務手続である。管理番号36の2-23から36の2-29までの5手続についても同様である。

注(2) 申請者の提出すべき添付書類が法令に規定されていないなどの事務手続については、マイナンバー情報照会により提出の省略が可能となる添付書類を「なし」などとしている。

別図表8 地方公共団体の過半が利用していなかった168手続のうち地方公共団体の人口規模を考慮して算出するなどした事務の発生件数が年間100件以上となっていた25手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況

マイナンバー法別表第二の事務番号	管理番号	事務手続名	事務手続の概要	マイナンバー情報照会により提出の省略が可能となる添付書類 注(1)	情報照会者	事務手続の所管府省庁	情報照会に当る地方公共団体数	マイナンバー情報照会を実施することができた事務が発生していない		マイナンバー情報照会を実施することができた事務が発生している	
								地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)
							a	b	b/a	c	c/a
都道府県等を情報照会者とする事務手続							344	129	37.5	215	62.5
9	7-76	他の法令による給付との調整（健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省	41	21	51.2	20	48.7
9	7-179	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（国民健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省	41	14	34.1	27	65.8
23	14-56	入院措置又は費用の徴収	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	2	9.0	20	90.9
28	16-18	自動車税（種別割）の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車税（種別割）について、減免を受けるための手続	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	総務省	11	-	-	11	100.0
28	16-26	狩猟税の課税	狩猟税の軽減の要件の一つに、狩猟税申告者が道府県民税の所得割額の納付を要しないというものがある。該当する者は、狩猟税申告書の提出と併せて、その旨を証する書類を住所地の市町村から証明を受けて県税事務所に提出する手続	道府県民税の所得割額の納付を要しないことを証する書類	都道府県知事	総務省	11	-	-	11	100.0
37	26-4	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	住民票の写し	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	文部科学省	11	9	81.8	2	18.1
37	26-5	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	生活保護受給証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	文部科学省	11	2	18.1	9	81.8
97	70-2	入院患者の医療に要する費用の負担の申請の受理、審査【本人同意要】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院に係る患者の自己負担額を決定するための手続	課税証明書	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	厚生労働省	43	12	27.9	31	72.0
97	70-17	他の法令による給付との調整（健康保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（健康保険法）	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	厚生労働省	43	28	65.1	15	34.8
120	98-2	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	5	22.7	17	77.2
120	98-5	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	13	59.0	9	40.9

事務の発生 件数計	マイナンバー情報照会実施 率ごとの地方公共団体数				マイナン バー情報照 会実施率が 50%以上		マイナン バー情報照 会実施率が 50%未満		マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公 共団体における事務手続ごとの未実施理由（上位2 項目） 注(2)										
	うちマイ ナンバー 情報照会 の照会件 数計	割合 (%)	うちマイ ナンバー 情報照会 以外の方 法による 処理件数 計	割合 (%)	0%	0% 超 25% 未満	25% 以上 50% 未満	50% 以上 75% 未満	75% 以上 100% 以下	地方公 共団 体数		地方公 共団 体数		未実施理由	地方公 共団 体数		未実施理由	地方公 共団 体数	
										g	g/c	h	h/c		i	i/h		j	j/h
d	e	e/d	f	f/d															
917,143	106,587	11.6	810,556	88.3	170	14	5	7	19	26	12.0	189	87.9						
14,493	-	-	14,493	100.0	20	-	-	-	-	-	-	20	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	16	80.0	一括照会ができない	6	30.0
19,073	-	-	19,073	100.0	27	-	-	-	-	-	-	27	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	23	85.1	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	7	25.9
2,482	423	17.0	2,059	82.9	12	1	1	1	5	6	30.0	14	70.0	事務の発生件数が少ない	6	42.8	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	6	42.8
58,038	-	-	58,038	100.0	11	-	-	-	-	-	-	11	100.0	得られる情報項目が不足している	10	90.9	添付書類を提出してもらった方が効率的	8	72.7
2,632	-	-	2,632	100.0	11	-	-	-	-	-	-	11	100.0	事務の発生件数が少ない	4	36.3	照会結果が返ってくるまでに数日掛かる等	2	18.1
51,816	51,806	99.9	10	0.0	-	-	-	-	2	2	100.0	-	-		-	-		-	-
12,723	11,875	93.3	848	6.6	5	-	-	1	3	4	44.4	5	55.5	業務システムから情報照会ができない	2	40.0	添付書類を提出してもらった方が効率的等	1	20.0
72,387	3,924	5.4	68,463	94.5	14	5	3	3	6	9	29.0	22	70.9	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	9	40.9	住所履歴のない住民の照会に手間が掛かる等	7	31.8
46,015	336	0.7	45,679	99.2	12	2	-	1	-	1	6.6	14	93.3	添付書類を提出してもらった方が効率的	10	71.4	申請者等が自主的に添付書類を提出	3	21.4
6,156	506	8.2	5,650	91.7	13	3	-	1	-	1	5.8	16	94.1	添付書類を提出してもらった方が効率的	10	62.5	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	5	31.2
191,914	30,838	16.0	161,076	83.9	8	-	-	-	1	1	11.1	8	88.8	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	6	75.0	世帯単位での照会ができない	5	62.5

マイナンバー 法別表第 二の事務 番号	管理 番号	事務手続名	事務手続の概要	マイナンバー 情報照会により 提出の省略 が可能となる 添付書類 注(1)	情報照会者	事務手 続の所 管府省 庁	情報照 会に当 る地方 公共団 体数 a	マイナン バー情報 照会を実施 することが 可能であ った事務 が発生し ていない		マイナン バー情報 照会を実施 することが 可能であ った事務 が発生し ている	
								地方 公共団 体数 b	割合 (%) b/a	地方 公共団 体数 c	割合 (%) c/a
120	98-33	他の法令による給付との調整（健康保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	15	68.1	7	31.8
120	98-57	特定医療費の支給認定（健康保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	2	9.0	20	90.9
120	98-67	特定医療費の支給認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	年金額等を示す書類	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	6	27.2	16	72.7
市町村等を情報照会者とする事務手続							4,845	2,157	44.5	2,688	55.4
16の2	10-17	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法施行令第6条の2に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（被接種者の接種歴等）を作成する手続	なし（予防接種台帳）	市町村長	厚生労働省	435	120	27.5	315	72.4
27	16-3	個人住民税の障害者控除、所得金額調整控除の適用	障害者に該当する者が適用される障害者控除の適用についての資格審査に係る手続	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	市町村長	総務省	435	303	69.6	132	30.3
31	19-4	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	課税証明書	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	国土交通省	446	290	65.0	156	34.9
42	30-129	国民健康保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現保険者が前住所地の市町村に確認するための手続	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	厚生労働省	435	344	79.0	91	20.9
42	30-147	国民健康保険法第6条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	退職等により被用者保険の資格を喪失した者が国民健康保険の資格を取得するための手続	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長又は国民健康保険組合	厚生労働省	435	3	0.6	432	99.3
42	30-149	国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	就職等により被用者保険に加入した者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	健康保険証又は資格取得証明書	市町村長又は国民健康保険組合	厚生労働省	435	3	0.6	432	99.3
57	37-41	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の3第1項、第2項に定める公的年金給付等受給届、第3条の4に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外届、第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続（日本年金機構への照会）	年金額等を示す書類	都道府県知事又は市町村長	子ども家庭庁	446	146	32.7	300	67.2
74	56-26	現況の届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	住民票の写し等	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	子ども家庭庁	446	146	32.7	300	67.2

事務の発生 件数計	マイナンバー情報照会実施率ごとの地方公共団体数				マイナンバー情報照会実施率が50%以上の地方公共団体数					マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体数					マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体における事務手続ごとの未実施理由（上位2項目） 注(2)								
	うちマイ ナンバー 情報照会 の照会件 数計	割合 (%)	うちマイ ナンバー 情報照会 以外の方 法による 処理件数 計	割合 (%)	0%	0% 超 25% 未満	25% 以上 50% 未満	50% 以上 75% 未満	75% 以上 100% 以下	地方公共 団体数		割合 (%)		未実施理由	地方公共 団体数		割合 (%)		未実施理由	地方公共 団体数		割合 (%)	
										g	g/c	h	h/c		i	i/h	j	j/h					
86,470	-	-	86,470	100.0	7	-	-	-	-	-	-	-	7	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	6	85.7	多くの機関への照会が必要となり手間が掛かる	3	42.8			
283,504	6,787	2.3	276,717	97.6	18	1	-	-	1	1	5.0	19	95.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	12	63.1	業務システムから情報照会ができない	7	36.8				
69,440	92	0.1	69,348	99.8	12	2	1	-	1	1	6.2	15	93.7	添付書類を提出してもらった方が効率的	10	66.6	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了等	5	33.3				
6,497,749	934,643	14.3	5,563,106	85.6	1,271	525	97	56	739	795	29.5	1,893	70.4										
2,331,948	13,608	0.5	2,318,340	99.4	224	62	4	3	22	25	7.9	290	92.0	その他（他システムにより確認可能）	134	46.2	添付書類を提出してもらった方が効率的	107	36.8				
40,533	5,080	12.5	35,453	87.4	43	12	6	7	64	71	53.7	61	46.2	添付書類を提出してもらった方が効率的	25	40.9	申請者等が自主的に添付書類を提出	11	18.0				
367,397	53,939	14.6	313,458	85.3	113	5	7	4	27	31	19.8	125	80.1	事務の発生件数が少ない	49	39.2	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	38	30.4				
313,479	216,621	69.1	96,858	30.8	-	8	5	4	74	78	85.7	13	14.2	照会結果を業務システムに取り込めない	5	38.4	税情報解禁後では事務処理が間に合わない	5	38.4				
1,262,606	99,685	7.8	1,162,921	92.1	223	173	25	2	9	11	2.5	421	97.4	最新の情報が得られない	389	92.3	添付書類を提出してもらった方が効率的	295	70.0				
1,066,379	49,249	4.6	1,017,130	95.3	242	165	15	1	9	10	2.3	422	97.6	最新の情報が得られない	388	91.9	添付書類を提出してもらった方が効率的	298	70.6				
312,155	308,768	98.9	3,387	1.0	59	12	14	20	195	215	71.6	85	28.3	添付書類を提出してもらった方が効率的	41	48.2	事務の発生件数が少ない	32	37.6				
178,623	140,018	78.3	38,605	21.6	33	10	6	7	244	251	83.6	49	16.3	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	20	40.8	事務の発生件数が少ない	7	14.2				

マイナンバー 法別表第 二の事務 番号	管理 番号	事務手続名	事務手続の概要	マイナンバー 情報照会によ り提出の省略 が可能となる 添付書類 注(1)	情報照会者	事務手 続の所 管府省 庁	情報 照会に 該当 する 地方 公共 団体 数	マイナン バー情 報照 会を 実施 する こと が可 能 であ った 事務 が発 生し てい ない		マイナン バー情 報照 会を 実施 する こと が可 能 であ った 事務 が発 生し てい る	
								地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)
							a	b	b/a	c	c/a
93	68- 155	要介護認定における医療 保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要 介護認定を医療保険被保険者が 市町村から受けるための手続	健康保険証、 前医療保険者 の被保険者資 格を喪失した ことを示す書 類	市町村長	厚生労 働省	440	304	69.0	136	30.9
109	84- 132	自立支援医療費の支給認 定（健康保険法）	自立支援医療の支給認定を居住 地市町村から受けるための手続	健康保険証	都道府県知事 又は市町村長	厚生労 働省	446	268	60.0	178	39.9
110	84- 180	自立支援医療費の支給認 定（日本年金機構への照 会）	自立支援医療の支給認定を居住 地市町村から受けるための手続 （日本年金機構への照会）	年金額等を示 す書類、特別 障害給付金額 等を示す書類	都道府県知事 又は市町村長	厚生労 働省	446	230	51.5	216	48.4
計							5,189	2,286	44.0	2,903	55.9

注(1) 申請者の提出すべき添付書類が法令に規定されていないなどの事務手続については、マイナンバー情報照会により提出の省略が可能となる添付書類を「なし」などとしている。

注(2) 未実施理由については、選択した地方公共団体数が多かった上位2項目を記載している。なお、地方公共団体数が同数となって、3項目以上の未実施理由が該当する場合は、未実施理由の後に「等」を付している。

事務の発生 件数計	マイナンバー情報照会実施 率ごとの地方公共団体数				マイナン バー情報照 会実施率が 50%以上		マイナン バー情報照 会実施率が 50%未満		マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公 共団体における事務手続ごとの未実施理由（上位2 項目） 注(2)										
	うちマイ ナンバー 情報照会 の照会件 数計	割合 (%)	うちマイ ナンバー 情報照会 以外の方 法による 処理件数 計	割合 (%)	0%	0% 超 25% 未満	25% 以上 50% 未満	50% 以上 75% 未満	75% 以上 100 %以下	地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)	未実施理由	地方 公共 団体 数	割合 (%)	未実施理由	地方 公共 団体 数	割合 (%)
107,993	522	0.4	107,471	99.5	106	15	2	1	12	13	9.5	123	90.4	添付書類を提出してもらった方が効率的	83	67.4	申請者等が自主的に添付書類を提出	33	26.8
358,446	597	0.1	357,849	99.8	155	19	-	-	4	4	2.2	174	97.7	添付書類を提出してもらった方が効率的	131	75.2	申請者等が自主的に添付書類を提出	31	17.8
158,190	46,556	29.4	111,634	70.5	73	44	13	7	79	86	39.8	130	60.1	添付書類を提出してもらった方が効率的	83	63.8	申請者等が自主的に添付書類を提出	35	26.9
7,414,892	1,041,230	14.0	6,373,662	85.9	1,441	539	102	63	758	821	28.2	2,082	71.7						

別図表9 地方公共団体の過半が利用していなかった168手続のうち地方公共団体の人口規模を考慮して算出するなどした事務の発生件数が年間100件未満となっていた102手続に係るマイナンバー情報照会の実施状況

マイナンバー法別表第二の事務番号	管理番号	事務手続名注(1)	事務手続の概要	マイナンバー情報照会により提出の省略が可能となる添付書類注(2)	情報照会者	事務手続の所管府庁	情報照会者に該当する地方公共団体数	マイナンバー情報照会を実施することが可能であった事務が発生していない		マイナンバー情報照会を実施することが可能であった事務が発生している	
								地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)
								a	b/a	c	c/a
9	7-9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省	41	27	65.8	14	34.1
16	7-29	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁	446	432	96.8	14	3.1
16	7-31	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁	446	410	91.9	36	8.0
16	7-38	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁	446	441	98.8	5	1.1
16	7-39	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	年金額等を示す書類	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁	446	441	98.8	5	1.1
14	7-55	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁	24	10	41.6	14	58.3
15	7-68	障害児入所医療費の支給（健康保険法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁	24	3	12.5	21	87.5
14	7-83	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁	24	13	54.1	11	45.8
16	7-121	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁	446	431	96.6	15	3.3
9	7-151	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（日本年金機構への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（日本年金機構への照会）	年金額等を示す書類	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省	41	20	48.7	21	51.2
15	7-168	障害児入所医療費の支給決定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	特別児童扶養手当証書、障害児福祉手当支給決定通知書、特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁	24	18	75.0	6	25.0
16	7-170	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁	446	404	90.5	42	9.4
8	7-187	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	こども家庭庁	24	7	29.1	17	70.8
16	7-190	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁	446	425	95.2	21	4.7
10	8-2	障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	生活保護受給証明書	市町村長	こども家庭庁	435	404	92.8	31	7.1

事務の 発生件 数計	マイナンバー情報照会実施 率ごとの地方公共団体数				マイナン バー情報照 会実施率が 50%以上		マイナン バー情報照 会実施率が 50%未満		マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公 共団体における事務手続ごとの未実施理由（上位 2項目） 注(4)				マイナンバー 情報照会実施 率が50%未満								
	うちマ イナン バー情 報照会 の照会 件数計	割合 (%)	うちマ イナン バー情 報照会 の方法 による 処理件 数計	割合 (%)	0%	0% 超 25% 未満	25% 以上 50% 未満	50% 以上 75% 未満	75% 以上 100% 以下	地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)	未実施理由	地方 公共 団体 数	割合 (%)	未実施理由	地方 公共 団体 数	割合 (%)	課税等 を提出 させた 地方公 共団体 数	住民票 の写し などを 提出し た地方 公共団 体数
174	3	1.7	171	98.2	12	1	-	-	1	1	7.1	13	92.8	添付書類を提出してもらった方が効率的	9	69.2	業務システムから情報照会ができない	3	23.0	-	-
467	17	3.6	450	96.3	11	1	1	-	1	1	7.1	13	92.8	添付書類を提出してもらった方が効率的	7	53.8	事務の発生件数が少ない等	3	23.0	-	-
1,472	65	4.4	1,407	95.5	30	4	-	1	1	2	5.5	34	94.4	事務の発生件数が少ない	17	50.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	13	38.2	-	-
443	3	0.6	440	99.3	4	-	-	-	1	1	20.0	4	80.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	3	75.0	業務システムから情報照会ができない	2	50.0	-	-
600	10	1.6	590	98.3	4	-	-	-	1	1	20.0	4	80.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	2	50.0	申請者等が自主的に添付書類を提出	2	50.0	-	-
406	9	2.2	397	97.7	12	1	-	-	1	1	7.1	13	92.8	添付書類を提出してもらった方が効率的	8	61.5	事務の発生件数が少ない	6	46.1	-	-
917	18	1.9	899	98.0	19	1	-	1	-	1	4.7	20	95.2	添付書類を提出してもらった方が効率的	13	65.0	業務システムから情報照会ができない	7	35.0	-	-
687	1	0.1	686	99.8	10	-	1	-	-	-	-	11	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	8	72.7	業務システムから情報照会ができない	4	36.3	-	-
1,835	162	8.8	1,673	91.1	13	1	-	-	1	1	6.6	14	93.3	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	6	42.8	業務システムから情報照会ができない	4	28.5	-	9
2,218	53	2.3	2,165	97.6	19	1	-	-	1	1	4.7	20	95.2	添付書類を提出してもらった方が効率的	11	55.0	事務の発生件数が少ない	10	50.0	-	-
174	1	0.5	173	99.4	5	-	-	-	1	1	16.6	5	83.3	添付書類を提出してもらった方が効率的	4	80.0	事務の発生件数が少ない等	2	40.0	-	-
5,883	505	8.5	5,378	91.4	31	3	-	1	7	8	19.0	34	80.9	事務の発生件数が少ない	15	44.1	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	11	32.3	24	-
2,477	1,251	50.5	1,226	49.4	9	3	1	-	4	4	23.5	13	76.4	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	7	53.8	事務の発生件数が少ない等	3	23.0	10	-
2,520	305	12.1	2,215	87.8	16	2	-	2	1	3	14.2	19	85.7	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	6	33.3	事務の発生件数が少ない	4	22.2	10	-
146	5	3.4	141	96.5	26	-	1	-	4	4	12.9	27	87.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	12	44.4	事務の発生件数が少ない	10	37.0	-	-

マイナンバー 法別表第 二の事務 番号	管理 番号	事務手続名 注(1)	事務手続の概要	マイナンバー情 報照会により提 出の省略が可能 となる添付書類 注(2)	情報照会者	事務手 続の所 管府省 庁	情報照 会者に 該当す る地方 公共団 体数	マイナン バー情報照 会を実施す ることが可 能であった 事務が発生 していない		マイナン バー情報照 会を実施す ることが可 能であった 事務が発生 している	
								地方 公共団 体数	割合 (%)	地方 公共団 体数	割合 (%)
								a	b/a	c	c/a
12	8-7	肢体不自由児通所医療費の支給（健康保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	健康保険証	市町村長	子ども家庭庁	435	414	95.1	21	4.8
13	8-37	保育の利用の調整又は要請	保育所等の利用に係る調整又は認定こども園等に対する児童の利用の要請のための手続	児童扶養手当証書	市町村長	子ども家庭庁	435	393	90.3	42	9.6
10	8-52	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	市町村長	子ども家庭庁	435	369	84.8	66	15.1
12	8-97	肢体不自由児通所医療費の支給決定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	特別児童扶養手当証書、障害児福祉手当支給決定通知書、特別障害者手当支給決定通知書	市町村長	子ども家庭庁	435	432	99.3	3	0.6
17	10-2	他の法令による給付との調整（健康保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（健康保険法）	健康保険証	市町村長	厚生労働省	435	417	95.8	18	4.1
19	10-14	他の法令による給付との調整（日本年金機構への照会）	予防接種法第16条に基づく障害年金の給付に当たり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行う手続（日本年金機構への照会）	年金額等を示す書類	市町村長	厚生労働省	435	427	98.1	8	1.8
18	10-15	実費の徴収【本人同意要】	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	課税証明書	市町村長	厚生労働省	435	410	94.2	25	5.7
18	10-19	実費の徴収	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	生活保護受給証明書	市町村長	厚生労働省	435	389	89.4	46	10.5
16の 2	10-21	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法施行令第6条の2に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（被接種者の接種歴等）を作成する手続	身体障害者手帳等	市町村長	厚生労働省	435	403	92.6	32	7.3
16の 3	10-22	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法施行令第6条の2に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（被接種者の接種歴等）を作成する手続	なし（予防接種台帳）	都道府県知事	厚生労働省	11	11	100.0	-	-
20	12-3	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	身体障害者手帳	市町村長	厚生労働省	435	423	97.2	12	2.7
20	12-5	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	生活保護受給証明書	市町村長	厚生労働省	435	420	96.5	15	3.4
20	12-7	障害福祉サービス及び障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	課税証明書	市町村長	厚生労働省	435	416	95.6	19	4.3
22	14-7	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（国民健康保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	12	54.5	10	45.4
24	14-16	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	10	45.4	12	54.5

事務の発生件数計	マイナンバー情報照会実施率ごとの地方公共団体数				マイナンバー情報照会実施率が50%以上		マイナンバー情報照会実施率が50%未満		マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体における事務手続ごとの未実施理由（上位2項目） 注(4)				マイナンバー情報照会実施率が50%未満								
	うちマイナンバー情報照会の照会件数計	割合(%)	うちマイナンバー情報照会以外の方法による処理件数計	割合(%)	0%	0%超25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上100%以下	地方公共団体数		地方公共団体数		未実施理由	地方公共団体数	割合(%)	未実施理由	地方公共団体数	割合(%)	課税証明書を提出させた地方公共団体数	住民票の写しなどを提出させた地方公共団体数
										g	g/c	h	h/c								
d	e	e/d	f	f/d																	
372	-	-	372	100.0	21	-	-	-	-	-	-	21	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	15	71.4	事務の発生件数が少ない	8	38.0	-	-
3,897	114	2.9	3,783	97.0	39	1	-	-	2	2	4.7	40	95.2	添付書類を提出してもらった方が効率的	27	67.5	事務の発生件数が少ない	10	25.0	-	-
6,222	14	0.2	6,208	99.7	61	1	-	2	2	4	6.0	62	93.9	添付書類を提出してもらった方が効率的	40	64.5	申請者等が自主的に添付書類を提出	13	20.9	-	-
18	-	-	18	100.0	3	-	-	-	-	-	-	3	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	1	33.3	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了等	1	33.3	-	-
49	1	2.0	48	97.9	17	-	-	-	1	1	5.5	17	94.4	事務の発生件数が少ない	11	64.7	添付書類を提出してもらった方が効率的	7	41.1	-	-
29	9	31.0	20	68.9	5	-	-	1	2	3	37.5	5	62.5	事務の発生件数が少ない	5	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	2	40.0	-	-
97,964	146	0.1	97,818	99.8	9	4	1	1	10	11	44.0	14	56.0	事務の発生件数が少ない	6	42.8	外部委託で処理	3	21.4	6	-
43,764	-	-	43,764	100.0	46	-	-	-	-	-	-	46	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	25	54.3	外部委託で処理	22	47.8	-	-
10,944	10	0.0	10,934	99.9	30	-	-	1	1	2	6.2	30	93.7	添付書類を提出してもらった方が効率的	19	63.3	外部委託で処理	11	36.6	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
123	1	0.8	122	99.1	11	-	-	-	1	1	8.3	11	91.6	添付書類を提出してもらった方が効率的	7	63.6	事務の発生件数が少ない等	2	18.1	-	-
280	2	0.7	278	99.2	14	-	-	-	1	1	6.6	14	93.3	事務の発生件数が少ない	5	35.7	申請者等が自主的に添付書類を提出	5	35.7	-	-
551	44	7.9	507	92.0	13	1	-	-	5	5	26.3	14	73.6	業務システムから情報照会ができない	4	28.5	事務の発生件数が少ない等	3	21.4	8	-
1,444	8	0.5	1,436	99.4	9	1	-	-	-	-	-	10	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	4	40.0	事務の発生件数が少ない	4	40.0	-	-
279	9	3.2	270	96.7	9	2	1	-	-	-	-	12	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	4	33.3	事務の発生件数が少ない等	4	33.3	-	-

マイナンバー 法別表第 二の事務 番号	管理 番号	事務手続名 注(1)	事務手続の概要	マイナンバー情 報照会により提 出の省略が可能 となる添付書類 注(2)	情報照会者	事務手 続の所 管府省 庁	情報照 会者に 該当す る地方 公共団 体数	マイナン バー情報 照会を 実施す ることが 発生し ていない		マイナン バー情報 照会を 実施す ることが 発生し ている	
								地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)
								a	b/a	c	c/a
25	14-23	精神障害者保健福祉手帳の交付	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（日本年金機構への照会）	特別障害給付金受給資格者証、特別障害者給付金支給決定通知書、国庫金振込通知書、国庫金送金通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省	22	9	40.9	13	59.0
27	16-6	固定資産税の減免	生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者が、固定資産税の減免を受けるための手続	生活保護受給証明書	市町村長	総務省	435	227	52.1	208	47.8
28	16-20	個人事業税の減免	事業を行う個人の方が生活保護法の規定による扶助を受けている場合に、個人事業税の減免を受けるための手続	生活保護受給証明書	都道府県知事	総務省	11	6	54.5	5	45.4
27	16-28	国民健康保険税の減免	国民健康保険税の減免の対象となる者であることの確認のための手続	旧被扶養連絡票	市町村長	総務省	435	303	69.6	132	30.3
27	16-31	国民健康保険税の課税の特例（非自発的失業者に係る保険料の軽減）	特例対象被保険者等であることの確認のための手続	雇用保険受給資格者証	市町村長	総務省	435	191	43.9	244	56.0
31	19-2	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	国土交通省	446	336	75.3	110	24.6
31	19-15	公営住宅への入居者の決定	公営住宅の入居者を決定するための手続	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	国土交通省	446	383	85.8	63	14.1
38	27-2	生活保護法第6条に規定される要保護・準要保護者の特定	就学援助（医療費）の対象となる者を特定するための手続	生活保護受給証明書	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	文部科学省	446	428	95.9	18	4.0
38	27-3	生活保護法第6条に規定される要保護・準要保護者の特定【本人同意要】	就学援助（医療費）の対象となる者を特定するための手続	課税証明書	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	文部科学省	446	354	79.3	92	20.6
43	30-115	他の法令による医療に関する給付との調整（健康保険法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることができずか確認する手続	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	厚生労働省	435	360	82.7	75	17.2
42	30-155	国民健康保険法第6条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	生活保護を受けなくなった世帯に属する者が、国民健康保険の資格を取得するための手続	生活保護廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	厚生労働省	435	258	59.3	177	40.6
44	30-164	非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認（特例対象被保険者の届出）	非自発的失業者が、保険料の軽減を受けるための手続	雇用保険受給資格者証	市町村長	厚生労働省	435	307	70.5	128	29.4
53	34-5	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	生活保護受給証明書	市町村長	厚生労働省	435	418	96.0	17	3.9
53	34-7	障害福祉サービス及び障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	課税証明書	市町村長	厚生労働省	435	415	95.4	20	4.5
54	35-3	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	国土交通省	446	433	97.0	13	2.9
54	35-8	改良住宅の家賃の決定	改良住宅の家賃を決定するための手続	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	国土交通省	446	417	93.4	29	6.5

事務の発生件数計	マイナンバー情報照会実施率ごとの地方公共団体数				マイナンバー情報照会実施率が50%以上		マイナンバー情報照会実施率が50%未満		マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体における事務手続ごとの未実施理由(上位2項目) 注(4)				マイナンバー情報照会実施率が50%未満								
	うちマイナンバー情報照会件数計	割合(%)	うちマイナンバー情報照会以外の方法による処理件数計	割合(%)	0%超25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上100%以下	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	未実施理由	地方公共団体数	割合(%)	未実施理由	地方公共団体数	割合(%)	課税証明書等を出させていた地方公共団体数	住民票の写しを提出していた地方公共団体数	
																					d
504	166	32.9	338	67.0	5	1	2	-	5	5	38.4	8	61.5	添付書類を提出してもらった方が効率的	2	25.0	事務の発生件数が少ない等	2	25.0	-	-
6,077	426	7.0	5,651	92.9	167	8	3	7	23	30	14.4	178	85.5	事務の発生件数が少ない	97	54.4	添付書類を提出してもらった方が効率的	68	38.2	-	-
8	-	-	8	100.0	5	-	-	-	-	-	-	5	100.0	事務の発生件数が少ない	5	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	3	60.0	-	-
4,590	478	10.4	4,112	89.5	123	2	1	1	5	6	4.5	126	95.4	添付書類を提出してもらった方が効率的	80	63.4	事務の発生件数が少ない	55	43.6	-	-
29,629	4,432	14.9	25,197	85.0	143	62	8	12	19	31	12.7	213	87.2	添付書類を提出してもらった方が効率的	148	69.4	事務の発生件数が少ない	47	22.0	-	-
27,076	671	2.4	26,405	97.5	103	1	1	-	5	5	4.5	105	95.4	添付書類を提出してもらった方が効率的	62	59.0	事務の発生件数が少ない	31	29.5	-	-
6,093	13	0.2	6,080	99.7	60	1	-	-	2	2	3.1	61	96.8	添付書類を提出してもらった方が効率的	30	49.1	事務の発生件数が少ない	22	36.0	-	-
984	744	75.6	240	24.3	14	-	-	2	2	4	22.2	14	77.7	事務の発生件数が少ない	6	42.8	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	6	42.8	-	-
4,750	1,491	31.3	3,259	68.6	82	1	1	2	6	8	8.6	84	91.3	事務の発生件数が少ない	37	44.0	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	32	38.0	68	-
25,588	5,773	22.5	19,815	77.4	44	11	-	1	19	20	26.6	55	73.3	添付書類を提出してもらった方が効率的	26	47.2	事務の発生件数が少ない等	8	14.5	-	-
9,130	95	1.0	9,035	98.9	153	13	2	1	8	9	5.0	168	94.9	添付書類を提出してもらった方が効率的	102	60.7	事務の発生件数が少ない	54	32.1	-	-
35,389	1,690	4.7	33,699	95.2	85	24	4	3	12	15	11.7	113	88.2	添付書類を提出してもらった方が効率的	75	66.3	申請者等が自主的に添付書類を提出	21	18.5	-	-
515	4	0.7	511	99.2	16	-	-	-	1	1	5.8	16	94.1	事務の発生件数が少ない	5	31.2	申請者等が自主的に添付書類を提出	5	31.2	-	-
885	151	17.0	734	82.9	9	2	2	-	7	7	35.0	13	65.0	申請者等が自主的に添付書類を提出	5	38.4	業務システムから情報照会ができない	3	23.0	7	-
127	-	-	127	100.0	13	-	-	-	-	-	-	13	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	7	53.8	事務の発生件数が少ない等	4	30.7	-	-
705	-	-	705	100.0	29	-	-	-	-	-	-	29	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	17	58.6	事務の発生件数が少ない	6	20.6	-	-

マイナンバー 法別表第 二の事務 番号	管理 番号	事務手続名 注(1)	事務手続の概要	マイナンバー情 報照会により提 出の省略が可能 となる添付書類 注(2)	情報照会者	事務手 続の所 管府省 庁	情報照 会者に 該当す る地方 公共団 体数	マイナン バー情報 照会を 実施す ることが 可能であ った事 務が発 生してい ない		マイナン バー情報 照会を 実施す ることが 可能であ った事 務が発 生してい る	
								地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)
								a	b/a	c	c/a
54	35-10	改良住宅の家賃の決定【本人同意要】	改良住宅の家賃を決定するための手続	課税証明書	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	国土交通省	446	419	93.9	27	6.0
56の2	36の2-2	被災者台帳の作成	被災者台帳作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	なし	市町村長	内閣府	435	435	100.0	-	-
56の2	36の2-7	被災者台帳の作成	被災者台帳作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	なし	市町村長	内閣府	435	435	100.0	-	-
56の2	36の2-9	被災者台帳の作成	被災者台帳作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	なし	市町村長	内閣府	435	435	100.0	-	-
56の2	36の2-10	被災者台帳の作成	被災者台帳作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	なし	市町村長	内閣府	435	435	100.0	-	-
56の2	36の2-11	被災者台帳の作成	被災者台帳作成に当たり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	なし	市町村長	内閣府	435	435	100.0	-	-
57	37-37	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の4に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外届に係る手続	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁	446	318	71.3	128	28.6
57	37-48	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届及び第4条の2に定める障害の状態に関する届に係る手続	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁	446	378	84.7	68	15.2
61	41-1	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	生活保護受給証明書	市町村長	厚生労働省	435	430	98.8	5	1.1
62	41-8	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	生活保護受給証明書	市町村長	厚生労働省	435	425	97.7	10	2.2
62	41-12	措置に要する費用の徴収（日本年金機構への照会）	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（日本年金機構への照会）	年金額等を示す書類	市町村長	厚生労働省	435	362	83.2	73	16.7
61	41-18	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	課税証明書	市町村長	厚生労働省	435	409	94.0	26	5.9
62	41-19	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	課税証明書	市町村長	厚生労働省	435	397	91.2	38	8.7

事務の発生件数計	マイナンバー情報照会実施率ごとの地方公共団体数				マイナンバー情報照会実施率が50%以上		マイナンバー情報照会実施率が50%未満		マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体における事務手続ごとの未実施理由（上位2項目） 注(4)				マイナンバー情報照会実施率が50%未満									
	うちマイナンバー情報照会件数計	割合(%)	うちマイナンバー情報照会以外の方法による処理件数計	割合(%)	0%	0%超25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上100%以下	地方公共団体数		地方公共団体数		未実施理由	地方公共団体数		割合(%)	未実施理由	地方公共団体数	割合(%)	課税証明書等を出して提出させた地方公共団体数	住民票の写しを提出させた地方公共団体数
										g	g/c	h	h/c		i	i/h						
d	e	e/d	f	f/d																		
2,909	550	18.9	2,359	81.0	25	1	1	-	-	-	-	27	100.0	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	11	40.7	外部委託で処理	8	29.6	24	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,419	394	16.2	2,025	83.7	121	2	-	1	4	5	3.9	123	96.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	81	65.8	事務の発生件数が少ない	61	49.5	-	-	
1,519	14	0.9	1,505	99.0	65	-	1	-	2	2	2.9	66	97.0	事務の発生件数が少ない	43	65.1	添付書類を提出してもらった方が効率的	35	53.0	-	-	
16	-	-	16	100.0	5	-	-	-	-	-	-	5	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	2	40.0	事務の発生件数が少ない等	2	40.0	-	-	
18	-	-	18	100.0	10	-	-	-	-	-	-	10	100.0	事務の発生件数が少ない	7	70.0	添付書類を提出してもらった方が効率的等	2	20.0	-	-	
4,611	91	1.9	4,520	98.0	67	1	-	1	4	5	6.8	68	93.1	添付書類を提出してもらった方が効率的	36	52.9	事務の発生件数が少ない	36	52.9	-	-	
342	66	19.2	276	80.7	20	1	1	-	4	4	15.3	22	84.6	事務の発生件数が少ない	14	63.6	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	6	27.2	12	-	
986	5	0.5	981	99.4	35	-	-	-	3	3	7.8	35	92.1	事務の発生件数が少ない	22	62.8	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	10	28.5	19	-	

マイナンバー法別表第二の事務番号	管理番号	事務手続名注(1)	事務手続の概要	マイナンバー情報照会により提出の省略が可能となる添付書類注(2)	情報照会者	事務手続の所管府庁	情報照会者に該当する地方公共団体数	マイナンバー情報照会を実施することが可能な事務が発生していない		マイナンバー情報照会を実施することが可能な事務が発生している	
								地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)
								a	b/a	c	c/a
62	41-20	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	雇用保険受給資格者証等	市町村長	厚生労働省	435	432	99.3	3	0.6
62	41-21	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	自己負担額証明書(医療)	市町村長	厚生労働省	435	384	88.2	51	11.7
63	43-6	母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査(支給決定)【本人同意要】(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令224号)第36条に規定する資金の種別ごと)	資金の貸付を受けるために必要な決定を、寡婦が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	こども家庭庁	41	23	56.0	18	43.9
64	44-3	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査(利用料の決定)	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁	446	439	98.4	7	1.5
64	44-5	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査(利用料の決定)【本人同意要】	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	こども家庭庁	446	433	97.0	13	2.9
65	45-12	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査(支給決定)	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	児童扶養手当証書	都道府県知事等	こども家庭庁	257	223	86.7	34	13.2
65	45-18	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査(支給決定)	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証	都道府県知事等	こども家庭庁	257	181	70.4	76	29.5
65	45-22	高等職業訓練促進給付金の額の算定【本人同意要】	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	課税証明書	都道府県知事等	こども家庭庁	257	202	78.5	55	21.4
66	46-4	特別児童扶養手当の認定(日本年金機構への照会)	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関(都道府県・指定都市)から受けるための手続(日本年金機構への照会)	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働省	446	438	98.2	8	1.7
66	46-20	特別児童扶養手当の所得状況届の内容審査	受給者の特別児童扶養手当所得状況届の内容を認定機関(都道府県・指定都市)が審査するための手続	課税証明書	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働省	446	230	51.5	216	48.4
66	46-36	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関(都道府県・指定都市)から受けるための手続	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働省	446	446	100.0	-	-

事務の発生件数計	マイナンバー情報照会実施率ごとの地方公共団体数				マイナンバー情報照会実施率が50%以上の地方公共団体数				マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体数				マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体における事務手続ごとの未実施理由（上位2項目） 注(4)				マイナンバー情報照会実施率が50%未満				
	うちマイナンバー情報照会の照会件数計	割合(%)	うちマイナンバー情報照会以外の方法による処理件数計	割合(%)	0%超25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上100%以下	地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)	未実施理由	地方公共団体数	割合(%)	未実施理由	地方公共団体数	割合(%)	課税証明書等を出して提出させた地方公共団体数	住民票の写しなどを提出させた地方公共団体数	
																					d
77	-	-	77	100.0	3	-	-	-	-	-	3	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	1	33.3	事務の発生件数が少ない	1	33.3	-	-	
2,047	2	0.0	2,045	99.9	50	1	-	-	-	-	51	100.0	事務の発生件数が少ない	29	56.8	添付書類を提出してもらった方が効率的	24	47.0	-	-	
1,004	-	-	1,004	100.0	18	-	-	-	-	-	18	100.0	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	8	44.4	事務の発生件数が少ない	5	27.7	15	-	
166	-	-	166	100.0	7	-	-	-	-	-	7	100.0	事務の発生件数が少ない	3	42.8	添付書類を提出してもらった方が効率的 等	2	28.5	-	-	
205	50	24.3	155	75.6	6	-	-	7	7	53.8	6	46.1	事務の発生件数が少ない	4	66.6	申請者等が自主的に添付書類を提出 等	2	33.3	4	-	
181	5	2.7	176	97.2	33	-	-	1	1	2.9	33	97.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	25	75.7	事務の発生件数が少ない	15	45.4	-	-	
661	141	21.3	520	78.6	69	2	1	-	4	4	5.2	72	94.7	添付書類を提出してもらった方が効率的	39	54.1	事務の発生件数が少ない	35	48.6	-	-
614	382	62.2	232	37.7	27	-	1	1	26	27	49.0	28	50.9	事務の発生件数が少ない	13	46.4	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	9	32.1	20	-
340	4	1.1	336	98.8	5	-	-	3	3	37.5	5	62.5	添付書類を提出してもらった方が効率的	4	80.0	事務の発生件数が少ない 等	1	20.0	-	-	
31,174	28,606	91.7	2,568	8.2	30	3	5	8	170	178	82.4	38	17.5	申請者等が自主的に添付書類を提出	12	31.5	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	10	26.3	30	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

マイナンバー 法別表第 二の事務 番号	管理 番号	事務手続名 注(1)	事務手続の概要	マイナンバー情 報照会により提 出の省略が可能 となる添付書類 注(2)	情報照会者	事務手 続の所 管府省 庁	情報照 会者に 該当す る地方 公共団 体数	マイナン バー情報 照会を 実施す ることが 発生し ていない		マイナン バー情報 照会を 実施す ることが 発生し ている	
								地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)
								a	b/a	c	c/a
67	47-26	特別障害者手当所得 状況届の内容確認	特別障害者手当所得状況届に 必要な情報を認定機関（都道 府県、市及び福祉事務所設置 町村）が受給者に確認するた めの手続	課税証明書	都道府県知事等	厚生労 働省	257	150	58.3	107	41.6
85	47-35	福祉手当所得状況届 の内容の審査（日本 年金機構への照会）	受給者の福祉手当所得状況届 の内容を認定機関（都道府 県・指定都市）が審査するた めの手続（日本年金機構への 照会）	なし（本項事務 において、申請 者が提出すべき 書類は法令には 記載されていな いが、年金関係 情報を照会する ことで適正な事 務を行うことが できる。）	都道府県知事等	厚生労 働省	257	227	88.3	30	11.6
68	47-77	特別障害者手当所得 状況届の内容の審査 （日本年金機構への 照会）	受給者の特別障害者手当所得 状況届の内容を認定機関（都道 府県・指定都市）が審査する ための手続（日本年金機構 への照会）	年金額等を示す 書類	都道府県知事等	厚生労 働省	257	103	40.0	154	59.9
68	47-83	特別障害者手当所得 状況届の内容の審査	特別障害者手当所得状況届に 必要な情報を認定機関（都道 府県、市及び福祉事務所設置 町村）が受給者に確認するた めの手続	年金額等を示す 書類	都道府県知事等	厚生労 働省	257	232	90.2	25	9.7
70	49-21	母子保健法の規定に よる養育医療に要す る費用の徴収	養育医療の給付に要する費用 を市町村が本人又はその扶養 義務者から徴収するための手続	生活保護受給証 明書	市町村長	こども 家庭庁	435	421	96.7	14	3.2
69の 2	49-28	母子保健法第13条第1 項の健康診査の実施 又は勸奨に関する事務	母子保健法第13条第1項の健 康診査の実施又は勸奨をする ための手続	なし（本項事務 において、添付 書類に関する規 定は法令上ない が、健康診査に 関する情報を照 会することで適 正な事務を行う ことができる。）	市町村長	こども 家庭庁	435	330	75.8	105	24.1
85の 2	61の 2-3	入居の申込みに係る 事実についての審査 【本人同意要】	特定優良賃貸住宅の入居の申 込みに係る事実についての審 査に関する手続	課税証明書	特定優良賃貸住 宅の供給の促進 に関する法律第 18条第2項に規 定する賃貸住宅 の建設及び管理 を行う都道府県 知事又は市町村 長	国土交 通省	446	426	95.5	20	4.4
85の 2	61の 2-9	入居の申込みに係る 事実についての審査	特定優良賃貸住宅の入居の申 込みに係る事実についての審 査に関する手続	身体障害者手 帳、精神障害者 保健福祉手帳	特定優良賃貸住 宅の供給の促進 に関する法律第 18条第2項に規 定する賃貸住宅 の建設及び管理 を行う都道府県 知事又は市町村 長	国土交 通省	446	439	98.4	7	1.5
87	63-3	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府 県等（支援給付の実施機関） から受け取るための手続	職業訓練受講給 付金支給決定通 知書又は職業訓 練受講給付金支 給状況（支給記 録）	都道府県知事等	厚生労 働省	257	257	100.0	-	-
87	63-5	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府 県等（支援給付の実施機関） から受け取るための手続	小児慢性特定疾 病医療受給者証 等	都道府県知事等	厚生労 働省	257	256	99.6	1	0.3
87	63-7	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府 県等（支援給付の実施機関） から受け取るための手続	生活保護受給証 明書、就労自立 支援給付金決定 通知書、進学準 備給付金支給 （不支給）決定 通知書	都道府県知事等	厚生労 働省	257	257	100.0	-	-

事務の発生件数計	マイナンバー情報照会実施率ごとの地方公共団体数				マイナンバー情報照会実施率が50%以上		マイナンバー情報照会実施率が50%未満		マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体における事務手続ごとの未実施理由（上位2項目） 注(4)						マイナンバー情報照会実施率が50%未満						
	うちマイナンバー情報照会の照会件数計	割合(%)	うちマイナンバー情報照会以外の方法による処理件数計	割合(%)	0%	0%超25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上100%以下	地方公共団体数		地方公共団体数		未実施理由	地方公共団体数		未実施理由	地方公共団体数		課税証明等を出して提出させた地方公共団体数	住民票の写しなどを提出させた地方公共団体数
										g	g/c	h	h/c		i	i/h		j	j/h		
d	e	e/d	f	f/d																	
2,109	1,081	51.2	1,028	48.7	25	4	1	9	68	77	71.9	30	28.0	事務の発生件数が少ない	8	26.6	申請者等が自主的に添付書類を提出	8	26.6	21	-
1,018	88	8.6	930	91.3	17	2	-	-	11	11	36.6	19	63.3	添付書類を提出してもらった方が効率的	8	42.1	事務の発生件数が少ない等	5	26.3	-	-
26,452	8,981	33.9	17,471	66.0	58	23	10	5	58	63	40.9	91	59.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	55	60.4	申請者等が自主的に添付書類を提出	22	24.1	-	-
1,969	578	29.3	1,391	70.6	22	1	-	-	2	2	8.0	23	92.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	14	60.8	申請者等が自主的に添付書類を提出	6	26.0	-	-
38	4	10.5	34	89.4	12	-	-	-	2	2	14.2	12	85.7	添付書類を提出してもらった方が効率的	8	66.6	事務の発生件数が少ない	5	41.6	-	-
13,209	5,762	43.6	7,447	56.3	68	5	-	1	31	32	30.4	73	69.5	添付書類を提出してもらった方が効率的	44	60.2	事務の発生件数が少ない	17	23.2	-	-
566	8	1.4	558	98.5	18	-	-	-	2	2	10.0	18	90.0	事務の発生件数が少ない	7	38.8	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	6	33.3	17	-
29	-	-	29	100.0	7	-	-	-	-	-	-	7	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	5	71.4	端末の設置場所が不便	2	28.5	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	-	-	27	100.0	1	-	-	-	-	-	-	1	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	1	100.0	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

マイナンバー 法別表第 二の事務 番号	管理 番号	事務手続名 注(1)	事務手続の概要	マイナンバー情 報照会により提 出の省略が可能 となる添付書類 注(2)	情報照会者	事務手 続の所 管府 省庁	情報照 会者に 該当す る地方 公共団 体数	マイナン バー情報 照会を 実施す ることが 発生し ていない		マイナン バー情報 照会を 実施す ることが 発生し ている	
								地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)
								a	b/a	c	c/a
87	63-11	支援給付の実施【本人同意要】	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	課税証明書	都道府県知事等	厚生労働省	257	247	96.1	10	3.8
87	63-16	支援給付の実施（日本年金機構への照会）	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	年金額等を示す書類	都道府県知事等	厚生労働省	257	204	79.3	53	20.6
87	63-21	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	厚生労働省	257	256	99.6	1	0.3
87	63-23	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	傷病補償年金決定通知書、障害補償決定通知書、遺族補償決定通知書、休業補償決定通知書	都道府県知事等	厚生労働省	257	257	100.0	-	-
87	63-24	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働省	257	255	99.2	2	0.7
87	63-220	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	厚生労働省	257	256	99.6	1	0.3
87	63-226	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	なし（当該情報に関しては、当該情報に関する規定が法令上なく、電話照会等に対応している。）	都道府県知事等	厚生労働省	257	257	100.0	-	-
87	63-227	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働省	257	257	100.0	-	-
94	68-7	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	生活保護受給証明書	市町村長	厚生労働省	440	347	78.8	93	21.1
93	68-129	他の法令（船員保険法）による給付との調整	市町村が他の法令（船員保険法）による給付との調整を行うに当たっての他の法令による給付を確認する手続	健康保険証	市町村長	厚生労働省	440	439	99.7	1	0.2
94	68-215	特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案	市町村が特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続	課税証明書	市町村長	厚生労働省	440	325	73.8	115	26.1
94	68-281	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	老齢福祉年金額等を示す書類	市町村長	厚生労働省	440	369	83.8	71	16.1
96	69-1	被災者生活再建支援金の支給 注(3)	被災者生活再建支援金の支給の手続	住民票の写し	都道府県知事	内閣府	11	11	100.0	-	-
108	84-50	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省	446	306	68.6	140	31.3
108	84-102	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省	446	355	79.5	91	20.4

事務の発生件数計	マイナンバー情報照会実施率ごとの地方公共団体数				マイナンバー情報照会実施率が50%以上				マイナンバー情報照会実施率が50%未満				マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体における事務手続ごとの未実施理由（上位2項目） 注(4)				マイナンバー情報照会実施率が50%未満				
	うちマイナンバー情報照会の照会件数計	割合(%)	うちマイナンバー情報照会の方法による処理件数計	割合(%)	0%	0%超25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上100%以下	地方公共団体数		割合(%)		未実施理由	地方公共団体数		割合(%)		課税証明書等を提出させた地方公共団体数	住民票の写しなどを提出させた地方公共団体数	
										g	g/c	h	h/c		i	i/h	j	j/h			
d	e	e/d	f	f/d																	
231	12	5.1	219	94.8	7	-	1	-	2	2	20.0	8	80.0	事務の発生件数が少ない	7	87.5	業務システムから情報照会ができない	2	25.0	-	-
1,019	214	21.0	805	78.9	28	6	6	3	10	13	24.5	40	75.4	申請者等が自主的に添付書類を提出	15	37.5	事務の発生件数が少ない	14	35.0	-	-
33	-	-	33	100.0	1	-	-	-	-	-	-	1	100.0	世帯単位での照会ができない	1	100.0	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	-	-	10	100.0	2	-	-	-	-	-	-	2	100.0	添付書類を提出してもらった方が効率的	1	50.0	事務の発生件数が少ない等	1	50.0	-	-
1	-	-	1	100.0	1	-	-	-	-	-	-	1	100.0	事務の発生件数が少ない	1	100.0	業務フローの見直しやマニュアル作成が未了	1	100.0	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7,547	924	12.2	6,623	87.7	56	6	6	3	22	25	26.8	68	73.1	事務の発生件数が少ない	30	44.1	添付書類を提出してもらった方が効率的	12	17.6	-	-
1	1	100.0	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,757	882	50.1	875	49.8	90	2	-	-	23	23	20.0	92	80.0	事務の発生件数が少ない	45	48.9	業務システムから情報照会ができない	23	25.0	18	-
6,297	2,546	40.4	3,751	59.5	43	4	1	1	22	23	32.3	48	67.6	事務の発生件数が少ない	18	37.5	添付書類を提出してもらった方が効率的等	10	20.8	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6,123	1,688	27.5	4,435	72.4	76	8	5	6	45	51	36.4	89	63.5	添付書類を提出してもらった方が効率的	41	46.0	事務の発生件数が少ない	26	29.2	-	-
12,625	55	0.4	12,570	99.5	83	1	1	-	6	6	6.5	85	93.4	添付書類を提出してもらった方が効率的	55	64.7	申請者等が自主的に添付書類を提出	21	24.7	-	-

マイナンバー 法別表第 二の事務 番号	管理 番号	事務手続名 注(1)	事務手続の概要	マイナンバー情 報照会により提 出の省略が可能 となる添付書類 注(2)	情報照会者	事務手 続の所 管府省 庁	情報照 会者に 該当す る地方 公共団 体数	マイナン バー情報 照会を 実施す ることが 可能であ った事 務が発 生してい ない		マイナン バー情報 照会を 実施す ることが 可能であ った事 務が発 生してい る		
								地方 公共 団体 数	割合 (%)	地方 公共 団体 数	割合 (%)	
								a	b/a	c	c/a	
108	84- 125	訓練等給付費（就労 継続支援B型）の支 給決定	訓練等給付費（就労継続支援 B型）の支給決定を居住地市 町村から受けるための手続 （日本年金機構への照会）	年金額等を示す 書類	都道府県知事又 は市町村長	厚生労 働省	446	328	73.5	118	26.4	
115 の2	93の 2-1	新型インフルエンザ 等対策特別措置法第 46条第3項の規定に より読み替えて適用す る予防接種法第6条第 1項の予防接種の実施 に関する事務	予防接種法施行令第6条の2に 基づき市町村が予防接種法に よる予防接種に関する記録 （被接種者の接種歴等）を作 成する手続	なし	市町村長	厚生労 働省	435	435	100.0	-	-	
116	94-8	子どものための教 育・保育給付及び子 育てのための施設等 利用給付に係る支給 認定の申請に係る事 実並びに子育てのた めの施設等利用給付 のみなし認定につ いての審査	幼稚園、認定こども園、保育 所の利用等に必要認定（利 用者負担区分の決定等）を保 護者が居住市区町村から受け るための手続	身体障害者手 帳、精神障害者 保健福祉手帳	市町村長	こども 家庭庁	435	297	68.2	138	31.7	
116	94-14	子どものための教 育・保育給付に係る 支給認定（利用者負 担区分の決定等）の 申請に係る事実につ いての審査	幼稚園、認定こども園、保育 所の利用等に必要認定（利 用者負担区分の決定等）を保 護者が居住市区町村から受け るための手続	児童扶養手当証 書	市町村長	こども 家庭庁	435	373	85.7	62	14.2	
116	94-16	子どものための教 育・保育給付に係る 支給認定（利用者負 担区分の決定等）の 申請に係る事実につ いての審査	幼稚園、認定こども園、保育 所の利用等に必要認定（利 用者負担区分の決定等）を保 護者が居住市区町村から受け るための手続	特別児童扶養手 当証書	市町村長	こども 家庭庁	435	387	88.9	48	11.0	
116	94-17	子どものための教 育・保育給付に係る 支給認定（利用者区 分の決定等）の申請 に係る事実につ いての審査	幼稚園、認定こども園、保育 所の利用等に必要認定（利 用者負担区分の決定等）を保 護者が居住市区町村から受け るための手続	年金額等を示す 書類	市町村長	こども 家庭庁	435	411	94.4	24	5.5	
計								35,724	31,491	88.1	4,233	11.8

注(1) 管理番号36の2-2から36の2-11までの5手続は、事務手続名以降の記載内容が同一であるが、マイナンバー情報照会により得られる特定個人情報はそれぞれ異なっており、別個の事務手続である。

注(2) 申請者の提出すべき添付書類が法令に規定されていないなどの事務手続については、マイナンバー情報照会により提出の省略が可能となる添付書類を「なし」などとしている。

注(3) 管理番号69-1「被災者生活再建支援金の支給」の事務手続について、マイナンバー情報照会を実施することが可能であった事務が発生している地方公共団体数が皆無となっているのは、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金の支給に関する事務の全部が都道府県から被災者生活再建支援法人に委託されており、同法人においてマイナンバー情報照会を実施することが可能であった事務が発生しているためである。

注(4) 未実施理由については、選択した地方公共団体数が多かった上位2項目を記載している。なお、地方公共団体数が同数となって、3項目以上の未実施理由が該当する場合は、未実施理由の後に「等」を付している。

事務の発生件数計	マイナンバー情報照会実施率ごとの地方公共団体数										マイナンバー情報照会実施率が50%未満の地方公共団体における事務手続ごとの未実施理由（上位2項目） 注(4)						マイナンバー情報照会実施率が50%未満					
	うちマイナンバー情報照会の照会件数計	割合(%)	うちマイナンバー情報照会以外の方法による処理件数計	割合(%)	0%	0%超25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上100%以下	マイナンバー情報照会実施率が50%以上		マイナンバー情報照会実施率が50%未満		未実施理由	地方公共団体数	割合(%)	未実施理由	地方公共団体数	割合(%)	課税証明等を出させていた地方公共団体数	住民票の写しなどを提出していた地方公共団体数	
										地方公共団体数	割合(%)	地方公共団体数	割合(%)									i
d	e	e/d	f	f/d						g	g/c	h	h/c		i	i/h		j	j/h			
11,929	1,719	14.4	10,210	85.5	86	10	2	-	20	20	16.9	96	83.0	添付書類を提出しても らった方が効率的	61	62.2	申請者等が自主的に添付書類を提出	16	16.3	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5,215	114	2.1	5,101	97.8	132	3	-	1	2	3	2.1	135	97.8	添付書類を提出しても らった方が効率的	87	64.4	事務の発生件数が少ない	63	46.6	-	-	
4,498	16	0.3	4,482	99.6	60	-	-	-	2	2	3.2	60	96.7	添付書類を提出しても らった方が効率的	42	70.0	事務の発生件数が少ない	14	23.3	-	-	
1,340	2	0.1	1,338	99.8	47	-	-	-	1	1	2.0	47	97.9	添付書類を提出しても らった方が効率的	28	59.5	事務の発生件数が少ない	18	38.2	-	-	
166	-	-	166	100.0	24	-	-	-	-	-	-	24	100.0	添付書類を提出しても らった方が効率的	14	58.3	事務の発生件数が少ない	12	50.0	-	-	
491,903	73,885	15.0	418,018	84.9	3,119	240	73	79	722	801	18.9	3,432	81.0								313	9

別図表10 令和5年4月1日に国民健康保険資格を取得した者の被用者保険の資格喪失に係る登録状況

区分	令和5年4月1日に国民健康保険資格を取得した者のうち、被用者保険の資格喪失登録が行われていなかった者の数			
	全国健康保険協会		健康保険組合	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
5年4月1日に国民健康保険資格を取得した者(注)	236,435		131,454	
7日経過時点	128,738	54.4	35,573	27.0
14日経過時点	57,467	24.3	16,037	12.1
21日経過時点	22,205	9.3	7,304	5.5
28日経過時点	9,674	4.0	3,168	2.4

(注) 令和5年5月31日までに「5年4月1日に国民健康保険資格を取得した者」として登録された者を集計している。

別図表11 令和5年6月1日に国民健康保険資格を喪失した者の被用者保険の資格取得に係る登録状況

区分	令和5年6月1日に国民健康保険資格を喪失した者のうち、被用者保険の資格取得登録が行われていなかった者の数			
	全国健康保険協会		健康保険組合	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
5年6月1日に国民健康保険資格を喪失した者注(1)	660		102	
7日経過時点	197	29.8	38	37.2
14日経過時点	124	18.7	20	19.6
21日経過時点	97	14.6	12	11.7
28日経過時点	63	9.5	6	5.8

注(1) 令和5年7月31日までに「5年6月1日に国民健康保険資格を喪失した者」として登録された者を集計している。

注(2) 令和5年6月1日に国民健康保険資格を喪失した者の被用者保険の資格取得に係る登録状況を確認したのは、医療保険者が医療保険者等向け中間サーバーに被保険者に係る医療保険給付関係情報を登録するまでの期間を5日以内とする健康保険法施行規則の改正が同日に施行されたことによるものである。

